

令和4年第3回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 9月9日（金）

・開 会	7
・会議録署名議員の指名	7
・会期の決定	7
・諸般の報告	7
・町長所信表明	8
・行政報告	11
・議案等の上程（議案第44号～第59号）	11
・議案等に対する質疑	16
・議案等の委員会付託	16
・粕屋郡粕屋町外1市水利組合議会議員の補欠選挙	17

第2号 9月26日（月）

・一般質問	22
本田芳枝議員	22
1. 町長所信表明について	22
2. 成年後見制度について	29
3. 町営住宅建設における、障がい者への合理的配慮について	34
4. 選挙の投票における、障がい者への合理的配慮について	40
案浦兼敏議員	43
1. 町長所信表明について	43
田川正治議員	59
1. 「2050年CO2排出ゼロ実行計画」の作成と具体化した取り組みの状況について	60
2. 新型コロナウイルス感染症拡大のもとで、町が雇用や生活を支援する取り組みについて	68
川口 晃議員	78
1. JR福北ゆたか線柚須2号踏切の歩道設置について	78
2. 粕屋町職員の増員問題について	81
3. 粕屋町の小・中学校の教職員の正規化問題について	90
4. 粕屋町西部地域の周辺整備について	96

第3号 9月27日(火)

・一般質問	102
宮崎広子議員	102
1. 粕屋町の女性の社会進出や経済的自立に向けた支援について	102
2. 帯状疱疹を未然に防ぐための支援について	111
杉野公彦議員	113
1. 当町における業務のデジタル化の進行状況について	114
井上正宏議員	127
1. 通学路危険個所の改善について	128
2. 町立幼稚園の定員割れについて	132
3. 学校体育館空調の整備について	134
福永善之議員	137
1. 学校校則の公開について	138
2. 町民運動会について	140
3. 児童の遊び場について	146
山脇秀隆議員	150
1. 旧庁舎跡地の利活用について	151
2. 一般廃棄物処理の仕組みについて	169

第4号 9月29日(木)

・(追加) 議案等の上程(議案第60号)	178
・(追加) 議案等に対する質疑	179
・(追加) 議案等の委員会付託	179
・(追加) 発議の上程(発議第2号~第3号)	180
・(追加) 発議に対する質疑	181
・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	181
議案第44号 粕屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 について	181
議案第45号 令和4年度 粕屋町一般会計補正予算について	183
議案第46号 令和4年度 粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について	185
議案第47号 令和4年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算につい て	185
議案第48号 令和4年度 粕屋町介護保険特別会計補正予算について	185
議案第49号 令和4年度 粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予	

	算について……………	185
議案第50号	令和4年度 粕屋町水道事業会計補正予算について……………	188
議案第51号	備品購入契約の締結について……………	189
議案第52号	工事請負契約の締結について……………	193
議案第53号	令和3年度 粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について……	195
議案第54号	令和3年度 粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	197
議案第55号	令和3年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	197
議案第56号	令和3年度 粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	197
議案第57号	令和3年度 粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	197
議案第58号	令和3年度 粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について……………	202
議案第59号	令和3年度 粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について……………	202
(追加) 議案第60号	工事請負契約の変更について……………	204
(追加) 発議第2号	粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について……………	206
(追加) 発議第3号	粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について……………	206
・委員会	の閉会中の特定事件(所管事務)調査……………	208
・閉会	……………	209

令和4年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

令和4年9月9日（金）

令和4年第3回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

令和4年9月9日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 諸般の報告
- 第4. 町長所信表明
- 第5. 行政報告
- 第6. 議案等の上程
- 第7. 議案等に対する質疑
- 第8. 議案等の委員会付託
- 第9. 粕屋郡粕屋町外1市水利組合議会議員の補欠選挙

2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤 川 真 美 議会事務局主幹 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長	箱田 彰	副町長	吉武 信一
教育長	西村 久朝	総務部長	古賀 博文
住民福祉部長	神近 秀敏	都市政策部長	新宅 信久
総務課長	豊福 健司	経営政策課長	吉田 勉
税務課長	渋田 香奈子	収納課長	堺 哲弘
協働のまちづくり課主幹	高榎 元	総合窓口課長	大内田 亜紀
子ども未来課長	渡辺 剛	介護福祉課長	古賀 みづほ
健康づくり課長	石川 弘一	都市計画課長	田代 久嗣
地域振興課長	稲永 剛	道路環境整備課長	吉村 健二
上下水道課長	松本 義隆	会計課長	安河内 淑子
学校教育課長	黒田 道明	社会教育課長	臼井 賢太郎
給食センター所長	井手 正治		

(開会 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

早いもので暑かった夏も終わり、令和3年度決算審査を行う9月定例会を迎えました。先月28日に行われました粕屋町町長選挙におきまして、2期目を目指して立候補されました箱田彰町長が、無投票当選され誠にありがとうございます。今後はお体に十分御留意されまして、粕屋町の更なる発展のため、御尽力されますことを心から御祈念申し上げます。また、選挙投開票事業等に計上をされておりました予算が、約900万円ほど執行残としてなっております。今後、町民にとって有意義な支出計画の御健闘をお願いいたします。

本日の会議には、特別職のほか課長以上の職員全員の出席をお願いしておりますことを申し添えます。本日は気温も高めになっており、上着を取られる方は取っていただいて結構でございますので、よろしくをお願いいたします。また、執行部のほうからは、協働のまちづくり課安河内課長から体調不良のため欠席届が提出されており、代わって高榎主幹が出席されておられますことを御報告いたします。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、令和4年第3回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

日程第1. 「会議録署名議員の指名」をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において10番、田川正治議員及び12番、久我純治議員を指名いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第2. 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月29日までの21日間としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月29日までの21日間と決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

日程第3. 「諸般の報告」をいたします。

議会改革の一環として、総務建設常任委員会におきまして、タブレット導入を目指し、前回の須恵町に続き、7月13日に福津市並びに新宮町の視察を行いました。それぞれ違うシステムを導入しており、その特徴や違いについて学んできております。

また、7月19日には、文教厚生常任委員会井上委員長が、北九州市立総合体育館第二競技場で開催されました、輻射式冷暖房システムの体感視察会に参加し、体育館の空調について視察を行っております。

いずれも、視察報告書が提出されておりますので、是非御一読ください。

◎議長（小池弘基君）

日程第4．「町長所信表明」。

箱田彰町長から2期目就任にあたり、所信表明がございます。

箱田町長。

（町長 箱田 彰君 登壇）

◎町長（箱田 彰君）

改めておはようございます。

所信の表明をいたす前に、議員の各位、そしてまた町民の皆さまの御支援により、先月の町長選挙に当選の榮譽をいただきました。本当にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。令和4年第3回粕屋町議会定例会の開催中にも関わらず、町政運営に関する所信を申し上げる機会をいただき、誠にありがとうございます。

私はこの度の粕屋町長選挙において、無投票当選での再任を頂き、引き続き2期目の町政運営を担わせていただくこととなりました。これまでの1期4年間の取組に対し、御評価いただいたことを大変光栄に感じると共に、改めて、その大変な重責に身の引き締まる思いでございます。これからの4年間、町民の皆さまの信頼と期待にしっかりお応えできるよう決意を新たにし、よりよい「かすや」の未来を目指して、町長としての職務を遂行してまいり所存でございます。

それでは公約に沿って、2期目4年間の町政運営に向けての所信を申し上げます。

1つ目は、「子育てしやすいまちづくり」です。

現在、「かすやこども館」に子ども家庭総合支援拠点を設置し、子育てに関する様々な相談や支援を行っております。妊娠・出産・育児への不安や負担、孤立感など、悩みを抱える家庭に対する支援の充実に向け、「第2こども館」の建設を検討し、妊娠期から子育て期にわたる総合支援体制を強化します。また、今後の就学前人口の推移や地域バランスを十分考慮し、これまで公立が担ってきた役割を維持し

ながら、町立保育所・幼稚園の再編整備を進めます。子どもたちが放課後や休みの日に、安全・安心に楽しく過ごせる学童保育所の拡充を行います。

安心して子どもを産み、育てることができるよう、地域全体で子どもを育てていく、子育て応援都市「かすや」を目指します。

2つ目は、「住みやすいまちづくり」です。

JR 駅を拠点とした駅及び周辺整備を行い、にぎわいと都市機能の充実を図ります。ふれあいバスの再構築を行い、多様なニーズにきめ細やかに対応することができるコミュニティバス化の検討に入ります。感染防止対策に十分配慮した上で、安全・安心に開催できるよう、With コロナ時代に対応するイベントの復活を支援します。

いにしえより受け継いだ交通基盤・都市機能を活かして、住みたくなる、暮らし続けたいまち「かすや」を目指します。

3つ目は、「誇れるまちづくり」です。

町のランドマークである駕与丁公園に、これまで以上の賑わいを創出することを目的として、新たに飲食物販施設を設置するなど、公園の持つポテンシャルをより一層活かすことができるよう魅力増強に取り組みます。本町が今後とも持続的に発展していくためには、質の高い雇用の創出や民間企業による投資を呼び込むことが重要です。九大農場跡地の開発や、企業立地・住宅開発を戦略的に展開していきます。

「ゼロカーボンシティかすや」に向けて取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。

4つ目は、「安心して生活できるまちづくり」です。

全町を挙げた防災訓練を実施し、自主防災の多様な担い手のネットワーク化など、自主防災組織の進化と強化に取り組みます。近年多発する豪雨による洪水氾濫に備えるため、河川の治水対策を推進します。また、ロシアのウクライナへの侵攻や急速に進んだ円安等による、長引く物価高における生活者や事業者への支援を行います。

地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えつながることで、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指します。

「市制への環境整備」です。

本町の令和4年8月末時点の住民基本台帳人口は4万8,892人となり、人口5万人が次第に迫ってまいりました。これまでは「市制塾」を設置し、市制に係る事項の調査研究を進めてまいりましたが、今後は町民の皆さまに様々な形で情報提供を

行い、住民意識調査、意見交換会などを段階的に進め、町全体の機運を高めてまいりたいと考えております。

以上のことを2期目の目標として掲げ、更なる「かすや」の発展のため、全職員一丸となってチャレンジし、イノベーションに挑戦してまいります。

結びになりますが、以上、所信の一端を述べさせていただきましたが、この度の新型コロナウイルス感染症を契機として、新しい生活様式の導入など、これまでの価値観や生活観に大きな変化が生じております。こうした社会が大きく変化する時代において、私は、町政運営を担う責任者として、ポストコロナのレジリエントなまちづくりを進め、町民のWell-Beingを高めながら、「かすや」を更に発展させ、未来世代に自信と誇りを持って引き継いでいきます。

終わりに、議員各位並びに町民の皆さまのあたたかい御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、所信表明とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

日程第5．「行政報告」及び日程第6．「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出された議案等は16件であります。

行政報告及び提案理由の説明を一括して求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

本日、令和4年第3回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中、全員の御出席を賜り、感謝と御礼を申し上げます。

さて、9月6日に九州北部に接近した大型で強い台風11号は、対馬海峡を通過していきました。5日13時に避難所を、かすやドームなど4か所開設しましたが、かすやドームに16世帯20名の方が、5日より翌6日まで避難されました。通過していったコースや規模などの要因から、町内に大きな被害がなかったものの、改めて自然の脅威と危機管理の重要性を再認識した次第でございます。

なお、また台風12号が発生し、フィリピンの東から沖縄地方への進路が予想され、九州に続けるよう接近することも考えられます。今後も、緊張感を持って、有事に備えていきたいと思っております。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、「行政報告」を行います。

報告第5号は、「令和3年度粕屋町健全化判断比率について」でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

報告第6号は、「令和3年度粕屋町公営企業の経営の健全化について」でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

以上で法令に基づく報告を終わります。

次に、その他の報告をいたします。

別紙でお配りしております資料を御覧ください。一部事務組合の令和3年度決算についてでございます。

須恵町外二ヶ町清掃施設組合、粕屋南部消防組合、福岡県後期高齢者医療広域連合、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合、北筑昇華苑組合について記載をしております。決算額につきましては、資料のとおりでございますので、御覧いただきたいと存じます。

以上で行政報告を終わります。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、「議案の上程」を行います。

令和4年第3回粕屋町議会定例会に町から提案いたします案件といたしましては、条例の改正が1件、令和4年度補正予算が6件、備品購入契約の締結が1件、工事請負契約の締結が1件、令和3年度決算認定が7件、以上16件でございます。

それでは、議案第44号から順に御説明申し上げますが、議案第53号から議案第59号までの決算の認定につきましては、副町長より御説明を申し上げます。

議案第44号は、「粕屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

昨年8月10日に人事院が行った、公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で明らかにされた、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち、令和4年10月1日施行予定の事項である、育児休業の取得回数制限の緩和等について、国家公務員の措置との均衡を図るため、所要の規定を整備するものでございます。

次に議案第45号は、「令和4年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億1,633万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を219億4,822万円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、地方交付税を1億8,509万2千円、国庫支出金を2億3,966万9千円、繰越金を5億7,665万円増額し、町債を3億8,023万6千円減額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、国鉄志免炭鉱ボタ山開発対策事業費を3,095万9千円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費を2億3,418万5千円、公共施設整備基金積立金を2,447万4千円、財政調整基金積立金を3億82万7千円増額するものでございます。

議案第46号は、「令和4年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」で
ございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,701万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を37億490万9千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税を5,703万8千円、繰入金を238万3千円増額し、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を1億1,787万6千円減額するものでございます。一方、歳出といたしましては、総務費を270万円増額し、前年度繰上充用金を5,971万6千円減額するものでございます。

議案第47号は、「粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でござい
ます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,379万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億9,825万4千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、繰越金を2,578万5千円増額、後期高齢者医療保険料を800万円増額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を3,378万5千円増額するものでございます。

議案第48号は、「令和4年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でござ
います。

今回は、保険事業勘定におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,823万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億2,950万4千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を2,337万2千円減額し、繰入金を3,621万8千円、前年度繰越金を7,147万4千円増額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を634万8千円、諸支出金を7,189万円増額するものでございます。

次に、介護サービス勘定におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ465万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,985万2千円とするもので
ございます。歳入の主なものといたしましては、前年度繰越金を424万増額し、歳

出の主なものとしたしましては、諸支出金を424万増額するものでございます。

議案第49号は、「令和4年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ34万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を92万6千円とするものでございます。歳入は、前年度繰越金を34万6千円増額し、歳出は、一般会計繰出金を34万6千円増額するものでございます。

議案第50号は、「令和4年度粕屋町水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容といたしましては、配水管漏水修理により修繕費が不足いたしますので、収益的支出につきまして配水及び給水費を500万円増額し、9億3,535万5千円とするものでございます。

次に議案第51号は、「備品購入契約の締結について」でございます。

粕屋町原町区、若宮区、花ヶ浦区が受持ちでございます。粕屋町消防団第8分団、第9分団、第13分団が使用する全自動小型動力ポンプは、購入からそれぞれ12年から14年が経過しているため、老朽化によりポンプ性能が低下し、火災時に十分な消火活動ができない恐れがありますので、買い替えを行うものでございます。この購入を実施するにあたり、指名業者6社による指名競争入札に付したところ、株式会社福岡トーハツ 代表取締役 澤田守雄が、消費税込み1,063万7千円で落札いたしましたので、この者と全自動小型動力ポンプ購入契約を締結するにあたり、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。なお、納期は、契約効力発生の翌日から、令和5年2月28日まででございます。

次に議案第52号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

本議案は、粕屋町総合体育館の大規模改造工事を実施するもので、粕屋町総合体育館は、平成9年度に建築され、本年で25年目を迎えており、老朽化が進んでいる状況でございます。特に、屋根やひさし、外壁といった外回りの部分が劣化をしており、またプール棟におきましては、老朽化した設備を更新すると共に、プール底板の嵩上げなどを行い、使いやすく、安全で安心して施設利用ができるように、更なる改良を加える予定でございます。この工事を実施するにあたり、令和4年7月29日に共同企業体8社による指名競争入札を行いましたところ、因・荻原特定建設工事共同企業体 代表者 因建設株式会社 代表取締役 因善嗣が、工事請負金額7億8,791万9千円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するにあたり、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から、令和6年3月21日までとなります。財源とい

たしましては、公共施設等適正管理推進事業債を活用し、実施をいたします。

それでは、次の議案第53号から議案第59号までの決算の認定につきましては、副町長より御説明をいたします。

(町長 箱田 彰君 降壇)

(副町長 吉武信一君 登壇)

◎副町長（吉武信一君）

では、53号から59号議案について御説明申し上げます。

議案第53号は、「令和3年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

一般会計の決算額は、歳入総額203億5,378万6,117円、歳出総額194億1,323万2,575円で、歳入歳出差引額は、9億4,055万3,542円となります。歳入歳出差引額は、次年度への繰越明許費繰越財源6,390万3千円が含まれており、それを差し引いた実質収支額は、8億7,665万542円で次年度へ繰越しとなりました。また、一般会計の町債残高は、前年度より8億1,963万2,702円増加し、108億2,126万8,452円となり、基金残高は、前年度より10億1,699万3,341円増加し、45億9,444万9,300円となります。

議案第54号は、「令和3年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

令和3年度歳入歳出決算は、歳入総額34億8,283万6,687円、歳出総額36億312万431円で、歳入歳出差引額1億2,028万3,744円の歳入不足となりました。まず、歳入につきましては、前年度に比べ、国民健康保険税が1,729万5,663円、県支出金が9,009万9千円、繰入金が1,165万3,249円の増額、国庫支出金が286万8千円の減額となっており、歳入総額では、前年度と比べ1億1,970万1,886円の増額になっております。一方、歳出につきましては、前年度と比較して、保険給付費が1億2,779万7,356円、前年度繰上充用金が8,780万1,109円の増額、国民健康保険事業費納付金が4,625万1,255円、諸支出金が2,113万7,798円の減額になっており、歳出総額では、前年度と比べ1億5,084万9,294円の増額になっております。

続きまして、議案第55号は、「令和3年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

令和3年度歳入歳出決算は、歳入総額5億6,318万5,274円、歳出総額5億3,739万8,664円で、歳入歳出差引額2,578万6,610円が、次年度への繰越しとなりました。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方を対象とした医療保険であり、福岡県後期高齢者医療広域連合が実施主体となって運営をしております。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の4億2,405万5,910円で、歳出の主なものは、後期高齢

者医療広域連合納付金の5億2,052万9,097円でございます。

議案第56号は、「令和3年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

令和3年度の決算は、保険事業勘定におきまして、歳入総額25億2,901万4,684円、歳出総額24億5,753万9,026円、歳入歳出差引額7,147万5,658円が次年度への繰越となりました。歳入の主なものといたしましては、第1号被保険者保険料が5億8,243万492円、国・県・支払基金からの負担金及び交付金が14億4,509万9,845円、繰入金が3億8,872万2,076円、繰越金が1億1,218万8,706円でございます。一方、歳出の主なものといたしましては、全体の88%を占める保険給付費が21億7,239万8,001円、諸支出金が1億3,580万6,645円、地域支援事業費が8,737万7,878円でございます。

次に、介護サービス勘定におきまして、歳入総額1,249万9,874円、歳出総額825万9,802円、歳入歳出差引額424万72円が次年度への繰越となりました。歳入は、ケアプラン作成によるサービス収入が1,233万6,870円、繰越金が16万3,004円でございます。歳出は、総務費が751万4,557円、サービス事業費が74万5,245円でございます。

議案第57号は、「令和3年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

令和3年度の決算は、歳入総額131万9,455円、歳出総額96万2,838円で、歳入歳出差引額35万6,617円が次年度への繰越となりました。歳入の主なものは、貸付金の償還と繰越金でございます。貸付金の償還につきましては、現年度分の償還率が100%、過年度分の償還率が1.4%となっております。一方、歳出の主なものは、一般会計繰出金でございます。

議案第58号は、「令和3年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」でございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和3年度粕屋町水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書案のとおり、自己資本金へ3千万円、建設改良積立金へ1億5千万円処分するものでございます。併せて、令和3年度粕屋町水道事業会計決算は、粕屋南配水池築造工事、基幹管路布設工事及び配水管改良工事、粕屋浄水場ほか電気設備更新工事などを行いました。収益的収支につきましては、消費税を除きまして、事業収益9億8,536万6,725円。事業費用8億2,789万3,519円、差引き1億5,747万3,206円の純利益を計上いたしました。次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして、収入総額3億7,420万2,998円、支出総額6億3,030万7,773円、差引不足額2億5,610万4,775円につきましては、損益勘定

留保資金などで補填をいたしております。

議案第59号は、「令和3年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」でございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和3年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書案のとおり、自己資本金へ1億円、減債積立金へ4千万円処分するものでございます。併せて、令和3年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算についてでございますが、収益的収支につきましては、消費税を除きまして、事業収益12億2,659万7,055円、事業費用1億8,808万5,687円、差引き3,851万1,368円の純利益を計上いたしました。次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして、収入総額7億2,930万2,880円、支出総額8億8,392万5,620円、差引不足額1億5,462万2,740円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填をいたしました。

以上で、提案理由の説明を終わります。

何とぞ、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(副町長 吉武信一君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

日程第7．「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第8．「議案等の委員会付託」についてお諮りいたします。

本日上程されました44号議案、51号議案並びに52号議案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。また、45号議案から50号議案の令和4年度補正予算関係につきましては、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を、53号議案から59号議案の令和3年度決算の認定関係につきましては、議長を除く議員全員で構成する決算特別委員会を、地方自治法第109条及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により設置し、それぞれの特別委員会に付託して、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、委員長に井上正宏議員、副委員長に末若憲治議員。決算特別委員会の正副委員長は、委員長に末若憲治議員、副委員長に井上正宏議員といたします。

◎議長（小池弘基君）

次に、日程第9、「粕屋郡粕屋町外1市水利組合議会議員の補欠選挙」ですが、選挙方法の確認を行うため、ここで暫時休憩といたします。

（休憩 午前10時08分）

（再開 午前10時30分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

ただ今、粕屋郡粕屋町外1市水利組合議会議員の補欠選挙に関わる選挙方法について、暫時休憩し、全員協議会を開催いたしました。その中で御意見が出ておりました。今回の候補者、資料の中にはお名前が2名書いてあると。住所もそうでございますけど、この方がどんな経歴かという略歴あたりを、やはり載せるべきではないかと。全く全員が、この候補者を存じてるかどうかといったところも分かりませんので、今後についてはそういったことを、やはり略歴を載せてほしいといった意見がございましたので、申し添えておきます。

◎議長（小池弘基君）

日程第9、「粕屋郡粕屋町外1市水利組合議会議員の補欠選挙」を行います。

粕屋郡粕屋町外1市水利組合議会議員に欠員2名が生じたため、組合同約第5条第2項及び第6条第2項の規定により、補欠選挙を行います。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

粕屋郡粕屋町外1市水利組合議会議員に、因 政次さん、山田 茂さん、以上2名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名いたしました2名を、粕屋郡粕屋町外1市水利組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました因 政次さん、山田 茂さんが、粕屋郡粕屋町外1市水利組合議会議員に当選されました。

ただ今当選されました方に対し、別途文書により、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午前10時33分）

令和4年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和4年9月26日（月）

令和4年第3回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

令和4年9月26日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- | | | | | |
|----|------|-----|---------|----|
| 1番 | 議席番号 | 13番 | 本 田 芳 枝 | 議員 |
| 2番 | 議席番号 | 7番 | 案 浦 兼 敏 | 議員 |
| 3番 | 議席番号 | 10番 | 田 川 正 治 | 議員 |
| 4番 | 議席番号 | 9番 | 川 口 晃 | 議員 |

2. 出席議員（16名）

- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 古 家 昌 和 | 9番 | 川 口 晃 |
| 2番 | 田 代 勘 | 10番 | 田 川 正 治 |
| 3番 | 杉 野 公 彦 | 11番 | 福 永 善 之 |
| 4番 | 宮 崎 広 子 | 12番 | 久 我 純 治 |
| 5番 | 末 若 憲 治 | 13番 | 本 田 芳 枝 |
| 6番 | 井 上 正 宏 | 14番 | 山 脇 秀 隆 |
| 7番 | 案 浦 兼 敏 | 15番 | 安 藤 和 寿 |
| 8番 | 鞭 馬 直 澄 | 16番 | 小 池 弘 基 |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤 川 真 美 議会事務局主幹 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（14名）

町 長	箱 田 彰	副 町 長	吉 武 信 一
教 育 長	西 村 久 朝	総 務 部 長	古 賀 博 文
住民福祉部長	神 近 秀 敏	都市政策部長	新 宅 信 久
総 務 課 長	豊 福 健 司	経営政策課長	吉 田 勉
総合窓口課長	大内田 亜 紀	子ども未来課長	渡 辺 剛

介護福祉課長 古賀みづほ
道路環境整備課長 吉村健二

都市計画課長 田代久嗣
学校教育課長 黒田道明

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

新型コロナウイルス感染症も少しずつ取り戻しつつあり、今年の夏は無事、中体連も開催されました。そんな中、粕屋中学校男子ハンドボール部におかれましては、全国第3位という素晴らしい成績を収められました。誠におめでとうございます。学業のみならず、子どもたちが部活動を通じて学ぶ様々な経験は、その強弱にかかわらず、何事にも代えがたく、今後の成長に大きな影響を与える大切なものだと思います。

本日の一般質問は、4名を予定しております。また本日は、気温も高めでありますので、上着を取られる方は取っていただいて結構です。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁者側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは通告書順に質問を許します。

議席番号13番、本田芳枝議員。

(13番 本田芳枝君 登壇)

◎13番（本田芳枝君）

おはようございます。13番、本田芳枝でございます。

今日は、質問が従来出していた分は3件。それで、所信表明についての質問も許されるということで、それには2問させて、合計5問になります。

それでは始めます。

最初の所信表明の第2こども館建設について。これは、子育てしやすいまちづくりの中の第2こども館建設についてというところ。それから、もう一つは住みやすいまちづくりの、ふれあいバスの再構築。コミュニティーバス化の検討の2点でございます。1点目の第2こども館の建設についてどのような思いなのか、具体的にお願いしたいと思います。

所信表明では、現在のこども館に子ども家庭総合支援拠点を設置しており、妊娠・出産への不安や育児への負担、孤立感など、悩みを抱える家庭に対する支援の充実に向けて「第2こども館」の建設を検討するとありますが、町の広報10月号の就任の挨拶では、地域複合拠点施設「第2こども館」となっています。現在、こども館の中の機能の一つとして、子ども家庭総合支援拠点があると思います。だからもう1か所、子ども家庭総合支援拠点を複合施設、交流施設に作るとおっしゃれば理解ができるのですが、それがいきなり「第2こども館」となると、少し違和感を感じております。私の認識の違いでしょうか。あるいは今のこども館のように、こども館の中に、子ども家庭総合支援拠点を持った児童館としてのこども館を別に作るという構想なのでしょうか。

そうなるのかなり大がかりな施設となりますが、どういうことなのか、具体的にお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先月の町長選挙時の、様々な方々にお会いしましてお話もお聞きしております。

そしてまたデータの的にも、数字的にもあるんですけども、今のこども館。児童虐待、そしてまた児童の養育、保護者の病気の関係とか、それを中心に相談件数がうなぎ登りになっております。数字のほうは、先日の委員会でお渡ししたと思いますけども、今年度も9月の現在で、既にもう延べ1,796件のお問い合わせ、御相談があつてるといふ状況でございます。併せて、1階にあります教育相談室のほうにも、相当数の生徒の相談があつてるといふこの粕屋町で、やはり子どもが多いこの粕屋町での一つの特徴だろうと思います。

そういった中で、校區別に見ましても、やはり一部地域が、やはり遠いところでは施設がないために、やはり相談に來れない方もおられるんじゃないかということも想像いたします。そういったことで私自身の思いとして、こども館がもう一つ要るんではなかろうかと。これほど子どもが多くなっているこの粕屋町にとって、やはり子どものこういった健全育成、そしてまた、悩みなき母親の育児に関する推進、そのためにも施策として、こども館が必要ではなかろうかと。ただ、これは単体でこども館を作るといふことじゃなくて、やはり合理的に、様々な子どもに関することもできるような複合施設を、検討したいと思っておるところでございます。

従いまして、まだ具体的にこういった規模、こういった場所、こういった内容というのは全く決まっておられません。私の思いとして、今回、所信表明、また選挙の

期間中に、私が申し上げたところでございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

ということは、2番目の答えもそのように、今の町長の答えと同じ内容ということでしょうか。

私ここに、計画の内容、場所、規模、財源など具体的なことはというふうに書いていますが、今はそれ以上、今の町長のおっしゃった思い以上のものはないということになりますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

それよりも、やはり場所だろうと思うんですね、場所。建設する場所。これが適地があるのかどうか。どこに建設したほうがいいのかという、この場所の選定が非常に大事だろうと思います。もちろんその内容につきましても、その間、様々な御意見を頂戴する機会を作りまして、協議をしてまいりたいと思っております。

今の私の思いということでとらえていただきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

実は以前、こども館を作られるときも同じような出発でした。

どこにするかとか、どういうふうにするかということではなくて、議会のほうでは、かなり反対があった中を副町長を中心として、今の町長ですけど、これを、現在の場所に作られたという経緯があります。それで今おっしゃったように、場所はまだ分からない。ただ、その必要性を強く感じているということのようでございますね。

それでは、私の構想を申し上げます。私は、現在町の公共施設は、役場付近の東部に集中しているので、公平性という観点からも、西部に役場の支所機能を持った複合施設が必要だと常々思っていました。幸い九大農場が移転し、阿恵官衙遺跡は、国の指定文化財に指定されたので、遺跡保存公園を作るということになります。それには必ず遺跡の交流館を作るのに国からの補助があると思うので、町はそれにプラスして用地を確保し、複合施設を作れるのではないかと考えています。それを、西部地区の住民交流センターとして役場支所、図書館分館、ボランティアセンターなどの複合施設とするというのが、私の実は前回の町会議員の選挙のときの

公約でございます。それで今回、町長は第2こども館の構想を出されたときに、これだっていうふうに思いました。

遺跡の埋め戻しがあると聞いているので、そこに子どもたちが自由に遊べる空間、はらっぱを作り、複合施設に子ども家庭総合支援拠点を作ればいいのではないかと考えていますが、その可能性はいかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ありがたい御意見と思います。

ただ阿恵官衙遺跡、これはもう実際、規模、そしてまたその保存の仕方については、もう文化庁、そしてまた県のほうとも協議を行っておりまして、ほぼ固まった状態になっておりますが、九大農場跡地の中に、別の場所に、新たな遺跡も今、発見をされております。その重要度、要するに国指定のものになるかどうかというのは、今後、文化庁との協議、文部科学省との協議になるわけですが、これが非常に大きな障害と言ったらちょっと語弊があると思いますが、この九大農場跡地の開発についての一つのハードルになろうと思います。

従いまして、その辺のことを克服しながら、跡地開発をしないといけないということで、いつの時点でこの開発ができるのか。こういったこども館だけではなくて、用地取得も含めて、用地をどうするのかを含めて、検討する期間がちょっといつになるのか、というのが非常に見えないうところでございます。

従いまして、場所につきましては、まだ今の段階では断言はできないというふうにお答えさせていただきます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

それを是非、西部地区で探していただきたい、そういうふうに強く思います。

今のこども館も、小学生においては、西小学校区と大川小学校の子どもたちが非常に来館が少ないんですね。令和元年度で5万5千人全体の来館人があるんですけども、今1万3千人かな、かなり落ちていますが、またこれがコロナが落ちつけば、従来の、あるいはもっと増える可能性があるんですけども。

やはり小学校、一番使ってほしい小学校の子どもたちが校区の制限の中で使えないっていうのはかわいそうな気がしますので、是非その場所を西部地区に。しかも西部は、役場とかいろんな機能がこちらに集中しているから、是非、いろいろ公平性の面においても問題があると思います。それは私が、乙仲原西区に生まれ育った

ので、近隣の住民の方の皆さんの声とか、そういうのを昔から聞いておまして、必要性を強く感じておりますので、九大農場跡地にそういうものができれば、大川校区も607号線の向かい側ということで、通いやすい。来やすい。そういう立地条件があると思うので、是非お願いしたいと思います。

それから、私のもう一つの構想。実は今日花を持ってきたんですけど、私は、九大農場跡地に公園を作ってほしいと思うんですけど。1,300年の悠久の歴史を刻むというキャッチフレーズで自分の公約に書いてるんですけど、今これは、秋の七草、その中の藤袴と、それから萩です。これ両方家から取ってきたんですけど、実は私はここに藤袴をたくさん植えたい。というのはアサギマダラという、台湾から蝶が飛来してくるんですけど、非常に人懐っこい蝶で、子どもたちも簡単に見ることができるとですね。そういう秋の七草を中心とした草花の中に、そういうこども館、あるいはそういうのがあればいいと思って、そういう構想をずっと抱いてきました。九大農場跡地でそれがかなわなければ、西地区で、是非それをお願いしたいというのが私の要望でございます。それに対するお答えは難しいと思うので、一応それで切ります。

いいですか、次はふれあいバスのコミュニティ化についてでございます。

所信表明では、ふれあいバスの再構築を行い、多様なニーズにきめ細やかに対応することができるコミュニティバス化の検討に入るとあります。ふれあいバスに関しては、町民の関心が高く、無料はありがたいけれど、有料でもいいから様々なニーズに応えられるコミュニティバスを運行してもらえないかという要望も根強くあり、今まで何度も一般質問してきました。けれども、一貫してふれあいバスでという方針は、町の方針は変わらず、あくまでも福祉バスという範疇での改善で、それ以上は課題が多過ぎるということで、対応はされてきませんでした。今回公約で述べられた施策の転換となった要素は、何なのでしょう。課題をクリアできる施策が見つかったのでしょうか。それとも、現在での限界を強く感じられ、困難なことがあっても施策を前に進めるために、コミュニティ化の検討を公約として挙げられるようになったのでしょうか。

1、どのような思いなのかを具体的に。それから2、町民にとっては、利用料金が発生するが、町民のニーズに応えるためのコミュニティバス化は、今まで以上に多額の運行補助金が必要となるのでは。

以上、一括して質問いたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今の粕屋町のふれあいバス、これは議員も御存じと思いますが、コロナの影響を抜きにすると年々利用者は増えております。

それにまた加速化させた要因は、やはりコースの見直し。そしてまた、イオンモール福岡ですかね、そちらのほうにシャトルバスを運行したことが非常に大きな要因だろうと思いますし、実際生の声、私も乗ってみてインタビューもしましたが、非常に便利だという評価をいただきました。

しかしながら、やはり今のふれあいバスでは、どうしても片一方通行、台数も限られてますし、陣容も今のことでは限界があるということで、一度その場所に行かれていろんな用件、所用済まされて帰るときに、また非常に帰りづらいというような声が非常に多うございます。それは運行協議会のほうでも、そういった意見を聞いております。じゃあどうしたらいいだろうかというふうなことで、今検討には入っておりますけども、この粕屋町が、やはり5万人を超えるような、もう市になるカウントダウンに入ってる状況というのは、もう皆さん御承知だろうと思いますし、そういった市制を敷くときには、やはりコミュニティ化、バスのコミュニティ化。有料化、そして専門的な運行計画と運行時間、バスの便数みたいなことを検討する時期に入ってるだろうというふうにも実感として、私も思っております。

そういった中で、このバスが、今後、高齢者の運転免許証の自主返納とかが、非常に今から先多くなるだろうと思われま。例外なく粕屋町も高齢化してきます。そういった中で、足としての手段、交通弱者としての支援を考えると、これは今からやはり考えるべきだろうと、いうふうに思います。

ふれあいバスに固執することなく、様々なケース、手法を用いて、粕屋町の公共交通の在り方を見直す段階に来てるというふうにも実感しております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

分かりました。

私の手元に、平成30年の3月に粕屋町が巡回バスの町民アンケートをとっておられます。その報告書と、それからその当時の近隣の自治体のバスの事業形態、委託先、運行バス代行、あるいは利用料金、利用状況などを一覧にした表を手元に置いております。この当時も今も思っているんですが、粕屋町のふれあいバスは、コストパフォーマンス、コストに対する利用者の量は多いです。私は多いと思います。現在、3万4千人ぐらいあって、それにシャトルバスが5千人ぐらいなので4万人ぐらい、令和3年で利用者がありました。以前は、コロナ前は4万5千人ぐらい、4コースでね、あったんですけど、私コロナが戻れば、今の5万5千が6万7

万になると思います。ただ、乗る人が、使う人が多ければ多いほど、逆の不満も、あるいはこういうふうにしたらどうかという提案なども、いろんな声が出てくると思います。

そういったことを予測して、町長は5万人、あるいは市制を目指すということで検討したらどうだろうかというふうに今思っている、ということ公約として挙げられたということでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

利用者目線で考えた場合なんですね。これは市制というのは、一つの市制を準備するための環境整備の、これ一つのことなんですけども、その中で実際生活される住民の方々、いわゆる不便なく過不足なく、その町内で、要するにスモールタウンじゃないですけど、粕屋町で生活が完結できるような、そういった暮らしを考えると、やはり公共交通が非常に大事と。

これから先、特に大事だろうというふうに思いますので、今年度から見直していきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

見直すということは、運行を今お願いしている福祉協議会に対しての運行をどうするかとか、あるいは民間のバスとの競合ですね、そういったことも含めて、検討されるのだらうと思います。それができそうな、私は思いがあるので、公約として出されたのかなと思います。

現在、福祉協議会、福祉センターを拠点として、バスが運行しているということが非常になんていうんですか、その形態としてもったいない。私は以前、図書館を中心に、バスが運行されたらと思っていたんですが、実は図書館も駐車場ができて、それが無理のような気がします。それから民間との競合が難しいという話もありますが、それはこちらの意向次第で、向こうとの話の中でできるのかなと今思っています。それで私の思いを申し上げます。

私は、高齢になったときの移動手段として、役場、病院、買い物など、日常的に車がなくても生活ができる、住みやすいまちづくりを是非実現したい。で、現在のバス、福祉バスでは、買い物用の横押し車あるいは乳母車など、たたまないと乗れません。あるいはある自治体のバスでは、入り口に、その付近に広い空間があり、乳母車をたたまなくてもそのまま乗車可能ということでした。また運行時間は、朝

7時から夕方6時半ぐらいまでで、JRなどとの乗り継ぎを配慮し、通勤・通学に使えるようにしてほしい。実際近隣の自治体で、そのようにして非常に利用者が多い、そういう自治体もごさいます。そこはまだ市ではないんですけどもね。だから是非そういう方向性を持って、今後検討していただきたいというふうに思っています。

どうでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

結論から申し上げますと、総合的な検討を行って判断したいと思っています。

今言われたように通勤・通学の、うちはJRの6駅ございしますが、そことの接続も考えなくちゃいけないと思います。また、今言われたように各施設へ本当に不便なく行けるようなきめ細かい交通経路、あるいはその便数を検討しなくちゃいけない。そしてまた、それに伴って陸運局との協議、これは結構大変なんですね。を、検討しなくちゃいけないと思います。

ただ最近、流行りでオンデマンドバスというのがございします。先日も、古賀市のほうがそういったオンデマンドバスの運行もされましたが、粕屋町にはちょっと馴染めないんじゃないかなという気もしますし、その辺も踏まえて、総合的に判断してまいりたいと、検討してまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

以上、所信表明に対する私の質問は終わります。

それで次に、3問用意してたものに入ります。入る前に障害者差別解消法という法律が2016年に作られましたが、その前に2014年の障害者権利条約の日本の批准を受けての法律だと思えます。それでこの9月に、国連の委員会が、日本の取組を初めて審査し、勧告を公表しました。そうした中で、合理的配慮という言葉は少しずつ日常生活の中に染み渡って、私たちの行動を見直すようになってきました。今日はそのことに関連して、3問用意しております。

最初に、成年後見制度について。昨年、粕屋町において、成年後見制度を利用されている町民の成年後見人となられた弁護士さんから相談を受けました。粕屋町には、町長申立てによる場合のみという規定のために、そうでないこの町民のケースでは支援はありません。そのために、粕屋町の成年後見制度利用支援事業実施要綱について、申立者が町長以外の場合でも利用ができるように拡大してほしいという

内容でした。

後見制度を利用しているこの町民は、年金と一部生活保護を受けておられ、目が悪いので支払い期限などの数字が分からずに、公共料金の滞納などがあって、役場の職員のアドバイスにより、法テラスへ本人が直接申し込まれました。その後、なかなか後見人の受け手がなく、現在の弁護士さんにお話があり、その方の無償の行為により制度の運用がなされている次第です。この弁護士さんが以前請け負った他の自治体でのケースでは、助成制度があり粕屋町でもあるだろうと思われて受けられたようです。現在の報酬については、本人は支払い能力がなく弁護士さんの手弁当で行われています。今年の4月に裁判所は、1年間の必要とされる経費は19万と認めました。

粕屋町の制度の在り方について質問いたします。

1、粕屋町の成年後見制度の現状及び利用者についてお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害、発達障害などの理由で物事を判断する能力が十分ではない方に対し、家庭裁判所が成年後見人等を選任いたしまして、権利擁護を目的に、本人の意思を尊重しながら、法律的な支援を行う国の制度でございます。

成年後見制度の申立ては、本人や親族によるものと、身寄りがいない方などの場合の市町村長によるものがありまして、申立ては、住所地を管轄する家庭裁判所に対して行います。本人や親族による申立ての場合、必要書類等は、町を経由せずに直接家庭裁判所に提出されますので、粕屋町全体の利用者は把握できませんが、令和元年度より県を経由して、利用者数の報告がっております。その報告によりますと、これは毎年9月30日時点の数になるんですけども、町全体、令和元年度が51です。令和2年度が48、令和3年度は45でございます。それから町で把握できる数といたしまして、これ町長申立ての分だけになります。令和元年度は2、令和2年度は1、令和3年度はゼロになります。こちらは、年度末の3月31日の数になります。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

次の質問に行きます。

成年後見制度利用促進に対する計画はできていますか、という内容です。一応国が、令和6年度までに各自治体に作るように通告を出していると思うんですが、粕屋町の状況はどうでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

お答えいたします。

令和4年3月に策定しました第2次粕屋町地域福祉計画、粕屋町地域福祉活動計画において、成年後見制度の利用促進について定めており、この制度を分かりやすく周知、啓発していくと共に、必要な人への適切な対応を行うこととしております。窓口で制度に関する相談があった場合や、様々な事業の中で、この制度を紹介する必要があると判断した場合には、職員による説明や関係機関等への取り次ぎなどを行いまして、利用を促進しております。

実際には、割とケースワーカーさんとかケアマネジャーとか、そういった方が実際に町民の方と触れ合うときに、必要性を感じて、御紹介するようなケースが多いように思います。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

私が申し上げているのは、成年後見制度利用促進計画っていうのはあるのか。あるいは作る予定があるのか、ということなんですよね。

今のお話では、令和4年の3月に作った福祉計画、その中に含まれているということですが、福岡県の調査によると、糟屋郡の6町のうち未定は粕屋町だけ。そして、粕屋町は高齢化率は高くないんですね。福岡県一低いというそういう町ではありますが、高齢化になった住民だけではなく、これは障害のある方、あるいはその他のことで必要な方が受けられる制度だと思っているし、粕屋町は、障害のある方の交流の場や地域活動の促進、あるいは日中を過ごせる場の提供を行う粕屋中南部の地域活動センター、あるいは総合支援の利用はとても多いように思います。

だから、総合的に考えて必要ではないかと思うんですが、その計画について、明確にお答えいただきたい。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

この成年後見制度の、それ一本の計画というのはございませんけども、ほかの地

域のところも計画がありますというところも、ほとんどの場合が、ほかの計画の中に盛り込んでいるようなところがほとんどでございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

私が承知しているのは、須恵町がそのような検討をしているということだったような気がするんですけど、そこが認識の違いっていうかね、そういうのがあると思います。

それで、これだけ成年後見人の申立てをされている方が多くて、ただ市町村首長の申立てが非常に少ないという状況の中でね、今回のケースは非常にまれなのか、あるいは、こういうことがあるから成年後見制度が進まないのか。っていうのがちょうどその狭間にある問題ではないかと思うので、町も検討していただきたいと思いますが。

今後首長を通さない、町長経由の申立てではなくて、成年後見利用の促進をするために、それ以外の申立て人の助成制度っていうのは考えておられますでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

もうこの成年後見制度は、今から少子高齢化の中で、本当に今から重要になってくると思いますし、恐らくこういうのを利用したいという方が必要になるかと思っています。またその内容につきましても、大変な作業というか、専門的なこともたくさんありますし、たくさんのお時間を使っていただいていることと思います。

これがまた、長く続くには報酬。無償で行うということでは、なかなか長く続かないんじゃないかなと思いますので、ある程度の報酬というのは大事なというふうに思います。ただ、今先ほど申し上げましたように、町長申立てじゃない事例の場合は、町のほうになかなかそこら辺の情報が入ってこなくて、実際にどのように報酬を支払われているのかとか、あと、元々が家庭裁判所が報酬を決めるにあたりましては、対象の方の財産ですとか、それから後見人の方の働きの具合ですとか、それからどのぐらい難しい案件かどうかとか、そういったことを全部加味して決定をされるそうです。ですから、お支払いができないような額が、本来は決定にはならないんじゃないかなというふうに思いますので、家庭裁判所が決定されたことをどういうふうに私たちがとらえたらいいのかということも含めて、今、いろ

いる調査をしているところです。

ただやはり、一方ではそういうふうに報酬がなかなかこう実際には届いてないということも聞きますので、具体的にどういったことで、そこにつながっていかないのかということをしっかり調べた上で、助成に関しては検討したいと思っています。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

御本人が申立てを申請したいと思われるようになった経緯は、私が聞いたところによると、町の職員がそういうアドバイスをされたようです。ただ、このケースは首長申立てにはならないということで、今のようなケースを、だから令和元年ぐらいにされたようなことを聞いています。ただ、当時本人は要支援、それからまだお若い。でも、昭和1桁生まれなんですね。それで目がお悪い。それからいろんな症状がだんだん悪くなっているという状況が現在あります。それで何とかできないかなあと。これを象徴的な課題として、粕屋町で取り組んでいただきたいなど、現在思っています。

それで、他の事例を申しますと、福岡市では市が大きいから、それはっていうふうに思われるかもしれないけれども、今年から後見人報酬の助成の準用の規定を設けて、市長以外の者は、審判請求を行った要支援者で、後見人報酬の捻出が困難と認められるものについて準用するとしました。福岡市は今年から準用を認めていますが、福岡県内では、首長申立てではなくても、後見人報酬の助成を認め、貯金残高が30万円以下という具体的な数字を示して、助成の有無を決めている自治体もあるということです。私はその自治体の職員、議員さんから、その弁護士さんを紹介されて、それで粕屋町はどうなっているんですかという流れで、私もあまりこういうことに詳しくないんですけど、昨年からずっと調べていて、それで何か2回ぐらい介護福祉課の職員、課長と会ったときに、何か9月にね、何か大きな動きがあるというふうに私は認識したんですけど。それ大きな動きじゃなくて、ただ中核施設の話し合いっていうか、今後の検討課題として、自治体が集まって話し合われるというそういう状況だったんですね。それで、質問を今回9月にしたのはそのことによります。

それで、どのような経緯、例えば法テラス経緯でも裁判所が後見を認めた場合、本人が生活保護受給者であれば、助成する必要があるのではと思います。先ほど申しましたように、今回の町民の方は昭和1桁生まれという、あるいは今介護も1というふうに聞いています。どうかできればと考えますが、このような困難を抱えた

町民の周りの方が見守りやすいような手立て、それでうちの職員の偉いところは、その人がこういうのがありますよって紹介した結果、こういうことになったということで、私はそこを高く評価したいというふうに思っていますね。だからそれが先に続くように、支援が先に続くように、今後は是非検討していただきたいというふうに思っています。

どうでしょうか、お願いします。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

先ほど申し上げましたように、本当の実態をしっかりと調べて検討したいと思ってるんですが、もし助成をする場合は、やはり公平にしっかりと私たちが判断ができないといけませんので、いろんな事例をしっかりと分かった上で、きちんとした要綱なりを作らないといけないかなと思ってます。

それと、この頃法務省のほうで、この成年後見制度の見直しをするというふうなことが言われてまして、やはりなかなかこう制度が難しいところがあるからだと思います。法務省のほうは、令和4年から令和8年にかけて見直しを行うというふうに言ってありまして、その見直しの幾つかある中の一つが、利用を開始すると途中でやめられないと。本人にとって必要なときに、必要な範囲のみに利用できる制度になればいいというところの検討。それから後見人等の途中交代が難しく、最初に決まった人が継続するとなってますので、これも柔軟に後見人が交代できるようにということ。それからもう一つが、後見人制度の費用が分かりにくくて、利用者にとって負担となったり、制度利用の二の足を踏むというようなことがあるそうです。

そういったことの検討もありますので、粕屋町のほうも、今からしっかり検討していきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

是非、お願いいたします。

続けてよろしいですか。

◎議長（小池弘基君）

はい、どうぞ。

◎13番（本田芳枝君）

それでは、次が障がい者への合理的配慮について、町営住宅建設の場合というふ

うにしております、町営住宅のバリアフリー化について質問いたします。

粕屋町は現在、朝日町営住宅の建替え工事に取りかかっています。スケジュールとしては今年度実施設計、令和5年度に建設という流れになっています。そこで建設におけるバリアフリー化についてお尋ねします。令和2年3月に公表された粕屋町営住宅長寿命化計画の中での現状と課題の整理というところでは、町営住宅の入居者の高齢化が進行しており、間取りや廊下幅の狭さによる介護や車椅子利用の際の問題が予想される。高齢化の進行、少数（単身）世帯の増加により、間取りの整備、住環境のバリアフリー化など、改善について検討する必要があるというふうに書いておられるんですね。

それで、公営住宅におけるバリアフリー化について国はどのようなことを推奨しているのか。調べた結果、平成3年度からバリアフリー化を標準仕様として整備を進め、社会資本整備総合交付金による支援を行っています。例えば玄関、浴室やトイレなどの手すりの設置、居間や居室間の廊下との段差の解消、それからエレベーターの設置などが挙げられるようです。

以上を踏まえて、1から3まで一括して質問します。

1は町営住宅建設に関するバリアフリー化について、町の方針などを規定した指針があるか。2、現在建て替えが進んでいる朝日町営住宅の場合のバリアフリー化はどうなっているか。3は、他の町営住宅の改修計画にバリアフリー化が導入されているか。4は後でいたしますので、一応3まで一括して質問いたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

バリアフリー化とありますけども、バリアフリーというのは、障がい者の方、そしてまた高齢者の方々に生活しやすいような、要するにバリアをフリーにすることです。それと共に、生活される方の目線でいうと使いやすさ、誰でも使いやすいようなユニバーサルデザインという、これも一つの切り口といいましょうか、視点だろうと思います。この2点に共通するのは、やはり思いやり、優しさ、これだろうと思います。

そういった考え方のもと、それぞれの町営住宅の建設に関しては、粕屋町の方針がございますので、詳細につきまして担当部長のほうからお答えします。

◎議長（小池弘基君）

神近住民福祉部長。

◎住民福祉部長（神近秀敏君）

まず一つ目の御質問で、町営住宅建設に関するバリアフリー化について、粕屋町

の方針など規定した指針はあるのかというところでございます。

議員もおっしゃられたとおり、町営住宅の方針につきましては、粕屋町町営住宅長寿命化計画が基本となります。この計画は、粕屋町総合計画等の上位計画や粕屋町公共施設等総合管理計画等の関連計画の方針に従って策定をされ、粕屋町営住宅ストックの効率的な活用を進めていくための整備計画に位置づけております。現在、この粕屋町町営住宅の長寿命化計画に基づき、町営住宅の整備、点検、修繕を行いながら、予防保全等の管理や長寿命化を推進しておりますが、計画中には、ユニバーサルデザインの考え方によるバリアフリー化工事を盛り込んでおります。入居者の高齢化等も考慮をいたしているところでございます。

また福岡県では、平成10年4月1日から福岡県福祉のまちづくり条例を施行いたしました。公営住宅の新築や大規模修繕等を行う場合には、福岡県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合させる必要があります。この条例は高齢者や障害のある方等の、ほかの人々と同じように生活できる社会を目指すノーマライゼーションの考え方をもとに、社会生活をしていく上で、障害、障壁、バリアとなるものを取り除いていこうという、バリアフリーの考えを基本理念としておるところでございます。

二つ目の御質問で、町営朝日住宅の建替えの場合はというところでございます。現在建替えの実施設計を行っております。朝日住宅も福岡県の福祉のまちづくり条例に示されている施設や建築物ごとの標準寸法や、整備内容を基本とする設計を行っております。内容といたしましては、移動や利用の安全性・快適性を確保する目的から、多様な項目について基準が定められております。特に、移動や利用の可能性を決定してしまうことの多い空間の大きさに関わるものについては、幅や高さ、奥行き、段差勾配など、多岐にわたり定められております。

障害の有無や年齢、性別等にかかわらず、すべての人に対して利用しやすいものとなるよう、JIS規格やバリアフリー法での寸法を標準として検討し、整備基準や望ましい基準に適合させてまいります。

三つ目の質問といたしまして、他の町営住宅の改修計画の場合はというところでございます。朝日町営住宅の朝日団地以外の町営住宅におきましても、粕屋町町営住宅長寿命化計画に基づき、福祉対応型の改善として、高齢者の方とすべての方が安全に安心して居住できるよう、建て替え時だけでなく計画的に住居のバリアフリー化を現在実施しているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

今のお答えは非常に抽象的っていうか、私がお尋ねしたのは指針がありますか。だから粕屋町としての、そういう福岡の福祉のまちづくり条例があるのを、それをそのままうちの町が利用、そのまんまするということになるんですかね。そうじゃなくて、うちの町としてもこういうふうな方針でこうしますという、そういう指針があるのですかと私は聞いてるんですが。

今の話の内容では、長寿命化計画の中に盛り込んでいる。あるいは福岡の福祉のまちづくり条例の仕様を標準としてしているというお答えですが。では指針はないという、粕屋町としてのきちんとした方針、あるいはそれに向けての要綱とか、そういうものを作る意思もないし、今もないということに考えていいですか。

◎議長（小池弘基君）

神近住民福祉部長。

◎住民福祉部長（神近秀敏君）

指針と申しますと、先程の長寿命計画。あれの中にバリアフリー化を進めてまいりますというところは、実際の記載としてあります。

ただ細かい要綱等を町のほうで制定するということは、現在のところは考えておりませんが、先ほど申しました福岡県の福祉のまちづくり条例、あちらのほうとか、バリアフリー法のほうでしっかりとその辺が規定されておりますので、それを遵守しながら町としてはやっていきたいというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

福岡県全体でそういう考えがあって、粕屋町でそれを実際に実行しようとする、困難な場合があるんじゃないかなと思っているんですね。

私は、まだその設計図をよく見たわけではないので分からないんですけど、福岡県の条例に示された内容で考えていくと、例えば三つ戸数ができるのが二つしかできないとか。そういうことに今後なる可能性もありますよね。そういうことを踏まえて、私は、この内容でこの介護を必要とする人のことまで。最初ですよ、町営住宅はやっぱり考えていかないといけないのかな。いや逆に、町営住宅だからこそ、介護が必要になった人に対する福祉の政策として、こういう場が要るのか。その中で私自身が揺れてるんですね。あまり考えなくて、ぼっぼっぼっとそのいわゆる必要だから、建替えだから、以前建てられた内容の戸数を、例えば建てていいんじゃないかという思う気持ちと。いやそうではない、今後の日本全体、あるいは地球全体のことを考えていくと、住宅政策はこうあるべきだという方向性のもとに、粕屋町としてはこうしたいっていう、そういうせめぎ合いがあるんだろうと思うんで

すけど。

今のお話では、国とか県とかが示した標準に沿ってやっていくということになりますが、その沿うってというのは、解釈の仕方で違うと思うんです、職員のね。だから、最低これだけは、粕屋町としては指針として盛り込むという。そういうものを作ってほしいなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ちょっと今失礼な発言だろうと思いますね。

粕屋町は何もしてないというようなことに誤解を招きます。しっかりやってますよ。その中で、部長が先ほど言いましたように、福岡県の福祉のまちづくり条例、これ詳細決まってるんですね、様々な。それに遵守しないといけない。粕屋町も県内の市町村ですので、この整備基準に適合される必要があるんです。これは建築基準法と同じようなもんですよ。

従いまして、それから逸脱しないようにバリアフリーに関しては、粕屋町としても、優しいまちづくりのためにやってるということです。発言の中で、いや、ポンポンと前と同じような住宅をされるんじゃないですかみたいなこと、誤解されたら困ります。

これはちょっと、訂正してくださいね。

ですから、粕屋町もバリアフリー、そしてまたユニバーサルデザインに沿ったような、優しくて、思いやりのある住宅を造るということに何ら揺るぎない気持ちを持っております。

お願いします。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

分かりました。

実は、国とか県が示した仕様とそれから粕屋町が望む、あるいは一般の住宅の人が望む仕様の差があるんだらうと私は思ってたんですよ。だから、これをもとに、粕屋町の福祉政策としてこうしたいっていうふうな流れの指針があったらいいなと思ってたので、今のような言い方をしたんですけど。

この福岡県の条例がかなり厳しく、かなり介護とかそういったことにも対応できる仕様で、それは絶対に守らないといけないっていうものなんですね。だから指針として、それをきちんと守ることが、粕屋町にとっての政策としてベストという考

え方でしょうか。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

町のほうも、先ほど申しあげました粕屋町公共施設等総合管理計画の中に、公共施設等の管理に関する基本的な考え方というのを載せております。

原則として三つのことを載せてるんですけど、まずは量の見直しということで、ちょうどよく保有量とか、配置の最適化、それと質の見直しっていうところで、長く、使いやすく、長寿命化ということがあります。それから最後にコストの見直しで、賢くコストの縮減というのがあるんですが、その真ん中の長く使いやすくていう長寿命化というところの中に、その一つに誰もが使いやすい施設整備というのを載せておまして、ユニバーサルデザイン2020行動計画を踏まえ、公共施設等の整備、改修にあたっては、年齢、障害、性別、言語等にかかわらず、誰もが快適かつ安全に利用できる公共サービスを提供するために、バリアフリーやユニバーサルデザインの導入を推進しますということになっています。

これをもとに、実際に計画、それから設計をするときには、そのときの今、特に朝日は高齢化しておりますので、そういったことも踏まえて具体的には決めてますし、その具体的な数字とか、幅とか、いろんなものは県のものを中心に採用させていただいております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員、10分切っておりますので、まとめていただくようお願いします。

◎13番（本田芳枝君）

今のお答え、あるいは町長の今のお答えの中で、私自身が誤解してた部分があるかと思えますし、今後、町の施策について様子を見たいというふうに思っています。

粕屋町の朝日住宅の住んでおられる方は、長年非常に住環境で難しい事を抱えておられて、今回、町が本格的にやり直すということで、私は非常にいいことだなと思っています。だから、しかも今実施設計の段階なので、だから今こそ、これをお伝えすることができたらいいかなというふうに思いましたので、確認もできました。どんどん進めていってお願いします。

次行きます。最後の質問になります。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。(4)番はどういたしましょうか。

◎13番（本田芳枝君）

そうよね。お願いいたします。

(4) は、災害やDV 避難者への一時的な避難場所としての確保をしている戸はあるかということをお願いします。

◎議長（小池弘基君）

神近住民福祉部長。

◎住民福祉部長（神近秀敏君）

現在町営住宅は7団地ございます。

そのうち2戸を、一応確保している状態でございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

条例でも、きちんとそういうふうには確保するようになって書いてあったので、今ちゃんと2戸、確保しているということ。はい、分かりました。

では、次に行きます。障がい者への合理的配慮について、選挙の投票行動の場合ということでお尋ねいたします。8月28日に予定されていた町長選は、立候補者が箱田町長だけでしたので、無投票になりました。今日の3問目は、選挙の投票における障がい者への合理的配慮について質問いたします。

投票率に関しては、過去の事例では7月10日の参議院選挙は47.45%。それから昨年10月の衆議院選挙の場合は49.54%と、いずれも最近も、国政地方選でも、粕屋町の投票率は40%台ということで、町民の50%以上の方が投票所に来られてないということになります。御自分の意思で投票されないなら、それはそれで仕方がないことですが、投票したくても、投票に来られない方がいらっしゃるのではと、ある方のフェイスブックの記事を読んで思いました。

障害のある方で、特別支援学校の高等部を卒業され、現在就労中の女性が投票されたのを、お母様の目線で報告されていました。この方の場合、お母様は、投票前に選挙管理委員会に電話をされて、粕屋町のサポート状況を問い合わせ、無事に投票ができ選挙管理委員会の対応にも感謝されていました。当初は半ば諦めの気持ちがあったようですが、本人の意思が固いのを知って選管にお電話をされたのでした。この方は選管にお電話をされたことで、娘さんの気持ちを尊重することができたと、喜びを述べておられました。

この内容を読んで、本人が投票に行きたいという意思を持っていても、周りが気づかない。また、選管の取組を知らない保護者の方もいらっしゃるかもしれないと思って、いろいろ調べてみました。

以下の4点について、一括で質問します。

障害のある方のための投票所における取組について問います。

障がい者の投票についてのサポートはどのようにされているのか。町民へのその取組の周知は。担当する職員の対応マニュアルはあるか。投票所でのバリアフリー化について。

投票に行く場合の交通手段や同行のサポートということについて、一括でお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

それではお答えさせていただきます。

まず、お答えするにあたりまして、選挙管理委員会の書記長として答弁のほうをさせていただきたいと思っております。内容につきましては、投票に来られてからのサポートについてという形で、答弁のほうをさせていただきたいと思っております。

障害をお持ちの方につきましては、まず投票の制度によりまして、代理投票や点字による投票がございます。代理投票とは、手や視覚の障害により、自ら投票用紙の記載ができない方に、投票事務従事者の職員が投票用紙の代筆を行う方法となっております。このときは、職員が投票を誘導することがないよう、二人の職員で対応することとなっております。こちらは障害の方だけではなく、手の怪我などにより障害に該当はされませんが、自ら記載が難しい方につきましても利用できる制度となっております。また、点字によります投票につきましては、点字機を用いて点字投票用紙の投票用紙に候補者を記載していただく方法となっております。また、各投票所にも、点字用の道具を準備しております。また、車椅子を各投票所に準備し足が不自由な方の投票に備えており、投票所内では投票事務従事の職員がサポートを行っております。

また、身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付や介護保険の被保険者証の交付を受けている方で、一定の基準に該当する方につきましては、自宅に投票用紙を送付し、郵便等により選挙管理委員会に送付することで投票することができる制度もがございます。こちらの制度に該当する方につきましては、公職選挙法第49条第2項及び公職選挙法施行令第59条の2に規定をされております。また、今申し上げました郵便投票につきましては、代理投票の制度もがございます。郵便等投票ができる人に該当する方で、公職選挙法施行令第59条の3の2に該当する必要がございます。こちらの郵便投票や郵便投票代理投票を利用する場合には、事前に申請を行っていただき、更に投票日の4日前までに投票用紙の請求をしていただく必要が

ございます。事前に登録をいただいている方につきましては、投票前に申請書等を送付することでお知らせをしております。

二つ目の質問で、一般町民への周知ってということですが、周知につきましては、広報かすやへの掲載、また粕屋町ホームページのほうに掲載をしております。手足が不自由と思われる方が投票所に来られました場合には、受付にてサポートの御案内等も行ってまいります。

3点目の、担当する職員の対応マニュアルということですが、選挙事務従事者につきましては、事前に投・開票事務の手引を配布しており、投票日前に事務従事者説明会等で説明会等を開催をしております。

4点目の投票所のバリアフリー化につきましては、第1投票所、こちらが大川小学校の体育館、第2投票所、仲原小学校の体育館、第6投票所、粕屋西小学校の体育館につきましては、入り口に常設されたスロープがございます。出口側にスロープがございませんので、車椅子などを利用されている方については、職員の誘導により、投票後に入り口から出ていただいております。第3投票所、こちらが役場の1階になっておりますが、こちらのほうにつきましては段差のない施設となっております。また、第5投票所、こちらは中央保育所になっておりますが、入り口の下足口に段差等がございますので、段差解消のため、仮設のスロープを設置しております。そのほかに、出入口に手すりがない第4投票所、こちらが粕屋中央小学校の体育館となっておりますが、こちらの出入口と第6投票所、粕屋西小学校の体育館の出口は階段となっておりますので、簡易なスロープを設置し、段差を解消するのは難しいため、選挙中のみ取り外しができる手すりのほうを設置しております。

一応4項目までが以上となっております。

◎議長（小池弘基君）

5番目は、本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

もう時間がありませんので、実は提案をね、しようと思っていたんですけど、時間がないので、今回はこれで。次に12月に、また質問できる機会があるので、そのときにさせていただきたいと思います。

ただ私一言申し上げたいのは、この、こんな場合にはこんな投票がありますというのは、毎回同じような感じで載せてありますよね。私ホームページに、障害のある方へのサポートを常時載せておいてくださったら、普段からそれを見ている人が心を決めて投票所へ行くのも抵抗がなくなるような、そういう流れがあるのではないかと考えています。それについての提案は、次の12月議会でさせていただきます。

これで私の一般質問を終わります。

(13番 本田芳枝君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

本田議員の一般質問が終了いたしました。

再開を10時50分といたします。

それまで暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時35分)

(再開 午前10時50分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号7番、案浦兼敏議員。

(7番 案浦兼敏君 登壇)

◎7番（案浦兼敏君）

おはようございます。

議席番号7番、案浦兼敏です。一般質問通告書に従い質問いたします。

大分席も空いたような感じですね。箱田町長、2期目の当選おめでとうございます。これまで3人の町長は、合併問題とか給食センター問題とか町立保育所建替え問題など、こういうことによって町政の混乱を招き、1期で退任されるなど町政の停滞を招き、粕屋町にとって私は、失われた10年間ではなかったかと考えております。そこでこの失われた10年間を取り戻すために、箱田町長に大いに期待しておりました。1期目では、これまで経験したことがない、新型コロナウイルスの感染症対策に柔軟かつ積極的に取り組まれますと共に、迷走しておりました町立保育所の建て替えや、長年先送りされてまいりました旧清掃センターの解体に取り組まれるなど、多くの実績を町民のほうで支持し、2期目は無投票当選となったと思っております。今後、市制に向けて、進む粕屋町の発展のために、尽力していただきたいというふうに考えております。

そこで今回の町長所信表明について、先ほど本田議員のほうから、第2子ども館とふれあいバスのコミュニティバス化について質問ありましたので、私はそれも考えてましたけどそれを外しまして、あとほかの問題についてお聞きしたいと思っております。

まず、住みやすいまちづくりの中で、JR駅を拠点とした駅及び周辺の整備についての質問です。粕屋町はJR駅が6駅あり、交通の利便性がということが、まちの魅力につながっています。しかし、これを十分生かし切れてないんじゃないかと私は考えます。町の総合計画や、都市計画マスタープランにおいても、JR駅や駅周

辺の環境整備が挙げられています。しかしながら今の状況の中で、周辺にも空地もなくそういう用途制限もある中、具体的にどのような環境整備を行うのか、いま一つ分かりません。

そこで質問ですけれども、これは、長者原駅と原町駅のみを想定されているのか。ほか6駅とも対象に考えておるのか、またその方向性についてお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私は所信表明の中で、駅を中心とするにぎわいのあるまちづくりと表明しました。これは都市計画マスタープランの中でも交通拠点を中心とした、都市機能の充実を図ったにぎわいのあるまちづくりをするというふうに、私も以前から言っておることです。その一つとして酒殿駅前、これを一つのモデルケースとして行ったわけですが、やはりその空地、空間が非常に大事だろうと思っております。

それぞれ私自身も様々な用件で、駅に降り立って駅前の開発をどうしているのかと。全国の駅に出たときには見ているわけですが、整備はしてるけどもにぎわいがないという町が結構多いんですね。ただ、確かにきれいな町です。でも、全くにぎわいがないんですね。ということは、やはり二つの面があると思います。

一つは、駅を利用する方々が至便性がよく、例えば長者原駅、酒殿駅でも今回行っていますが、ロータリー部分に利用する方々の雨風を防ぐような屋根をつけるとか、ロータリーそのものを便利にする。そういった整備がまずは必要だろと思いますが、その次にやはりにぎわいをつくるのは、やはり空間。空き地を利用したイベント等の開催ができるような、そういった空間が必要だろと思うんですが、今のこの六つの粕屋町の駅については、なかなかそういった用地が今現在はないというふうに考えておりますが、今後、そういった便利さとにぎわいをつくる空間のこの二面性、両面性を考えていく必要があると私自身は思っております。

具体的にいつ、どんなふうなものをするのかという質問がされたいと思っておりますけれども、それは今からの検討課題だと思います。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

確かに酒殿駅。町のほうでシェルターとか作っていただいて、非常に町全体の駅周辺の環境がよくなってるのは非常に感謝しております。

しかし、それをほかの駅でできるかということちょっと現況見ましたところ、なかなか難しいんじゃないかならうかという感じがいたします。そこで令和3年3月に

策定されました第5次総合計画、後期基本計画では、安全・安心プロジェクトとして、交通結節点としての充実を図る。また、令和2年12月に改定されました都市計画マスタープランでは、都市整備の六つの方向を示し方向性としてその一つに、にぎわいと都市機能の充実を図り、集約型のまちづくりを目指すとあります。

そこで質問ですけれども、にぎわいと都市機能の充実を図るためには、どのような環境整備、施設等の整備が必要であると考えておられるのか、お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほどの答弁の中で触れましたけれども、このにぎわいの創出、都市機能の充実を図るには、やはりオープンスペースの充実と思います。そしてイベントの開催ができるような、居心地のよい、住民の方々が居心地のよい空間をつくる必要があると思います。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

町長の答弁ではオープンスペース、イベントができるようなオープンスペースと、居心地のよい場所を作る必要があるということでした。

それでJR駅周辺の都市計画の用途地域を見ますと、確か柚須駅と門松は準工業地域で様々な用途に使えますけれども、残る4駅は第1種住居地域であり、住居の環境を保護するため用途制限が厳しくなってます。他都市では、駅前で商店街などでにぎわっているところは、大体近隣商業地域になっているところが多いように思われます。少なくとも土地の高度利用を図るためには、特に原町駅と長者原駅周辺は近隣商業地域とすべきじゃないでしょうか。そして前、以前質問したときの答弁ありましたけれども、いずれも15mの高度制限ですか、があります。やっぱりそこら辺も、開発に当たっていろんなネックになってると思います。

そこで都市機能の充実を目指すのであれば、それを誘導するためにも用途地域の見直しを図るべきと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

貴重な御意見と思います、確かにそのとおりです。

用途地域の制限というのをとっぱらわなくちゃ、こういった駅前のにぎわいというのは創出できない。これはもう事実だろうと思いますが、今のところまずは駅の

周辺整備を行って、今後の検討としてそれを行っていく。それは大規模な計画が必要でございますので、それは検討として今後、図ってまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

都市計画法では、市街化区域と調整区域は県が定めるけども、用途地域ですか、それは町村が、市町村が定めることができるということで、以前は用途地域を定めるにあたって、県と協議して県の同意が必要でしたけども、これも市町村がする場合は、県の同意は必要としないというふうに法律改正がなされておると思います。

そういうことで、今後やはりどうしてもそういう町が思えば、それを誘導するためにはやっぱりそういう制限とかを緩和したり、そういう誘導策が必要じゃなかろうかというふうに考えておりますんで、今後ともそこら辺を十分、すぐにはできませんと思いますけども、十分考えていただきたいというふうに考えております。

次に、誇れるまちづくりの中で、駕与丁公園の魅力増計画についての質問です。町長も所信表明で、町のランドマークである駕与丁公園に、これまで以上にぎわいを創出することを目的として、新たに飲食物販施設を設置するなど、公園の持つポテンシャルをより一層生かすことができるよう魅力増に取り組みますとあります。私はもうこの町長の意気込みに大賛成でありまして、大いに期待しているところでございます。これについても過去何回も質問してまして、令和3年12月の議会でサウンディング調査後の状況等、キッチンカー等のことについて質問いたしまして、キッチンカーの出店数拡大に向けた社会実験を行っているという答弁がございました。

その社会実験の結果と、それをどのようにとらえておられるのかお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今年のキッチンカーの社会実験、これ非常に好評でありました。一言で言えば好評なんですけど、様々な問題点もあるんじゃないかなと思います。

その結果、社会実験の結果につきまして、担当のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

駕与丁公園の魅力創出の可能性、課題を検証するため、キッチンカーを利用した

飲食販売の社会実験を本年3月に実施をしております。

実施に際しましては、来園者アンケートを行い来園者からは、「楽しかった」、「公園に行きたくなる」、「行くきっかけになる」など、キッチンカー目当てで来る来場者や、普段の利便性の向上を含め、全体的に満足度が高いものとなり、公園の魅力創出になるものと考えられます。反対に課題といたしましては、駕与丁公園は週末は普段から公園利用者が多く、キッチンカーを出店する際の駐車場のスペースも課題となります。また、路面舗装がなされていない駐車場では、砂ぼこりなど立ちやすい状況でありました。また、出店者、業者を増やしてほしいという利用者の要望と出店数が増えると、採算性を危惧する事業者側の考えが交差するため、もっと来園者を増やすような取組と宣伝、周知方法などが、今後も検討すべきであるというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

確かに課題で申されたように、私の住んでるすぐ傍の踏切の近くの駐車場は、大体昨日は2台ですか、停まってやってみました。お話聞いてみますと、やはりキッチンカーを停める場所を、町のほうでどっか指定してもらったほうがやりやすいという声もございました。確かにそれで先に行ってキッチンカーを停める場所をちょっと確保して、横に看板とかちょっとするんで、それでやっぱりこう、ほかの車が停めておるとなかなか停めにくいし、ていうことがありますんで、確かにそういうこともございまして、そういう意見もございました。

そこで私は4年前の平成30年9月、箱田町長就任後の初議会で、もう駕与丁公園に飲食物販施設設置のためのサウンディング型市場調査の実施を提案しております。これを受けまして町では、令和元年度に全国の事業者、500社を対象に調査を実施されております。その調査結果につきましては、令和2年12月に議会で質問しましたところ、収益面での見通しが見つからないこと、コロナ禍で飲食業界全体が冷え込んでいることなどから、出店に前向きにならないとの事業者の意見だったと。しかし、公園利用者からの要望あるので、引き続き検討を進めていきたいとの答弁がございました。令和3年12月も同様、質問に対しても同様の答弁がございました。

先ほど紹介しました町長の所信表明の中に、魅力倍増計画の中で新たに飲食物販施設を設置するなど、公園の持つポテンシャルをより一層生かすことができるよう、魅力倍増に取り組みますとあります。

そこでお聞きしたいんですが、前回のサウンディング型市場調査以降、民間事業者の動向は変わってきているのかどうか、そこら辺をお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

前回は行ったサウンディング調査以降、一般的によく言われる Park-PFI のような、民間が自己資金で整備する出店方法につきましては、やはり難しいというような現在状況でございます。

そういう中で、先ほど申し上げました社会実験でキッチンカーを進めておりますが、4月以降、キッチンカーの取扱いの出店要領あたりも見直しを行ったところがあります。以前は1日あたり出店場所1か所につき1台というような、合計3か所でエリアを決めておりましたが、やはり来場者のアンケートでも、キッチンカーというような声もありましたので、1か所当たり2～3台。合計、今現在7台の受付まで行っているところであります。

そういう中では新規の事業者等も4月以降増えてきている状況であります。

また、今回秋バラの開花時期に合わせて、バラ園のある公園展望広場、こちらのほうでも出店の申込みを進めたいということで、現在執り行っているところであります。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

社会実験のキッチンカーのことは分かりましたけども、町長の所信表明ありました、飲食物販施設を新たに設置するなどということにつきまして、前回、前、元年されました調査以降、少しは上向きなり、前向きに業者のほうはなっているのか。

そういうことを踏まえて、町長のほうがこういう所信表明の中でこういうふうに申されたと思っておりますけど、そこら辺はどうなんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

情勢は変わっておりません。やはりコロナの関係が非常に大きいですね。

出店の意欲をやっぱりなくしてある。その資金を、例えば融資を受けながらやるということになると思いますが、なかなかそこまで踏み切れないという業者さんのお声は聞いております。それと併せて一番大きな点は、やっぱり駐車場なんですね。駐車場を確保して、そこに店を出す計画をするという、こういうそういったプランをやはり練らないといけない。今の駕与丁公園の、それぞれ数か所駐車場ござ

いますがもう手狭になってると。今の公園のランニングとかジョギング等の利用者でもういっぱいになっているような状況もございます。

従いまして、駐車場も併せて検討する必要があるというふうに思います。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

ですから、そういう飲食物販施設は駐車場と関連付けて検討するというので、そこで魅力倍増に取り組む課題として、町長も以前からおっしゃってました。

今もおっしゃいました、駐車場の増設問題とあと私は、水鳥橋の復旧、早期復旧の問題があると思います。まず駐車場でございますけども、駕与丁公園の駐車場は公園の北側、かすやドームの周辺に集中しております。ドームで大会などがあるときは、公園利用者が駐車できず、交通渋滞が起きております。バラ祭りやよさこいかすや祭りのときも同様です。駕与丁公園の魅力を倍増すれば、必然的に利用者も増えます。

以前から町長も駐車場増設が必要と申され、今も申されましたけども、そこで公園の南側、グラウンド周辺とかバラ園周辺に駐車場の増設、場合によっては民有地の借地などを検討できないものでしょうか。

それについて町長の考え方をお尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今御提案されました部分、南側と東側というんでしょうかね。それも必要ですが、まずは今北側の駐車場、これは借地なんですね。これを用地取得をする協議を今地権者の方と行っている最中がございます。取得されれば、まだ広い駐車場にもなります。今はまだ無駄な部分が多ございますので、これは一つの、取りあえずの駐車場の拡大計画の一つだと思います。それと御提案されました南側、そしてまた東側につきましても検討していく、私はそういった気持ちでございます。

いずれにしましても、駐車場がなければやっぱり利用者は増えない。そしてまた施設等の拡大もできないというのは、もう事実だろうと思います。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

今、申されました北側の借地の部分は、確かアスファルト舗装やなく砂利を敷いたところだろうと思いますけども、やっぱりそこもさっきのキッチンカーじゃない

けど、アスファルト舗装すれば止めやすくなりますし、台数も増えるかと思えます。しかし北側のほうは、よくあそこの駕与丁区の人から、やっぱりあそこ交通渋滞するけんって、あんまり北側に台数を増やしてもらったら困るというような意見も聞いたことがありますんで、やっぱり周辺である程度バランスよく分けて駐車場を確保する必要があるんじゃないかと思ってますし、駐車場借地の部分を今度取得するっていうことでおっしゃってました。ですからそれは、特別な事情があつて今そういうことで取得のほうに動いてあると思えますけども、やはり駐車場を全部用地買収したらかなりの金額になりますんで、例えば、さっき言いましたように民有地の方で貸しているよと、いうところなどが借地などでも検討できるんじゃないかというふうに考えます。

私も地元の酒殿区で、あそこの墓地のほう何とか整理してから、できんかということで地元の役員と今ちょっと話をしているところですけども、そこら辺を例えば墓地を集約してから後、公園の駐車場で使っていただくとか、そういうことも考えられるんじゃないかなろうかということで、地元の役員のほうといろいろ話をしているところです。

そして次に、水鳥橋の早期復旧について。これにつきましても、平成30年以降度々質問してきてまして、この中で設計施工一括発注のデザインビルド方式とか、また財源対策としまして、ふるさと納税やクラウドファンディングなどの提案も行いました。町長は答弁として、水鳥橋の復旧は当然やるべきことと思う。財政的に余裕ができた段階で考えたいと答えておられます。また、財源でふるさと納税とクラウドファンディングした場合、今できればクラウドファンディングが適しているんじゃないかということで、検討したいというような答弁があつております。財政状況は、依然として厳しい状態が今後も続くと思えますけども、町長が今言われてました旧清掃センターの解体とか、中央保育所の建替えも今年度終わり、小・中学校の大規模修繕や増築にも着手されたところでございます。

そこで、誇れるまちづくりとして、また町民のシビックプライドを高めるためにも、水鳥橋の早期復旧も検討すべき時期に来てるんじゃないでしょうか。

町長の考えをお尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

様々な行政課題について、私も真摯に向き合いながら優先順位をつけてやってきたつもりでございます。

その中で、この駕与丁公園に限定しますともう30年が経過してるんですね。です

から、例えば遊歩道とか関連施設あたりの、既存施設の改修・改築が非常に必要になっております。それをまず、優先課題として駕与丁公園に限定するとやるべきだろうと思います。その他、ほかの部門の行政課題も山積しておりますので、これを考えながらこの水鳥橋の復旧については、これはしないということじゃないです。いずれにしても、クラウドファンディング等のことを検討しながら、これはもういずれやっていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

町長のそういう心強いお言葉で、任期中にはできるものと期待いたしております。

次に誇れるまちづくりの中で、ゼロカーボンシティかすやの取組について質問です。町長は所信表明の中で、ゼロカーボンシティかすやに向けて取り組み、2050年まで二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しますと述べておられます。確かに今年3月には、ゼロカーボンシティ宣言を出されています。

ゼロカーボンを目指すためには、省エネ再エネなどの取組が必要となりますが、町長は具体的にどのような施策、取組が必要と考えておられるのか、お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

カーボンゼロ、カーボンニュートラルを目指すための施策、これは非常に国家プロジェクトとして、粕屋町にとっても非常に重要な課題、優先課題だろうと思います。

そのために私自身も特命として担当主幹を命じ、このカーボンニュートラルを目指す取組を行っているところでございます。様々な部署にございますが、中心的には道路環境整備課を中心として行っていく必要があると思っております。

まあ先行してやっている部分、子ども未来課の関係もございますので、ちょっと総合して担当部署のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

御質問にお答えをいたします。

カーボンゼロを実現するためには、今現在地域再エネ導入戦略策定に今年度から

取りかかっております。

これを町全体で結局ゼロカーボン実施していくような、不可欠な要素になるわけですが、まずは公共施設への太陽光発電設置、公用車のEV化や充電ステーションの整備等が必要と考えております。ただLED化に向けては、全庁的にできる部分から先駆けてやっていくということもありますので、その部分については、今住民福祉部のほうで先行してやっていただいているような状況になります。

2050年のカーボンニュートラルに向けて、全庁挙げてあらゆる可能性を調査検討していく所存でございます。

◎議長（小池弘基君）

神近住民福祉部長。

◎住民福祉部長（神近秀敏君）

具体的な取組といたしまして、現在子ども未来課のほうで工事を行っております、西幼稚園の長寿命化改修工事の完成後に、令和5年度の太陽光発電設置に向けて、補助の事前申請を現在行っているところでございます。また中央保育所につきましても、建替えに合わせて太陽光発電の設置をちょっと検討いたしましたけども、その段階での施設整備事業債では補助対象外でありましたので、建替え後に脱炭素の取組として、より良い補助金を調査した上で、設置のほうに検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

今おっしゃったのはやっぱり公共施設、まず公共施設を取り組まないかんということで、そういう太陽光発電とかEVとかそういう取組が上がってきます。

ただ、公共施設だけあってもやっぱり一般の町民の方も、やっぱりそこら辺を協力してもらわないといけないというふうに考えてますので、そこでちょっと私のほうから一つ提案はさせていただきます。

ゼロカーボンシティを目指すために、町民の理解と協力は必要不可欠だと思います。そこで一つ提案があります。それはくじ引民主主義の導入です。町長はこのくじ引民主主義って知っておられますか。

くじ引民主主義ということについて、御存じでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細は知りませんが、この言葉は知っています。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

私も先日、テレビの報道であって初めて知ったんですけども、調べてみますと、今ヨーロッパのほうは結構これ、フランスのマクロン大統領が政治改革の中で、注目されました。

くじ引き民主主義ということについては、環境問題を討議する評議会の代表とか、法案の諮問機関である経済社会環境評議員会の議員の一部を、市民からの抽選により選ぶというものであります。ヨーロッパでは、あとドイツ、ベルギー、アイスランドなどで、人口台帳から無作為に選ばれた市民が、例えば気候市民会議とか未来会議などに参画しているということでございます。その背景につきましては、やっぱりヨーロッパのほうでも、やっぱり政治家や政党不信による投票の投票率の下落が傾向に、背景にあるようでございます。

日本でも、京都府の長岡京市の自治振興条例の策定に向けた自分事化会議、他人事じゃなくてそういう課題を自分事として考える、自分事化会議。近くでは福岡県の大刀洗町のゴミ行政などに関する住民協議会などで、住民基本台帳や選挙人名簿から無作為に抽出した住民に案内状を出し、応募のあった人が委員として参加する方法がとられております。いわゆる、裁判所の裁判員に近いような形ですかね。自分事化会議とか住民協議会の目的としてまして、身近な問題を、政治、行政任せにせず、住民自らが自分事として町の状況を知り意見を出し合う。行政の取組について具体的に考え、課題解決を目指すということでございます。

粕屋町では、先ほど投票率の問題がありまして、50%下回った投票率。毎回投票率が低下する傾向にあります。その中で物言わぬ町民、サイレントマジョリティーって言いますが、物言わぬ一般大衆ということですけど、増えてるんじゃないかと思えます。やっぱりこのゼロカーボンシティかすやを実現するためには、先ほど申しましたように町民の理解と協力が必要不可欠でございます。

そこで、このくじ引き民主主義を導入し、サイレントマジョリティーの参画によって、粕屋町にふさわしい施策や取組について、町民による町民のための計画を検討してはどうかと思いますが、町長の考えをお伺いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

サイレントマジョリティーの方々がどれだけその町の行政、政治に参画をしていただける、意欲を持っていただけるかというのは、これはもうまさに日本全体の問

題だろうと思います。

投票率がそれを示している。その中で一つの案として、これはフランスのくじ引き民主主義ということですが、それが日本になじむか、粕屋町になじむかというのは、これはもう非常に慎重に検討していくべきだろうと思います。全く興味のない方に、例えばくじ引き当たったから来てくださいよと言っても、なかなかそれは、そういった意欲を持っていただけるには相当のエネルギーが必要だろうと思います。そのためには、様々なこういった住民の積極的行政参画のことを周知を、啓発しながらやっていくべき。そういったフランスでは、そういった環境といいましようかね、それがあってしょうね。やはりフランスはもともと民主主義の発祥の地ですので、これは国民・住民が行政に参加することは、意識的に、DNAの中にあると思います。ちょっと日本の体質的にそこは投票率が表すように、やはり消極的であろうと思います。

これはカーボンニュートラルのことだけではなくて、様々な行政課題に協議会を設けますが、その中でも意欲のある方を募集しながら協議会を作り、そしてアンケート調査をしながら、意識の高揚をしているわけですが、このカーボンニュートラルの関係でも再生可能エネルギーの導入の検討につきましても、そういった協議会、住民は参画できるような、その協議会の設置を考えているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

確かに町長おっしゃるように住民、そういう無作為で抽出された方が参画していただけるかという、そういう不安も心配もありましようけども、通常の協議会では、積極的に物言う方が参画されているいろいろな意見されますけど。

実際導入したところを見ますと、やっぱり今まで関心なかったけどもこれ選ばれたことによって、勉強して関心が出てきたっていう方が多いんですよね。やっぱりそういう効果もあると思いますし、それとまたゼロカーボンシティの中では、公共施設だけされましたけども、例えば民間で太陽光発電なり、EV、そういう充電設備を設置された方に対する助成とか、そういうところもやってるところも出てきておりますし、やっぱりいろんな形で、どういう町民が、やっぱりいろいろなニーズに対応してから、町民に積極的にゼロカーボンシティに参画してもらう必要があると思うんで、そこら辺近くで大刀洗町はすぐ近くですから、ごみ減量化とかいろんなものについてこういう住民協議会を設置してから、そういう形で町民の意見を聞いてますんで、大刀洗町の状況なんかも一応聞いていただければ、参考になるかと思っ

ております。

次に、市制への環境整備の中で、町民への情報提供を住民意識調査などによる機運醸成についての質問です。町長が無投票で再選された後の西日本新聞の取材記事、今年の8月24日付けに町長のコメントとして、市制移行のための無理な人口増加策はとらないとありました。粕屋町の人口は本年8月末で、4万8,892人となっております。過去に大きく人口が増加した時期もありましたけども、ここ数年は毎年300人程度の増加のようです。このままではあと3年後の国勢調査で5万人を超えられるかどうか、不安な思いでいっぱいです。そのような中、町長もそういうコメントがありましたんで、その真意をお聞きしたいと思っております。

町長はこのままでも、5万人達成は可能と考えておられるのか。5万人に達しなかったら、もうそれで仕方ないと考えておられるのか。5万人達成のために何か方策を考えておられるのか、そこについてお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ここ数年、確かに外国人の流入もなしで、人口的な動態も非常に鈍化している状況。これはコロナの関係も非常に大きな要因だろうと思えますけれども、この7月8月には大体月に100人程度の転入増加がっております。

若干その回復傾向にはございますが、今のところ国勢調査、その前に住基人口というのがございます。住民基本台帳の人口が5万人超えないと国勢調査では絶対超えません。これは統計的に分かるんですけども、そういった状況でいうとこのまま5万人を超えるかどうかは非常に微妙な、これは議員御指摘のとおり微妙な状況でございます。

ただ不安かと、不安ではございません。これはもう人口は伸びておりますので、これは不安じゃございません。しかし、それを例えばもっと積極的にするには、ある某市でありましたように固定資産税の優遇措置がございます。これは固定資産税そのものは、減税はできないんですね、税法上。しかしその見合うだけの5年間は、助成をするというような政策もされました。その某市のほうでは、その結果だけではなくてやはりもう10年、10年かかって5万人を突破されたという経緯もございます。

そういったこともありますので今の情勢では、今現在おられる住民にとっての不公平感を招く恐れもありますので、固定資産税については、私はそういうふうな制度を導入するつもりはございません。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

ちょっと重ねて聞きますけど、町長としては5万人達成は非常に微妙なところで、5万人達しなければ、それで仕方ないというふうに考えておられるのか、そこから辺りなのちょっと考え方をちょっと確認したいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

仕方ないというのは、ちょっとまだすごくこう二者択一で、非常に私自身としても発言しにくいんですが、市制をするための、市制を敷くための環境整備、これは住民の方々の意識もありますし、ハード的なインフラ、ソフト的なインフラも含めて市となっても市となりうるような環境を行いたいという、これは以前から私も発言しているところでございます。市制というのは、やはり住民本位の政策でございます。市制について賛否両論、これはあると思います。

従いまして、市制についての住民の意識調査も含めて賛成の方々、そしてまた反対の方々への様々な情報提供も行いながら、市制について全住民で考えていきたいと思っておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

すみません、仕方ないって表現でちょっと差し障りが。単刀直入に言ったものから。

確かに私も、やっぱりそういうふうな人口、安易な人口、固定資産減免とか助成とか何かで、そういう政策はとるべきじゃないというふうに考えておりますけれども、何らかの方策を町長は環境整備ということで、そういう方策で5万人を、目指すという考え方でしょう。

先ほど町長が言われましたように、国勢調査人口は、住民基本台帳の人口よりも少なくなる。少なくなる傾向があります。例えば3年後に、住民基本台帳が5万人を超したとしても、国勢調査では5万人を下回る結果になることもあります。そうなった場合は、あと5年間待たなければなりません。

町長は9月9日の議会本会議で、所信表明の中で、市制への環境整備について、町民の皆さまに様々な形で情報提供を行い、住民意識調査意見交換会などを段階的に進め、町全体の機運を高めてまいりたいと表明されました。しかし、どのような情報提供を行うのか。また、どういう段階に至ったらどういう取組を行うのか。そ

ういう段階ごとの目標とか取組、また、全体的なこうなったらこうするとかそういう全体のスケジュールを早めに示さないで、町民の、町全体の機運が盛り上がってこないと考えます。

町長、これらのことについて、どう考えておられるのかお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まずは、年度末までに住民の町民の意識調査、これをまず行いたいと思います。

これ市制に関する項目を、実は総合計画の中で、その進捗管理のために調査をするんですね。その中に、この市制に関する項目を追加して調査をしたいと思っております。その状況を見ながら、考えていく必要がございます。これ市制に移行すること自体がまだ決定事項ではございませんので、段階ごとの目標や取組はどうか、全体のスケジュールはどうかというようなことを、まだ私のはっきりお示しする段階ではございません。ただ、情報というのは非常に大事なんですね。

市制市制といっても、いろいろメリット・デメリットもございます。そういった周りの、市制に移行したところの情報も含めて企業、そして住民の方々に提供を行っていきたくておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

確かに情報提供、今、市制塾でいろいろ検討されて状況の途中報告をいただきましたけども、情報、前、町村合併問題があったときにやっぱりそういう合併についてのいろんなこう、メリット・デメリットとかそういう部分の資料を作って、各公民館のほうに説明された時期がありましたよね。それでやっぱり、市制塾のほう発表もありましょうけども、やっぱりそれを調査結果をもとにしてから、メリット・デメリットとかそういうところをまとめてやっぱり合併とはこういうもんだということを、各地域に行ってお話ししないとやっぱり、町民の方の機運というのは盛り上がってこないんじゃないかというふうに考えております。だから、もう国勢調査まであと3年、ちょうど3年で、その結果発表は1年以内にあると思いますけども、そう考えますと、あんまりそういう、もし5万人突破したらそんなに時間的余裕はないと思います。

そういうことでやっぱり、そこら辺はやっぱり、こういう段階ではこうするということをスケジュール決める必要があるんじゃないかと考えておりますし、町民の

情報提供の中で踏まえ、ずっと前町長もタウンミーティングやったらどうですかというような話も、ほかの件で言いましたけども、やっぱりそういう地域に行ってそういう説明ですか、情報提供しないと町民の市制への機運は盛り上がってこないと思いますけども。

これについて再度ちょっと町長の考えをお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

情報提供の必要性というのは先ほど述べましたが、当然その情報提供というのは一方的に情報提供するんじゃないくて、意見もお聞きするという事になると思います。

ですから、タウンミーティング的な、そういった地元、それぞれの地域に出向いてこういった情報提供しながら御意見をちょうだいするという事は、当然積極的に行ってまいりたいと思います。そしてまた最終的には、市制を施行する直前になったら、再度全世帯を対象とした住民アンケート調査、これも一斉実施を行うべきだろうと思います。これは市制に移行した自治体、すべて行っております。その時期については若干ばらつきがあるんですが、やはり現実的に、市制に移行できるような段階になったときというふうに判断されておるようでございます。

それまでには今言いましたように、情報提供しながら意見を聴取するというような活動も行ってまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

そこで町長今おっしゃった、現実的に市制移行のほう確信できる段階っていうのは、やっぱり人口が例えば4万9千を超したとか、4万9,500とか、そういう達した段階とかそういう何らかの基準なり、何かを考えてあるんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細についてのことは、まだ今の段階では申し上げられませんが、やはり現実的になったというのは、今おっしゃった数字的なものは、当然基準として設けなくちゃいけないと思っています。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

今後、まずこれにつきましてから、いろいろな情報を提供していただくことを期待しております。

議会のほうも市制への環境整備について協力するつもりです。総務建設常任委員会では、10月には前に那珂川市の調査を行いましたけども、今度は千葉県の方にも一応、視察に行つてそれについてのまとめをしたいというふうに考えてます。

町長の任期中、ちょうど町長の任期中になると思ひますけども、市制の目処がついて、できれば町長も次の任期には市長を目指してされるよう、期待いたしております。

これで私の一般質問を終わります、ありがとうございました。

（7番 案浦兼敏君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今、案浦議員の一般質問が終わりました。

ただ今より暫時休憩に入りたいと思ひます。

再開を13時といたします。

（休憩 午前11時43分）

（再開 午後1時00分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号10番、田川正治議員。

（10番 田川正治君 登壇）

◎10番（田川正治君）

議席番号10番、日本共産党田川正治です。通告書に基づき、一般質問を行います。

まず最初に、明日、岸田首相は、法的に何の根拠もない安倍元首相の国葬を国会にも諮らずに、内閣で決めて強行しようとしております。国内の世論調査でも反対が63%にも上り、岸田政権に対する批判が噴出しております。国葬は安倍氏だけを特別扱いして弔意を強制する点で、日本国憲法に違反し、憲法14条、法のもとでの平等、19条、思想信条及び良心の自由に違反します。コロナ禍で生活が苦しくて、福祉も年金などを含め切り捨てられる。このような状況のもとで失業や倒産、死活問題になってきております。それなのに、国民の税金。安倍氏個人の葬儀の儀式に2億5千万と警備費や接遇費に含めると、合わせて17億円が国民の税金をつぎ込む。このことに対して、国民は非常に怒りと、憤りを感じていると思ひます。

安倍氏は、祖父の岸信介元首相から、父親と続くこれまで60年間、韓国の朴政権

独裁政権のもとで、韓国のCIA下でも結成された勝共連合、統一連合と深い関係にあるということが報道されております。統一協会の信者が日本国民から、靈感商法で壺や印鑑を法外な金額でだまして売りつけ、また、信者二世まで文鮮明教祖に集団結婚させられる。このようなことで、社会問題、国際問題にもなっておりま
す。統一協会の信者の中では、日本から集めた資金を、韓国の文鮮明教祖夫妻が政界工作などに使っていた。日本の国民の大事な資金を、このように使うことについても批判が出ております。自民党が自ら、国会議員の調査をしたというのが報道されております。379名のうち179名が選挙応援などで、統一協会との関係があるということとか、県知事など地方議員にも統一協会の関係があったと言われております。このような憲法違反で民主主義に違反する、安倍元首相の国葬には反対を表明いたします。

では、一般質問に入ります。

まず最初に、6月議会でも私は、2050年カーボンゼロについての質問をいたしました。今回も6月議会に続いて、具体的に2050年CO2排出ゼロ実行計画をどのように進めていくかということが、今求められます。御存じのように、地球の気候危機、将来の子どもや孫などに安心・安全な未来を残す、重要な世界共通の差し迫った課題になっております。南太平洋に浮かぶソロモン諸島では、既に五つの島が海に沈んでおります。南極では氷河の先端が海にせり出し、氷の崩壊が急速に進んできております。最近の調査では、氷の崩壊が大規模な崩壊になっていくということが危惧され、そうなれば海面上昇が起き、これから100年200年とこのような状況が続くということなども言われております。将来世代に被害を少しでも和らげる。そして子どもたち、孫たちに、この地球を生きていくことを引き継いでいく。そのためには、今こそCO2削減の取組が急務です。

インド洋で水没の危機にあるモルディブの元大統領。1.5度に抑える目標を放棄することは、我々への死刑宣告だと。また、カリブ海の島国バルバドス、モトリー市長は、1.5度目標は生き延びるために必要、2度は死刑判決。このような、CO2削減を求める世論、また、国々の声があります。こうした水没の危機にある国々の声も受け、国連COP26では産業革命前に比べ、平均気温上昇1.5度に抑えることについての努力を、合意に至っております。世界気候機関でも、今後5年間のうちに少なくとも1年、一時的に産業革命前と比べ、1.5度以上の上昇を記録する確率が5割になったと発表しております。にもかかわらず、日本の2030年削減目標は、2013年比で46%削減目標です。2010年比、国連で示している指標で言えば、42%にしかありません。ですから、2050年温室効果ガス実質ゼロを日本が達成していくという点には、今からの目標を高めていく取組が求められます。

そこで質問です。6月の議会でも質問いたしましたけど、この町としての計画、どのように取り組んでいくかという点についてであります。脱炭素、ゼロカーボンシティ宣言。町長、6月議会でもこの宣言をされ、所信表明でもこの点について触れられました。

再生可能エネルギーの普及拡大の計画と作成、文書化、そして町民みんながこれを共有できる情報公開のスケジュール、具体的な取組についての進捗状況について、町長に答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

地球環境保護のための脱炭素社会、この実現は日本だけではなく、世界の共通の目標であると思います。

その中で、粕屋町において何が、どういったものができるのかという地域再エネ導入戦略、これを私の特命事項として専任職員を任命し、今後この導入戦略の策定を行った後は、チームとして実装化して、このカーボンニュートラル対策に真剣に取り組んでいくつもりでございます。

詳細につきましては、担当のほうから御説明申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

粕屋町地域再エネ導入戦略策定支援業務ということで、プロポーザルによる業者選定を行い、今月業務委託契約を締結しています。

まずは、粕屋町の現状について把握する必要があるございますので、本町の自然的、経済的、社会的条件を整理し、温室効果ガス排出量を把握するための調査を行っていく状況でございます。直近の取組といたしましては、今年の2月末に町内全域の道路照明、街路灯及び公園内のLED化が終了しております。また、西幼稚園においては、現在LED化の工事を進めており、かすやフォーラムや健康センターにおいてもLED化の工事を予定しております。公共施設については、まずは中央保育所と西幼稚園に関して、太陽光発電設備を設置する予定で協議を進めているところでございます。

町としましても、現時点において、脱炭素化に向けるできることを進めている状況であります。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

6月議会でも、私は先ほども述べました2030年の目標値ですよね、削減目標。これが国が2013年比で46%、これは2010年比で言えば42%にしかならない。これを、国や県と同じような目標の設定では、国連、世界の国々のこの目標に対する設定から後退することになる。その点について、町としても積極的に取り組んでほしいということを述べました。

長野県では60%の削減目標を掲げてやっていますね、これは2010年比だと思います。この取組はいずれにしても、2010年比で言えば60%以上というのが国連もその方向での要請を日本にしてるんです、低過ぎると。60%目標に引き上げるべきだということなんですね。そういう点で言えば、町としてまずはこの目標をどう設定するかというのは非常に大事なことだと思うんですね。それと併せて、今すぐやっていけないかんこととか、国からの補助金とか使える部分とか、町民の皆さんの協力を得ながらやっていけること。それというのは進めながら、しかしそれも目標があったからそれが実現の方向に進んでいくというふうに思うんですね。

そういう点で、目標設定について改めてもう一度、町長なり担当所管課のこの掲げていることについて説明を求めます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、地域再エネ導入戦略を策定中でございます。

その中で、大きな指針として2030年度50%削減というのがございます。それが実現可能かどうか、これはもう町内の企業、家庭含めた全町での目標でございますので、そのことについて、具体的にできるかどうかの検討を行っている状況でございますので、今この場では目標値を掲げることはできません。

ただ基準としては、50%があるというふうに御理解をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

具体的に取り組んでいくことについて、先ほど課長のほうから説明がありました。それは6月議会に私が質問したときも、大体、方向としては、やっていこうとするいろんな施設のこの温室効果ガスの含めた省エネとか、そういうのに関連する内容だったと思うんですね。具体的にどのようにこれを進めるかという点については、粕屋町としてはやっぱり先ほど言われた、町内のいろんなところの状況などを集約してやっていこうというようなことを言われてました。

私は、この長野県の目標の設定の仕方が非常に大事なというふうに思っています。それ4点あります。一つは既存技術による脱炭素を徹底普及していくと、徹底して。二つ目は持続可能な脱炭素型生活に転換していく。三つ目は産業界の脱炭素への挑戦を徹底して支援していく。四つ目は地域のエネルギー自立で域内経済循環、いわゆるこの省エネ再エネによって、各種の取組をこの中に盛り込んで、そして具体化していくというやり方なんです。粕屋町として、これがどういうふうにこの当てはめながら進めていくかというのがあります。ただ基本は、やはり省エネでエネルギー効率を上げていく。そしてエネルギー消費量を大幅に削減すると。省エネですね。そして再エネで、太陽光発電などを大きく増やしてきて化石燃料をゼロにしていく。このような柱に、どういうふうに組み立てていくかということになっていくと思います。大きな企業などがあればそこから出す排出、CO2排出を削減することなど企業に求めていくということも出てくるとは思いますけど、粕屋町としてはそういう大きな企業がありませんので、それぞれの個別の対策なども含めて考えていく必要があるというふうに言います。

それについて先日、住宅リフォームのことについて、先日ではない前回の議会のときに提案いたしました。この住宅リフォームの取組は、従来型の建物のリフォーム工事ということなりで、これ断熱含めたこの省エネの効果発揮する、そういうことが今求められてるんですね。そういう点で言えば、今まで建てた家にはこの断熱効果というのがある工事になってないので、改めて今からそれを断熱工事も含めてやっていくということになってくるというふうに言われております。そういう点では、太陽光発電とか蓄電池活用した再エネの取組もありますが、断熱工事による町内の地元の業者の人たちも、このことでの仕事が増えていくということで、町内での経済的な活動の循環という点で言えば、進んでいく取組だと思うんですね。

そういう点で言えば、このようなことなどをこの脱炭素の取組をしていく中で、中長期的に見れば光熱費を削減して、暮らしや経営にプラスになっていくというような方向性を指し示す資料なども、この計画の中には当然入れていくべきだというふうに思っております。そういう点で、この住宅リフォームの取組としては、新潟新庄市の断熱リフォーム補助制度というのがありまして、これは町内の業者が施工した場合には、補助対象工事費の10分の1、上限10万円の補助。断熱材補助工事の対象は、断熱材の設置、複数ガラス取替え、内装の設置、開口部の取替えなど、こういうことが進められてるんです。

そういう点では、国のほうも脱炭素推進のためということで、地域型住宅グリーン事業というのと併せて、住宅エコリフォーム推進事業をということで補助制度も確立するという方向になっているということになっておりますので、是非この施策

を取り入れるようにしてもらいたいというふうに思うんですけど、町長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

地域再エネ導入戦略っていうのは、この新たなエネルギーの転換ということだけじゃなくて、今のエネルギー消費を抑える。

まさにエコの世界を、今現在もあるんですがもっと進化させようという動きも一つございます。併せて、例えばよく SDGs で叫ばれております、食品ロスを少なくしようというのもございます。そういったことを総合的に鑑みて、導入戦略を行うということでございます。

今、議員御指摘のことも一つの方策として、私も検討したいと思います。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

では、次に2番目になりますけど、町がたてる事業計画、地域計画の具体的な素案づくり、これは先ほど説明されたので、それ以上の内容で補強する分があれば、補助する分があれば説明してもらいたいんですが、もう一つの質問として、専門家を含めた計画策定メンバー、人選体制の構想についてですけど、いわゆる専門家を交えてやるというのは当然だと思うんですね。ただ、私はこの専門家だけでなく、専門家ということと、誰をこの中に入れてやっていただくかということについては、昨日 NHK のテレビで日曜討論であったときに、若い人たちがこの気候危機の問題について真剣に話して討論されておりました。私はそういう点で言えば、やっぱり今、全世界的にも若い人たちが自分の将来、10年後、20年後どうこの地球環境の中で、自分たちが生きて生活していくのかということを考えているというのがあるんですね。

そういう点で言えば、若い人をいろんな分野からやっぱり集めて、それで粕屋町のこの取組の中にこの知恵を発揮をしてもらおうということなどが必要だというふうに思うんです。当然、商工業の人たちとか農業の人たちも含めてあります。農業のほうでいえば、この太陽光パネルの問題も含めて、設置とかいうのも全国的にもあっておりますし。

そういう点ではメンバーも検討してあると思いますけど、先ほど言われた専門家ということでコンサルタントに頼んでおるとのことだけじゃなくて、今言ったようなメンバー体制づくりです。推進、この策定していくための。というのは、今考えてあることがあれば、説明を。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

はい、お答えをいたします。

今課長のほうから、地域再エネ導入戦略を策定しているということでお答えをさせていただきました。再エネをどれくらい、どのように導入し有効活用するためにどういうことをするかという基礎データを今年度策定するというので、御理解をいただければというふうに考えております。

先ほど議員さんのほうが御指摘いただきましたリフォームとか、そういったのも一つの政策であろうかと思えます。今、ZEHとかZEBとかいう断熱効果を含めた形で様々な方策がございます。それで今、再エネ導入戦略策定に当たりましては、各自治体でも同等の業務を今行っております。再生可能エネルギーに関する実績を有する技術者を配置した上で、今策定を進めておるところでございます。この策定が済みましたら、ゼロカーボンプランを目指した、今度は実行計画を策定していく予定で今進めております。

現時点では細かい体制は決まっておりますが、先ほど議員さんが御指摘いただきましたように専門家の方に御意見を頂戴する。また、これを実行計画策定に当たってはやはり住民の参画、やっぱり町内企業の方々の参画が必要になってまいりますので、そういった人選の体制につきましては、今後状況を踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

いずれにしても、目標の問題と人選体制ですね、計画策定。これが遅れれば遅れるほど、1年後2年後というふうにずれ込んでしまうと。全国的にも、もうそういうのは体制上も含めて作って、計画、方向性、目標も決めてやり始めるというところになってるところもあるわけで、今からそういう点では、私はかなりこれは先ほど特任の職員ということで配置しとるということでしたけど、1人だけじゃなくて、そういう点では、早くこの素案などを作って、そして必要な人たちに知らせ、そしてそれをまた補強していくということなどを、是非、早めて取り組んで欲しいと。

そういう点ではもう待てるその時間というですかね、2030年まで。もう2022年、2023年ということになって、1年1年延びていくということなれば、自ら地球の今

の環境破壊と将来の地球を壊滅的につちゅうですかね、破壊的な状況になっていくことを防ぐという点では、大事な今時期じゃないかというふうに思いますので、是非そういう立場で取り組んでほしいということが一つ。そういうことです。

それともう一つは、最後にクリーンパークのことについて私は、このクリーンパークの焼却場の建替えの問題について、先日、全員協議会の中でも少し聞かしてもらって関係者、そこのクリーンパークに参加してる議員の同志から説明を受けたんですが、ストーカ方式ということで、実際今、審議会かけてこの取組についてどういうふうにやっていくかという方向などが行われているということは、報告を受けました。ただこのどういう方向のものなのかつちゅうのは分からないわけですね。

私はもう基本は、省エネ再エネ施設として今までの焼却をしていくという、それから熱を発電していくというようなそういうやり方というのは、もう今からの建設の在り方つちゅうですか、施設の在り方としては正していかないかない、そういう時期だと思うんですね。そういう点で、今からのこの建設していくに当たって、どういうふうなこのことが必要なかというのがあります。

私はプラスチックのここを含めたこの分別収集、これを一つは町内でも今取り組んでるわけですが、これを徹底して広げていく。そのことによって、燃やすごみを少なくしていくということが大事だし、プラスチックなども含めた、この、燃やさないようにしていく。このような取組だというふうに思うんですね。その点について、国も今までの燃やして焼却していくという方向ではなくて、プラスチックのごみを分別収集していくというようなことなどを含めた取組をしていくことで、これからの施設を新設していくようなところについてはこの交付金なども含めて、検討しているというようなことも聞きました。

こういうのも含めて、このクリーンパークの今後の方向として検討していてもraitaitaiというふうに思うんですけど、答弁できる内容について説明を。

◎議長（小池弘基君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

次期ごみ処理施設の位置付けと申しますか、一般廃棄物処理施設整備基本計画の施設整備、運営コンセプトですね。これは、環境負荷が少なくして循環型社会形成を推進する施設として、脱炭素地域、温暖化防止の推進、ごみ処理に伴い発生するエネルギーを最大限に回収して、効率よく活用できる施設を目指しているところでございます。

次期ごみ処理焼却施設は、エネルギー回収型廃棄物処理施設として位置付けられて、エネルギーの回収率19%以上で計画しているものでございます。更に、余熱を

有効利用して温水発電、売電等を推進しCO2削減を目指しているものでございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

ちょっとまだちょっと分かりにくいんですが、あの施設がクリーンパークの施設の中には、分別するところのリサイクルの施設もありますよね。それも含めて、それはなくなって今度の新しい施設になっていくということなんですかね。

私はそのリサイクルするところのそういうものは、もっともっと広げて活用していくことによって、燃えるごみを少なくしていくというのにつながっていくと思いますので、それについてちょっとどういうふうな形になったのか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ちょっと誤解があるのではっきり申し上げます。

今の焼却施設 RDF、これチップを作るわけですが、この可燃ごみのシステムを変えてしまうということです。変えてしまうというか、変えざるを得ないということでございます。

従いまして、今の中には燃焼するのではなくて、乾燥してチップを作るわけですが、その中には変えてエネルギーを作るためにプラスチック類も入ってます。これは、次の新しいごみ処理施設につきましては、これは不可能でございます。燃やさないといけない。ストーカ方式で燃やす必要がございますので、その中にプラスチックは入れないわけですね。だから分別そのものも変わります。

ただそれは、どういった形になるかというのは、今から先の問題でごみ処理施設を変えることがまずは必要です。それから今のリサイクル、今はリサイクルもしておりますけども、そのリサイクルの形態、規模の分別のやり方については、今から先の問題でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

いろいろ検討されながら取り組まれておると思いますが、いずれにしてもこの燃えるごみを少なくどうするかという点については、私たち町民の皆さんにも徹底して、今言われたのは燃えるごみも水を水切りをよくして、そして捨てることが大事だというようなことなど言われてるということもありますけど、問題は今まで RDF

で使ったプラスチックが入って燃えるごみにしてってというのは、固形燃料にするがためにそれも認めとったという、それがなくなるということであれば使ったごみを再利用するということで、堆肥とか含めて使っていくとそういうことなども含めて、燃やす分だけでなくてそういうことも含めた方向もいろいろと研究していくことが大事じゃないかなというふうに思います。そういうことで、クリーンパークの建替えについての問題について、今後是非、省エネ、再エネの方向のものになっていくものに、だんだんその方向になっていくものに建設していただきたいというふうに思います。

次に移ります、2番目です。新型コロナウイルス感染症のもとで、町が雇用や生活を支援する取組について、以下質問いたします。

一つ目は、3月議会で予算計上された保育士等処遇改善臨時特別交付金、それと放課後児童支援員等処遇改善臨時交付金についてです。国からの補助金について、2月から9月まで、月9千円の支援金が対象者全員に支給されるということになっております。保育所、幼稚園、学童保育などもあります。この内容について対象者にすべて支給はされたというふうには思いますけど、話によるとそれぞれの、いわゆる保育所によって国が配置する職員分だけが、この9千円×人数分ということでおりにいると。だからそれよりも、粕屋町の場合も保育士を多く配置して、子どもの受入れなども含めて、受入れというのを取り組んでいるわけですが、そういうことになれば、必ずしも9千円ということにならないということになってくるんじゃないかということがあります。

この規定について、経過と説明について、保育所の、まず保育所のほう説明を求めます。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

保育士、幼稚園教諭等に対する3%の、これが月額9千円になるんですが、処遇改善の実施につきまして、まずこの金額についてですが、保育士や幼稚園教諭等の収入を3%程度で平均した場合に、月額9千円になるということを国が試算したものでありまして、対象者全員の給料月額を一律9千円アップするものではないことを申し添えさせていただきます。

では初めに、私立の保育所、幼稚園等につきましては、各施設からの交付申請により、各施設に補助金を交付いたしております。交付申請を受けるに当たり、賃金改善計画書の提出により、賃金改善を行うことを確認しており、今後、実績報告によって精算していくこととなります。基本的には基準額、先ほどの3%以上の9千

円、平均すると9千円というところの基準額以上の賃金改善を行う必要がありますので、対象者全員へ支給されているものと考えております。また町立の保育所、幼稚園につきましては、町の会計年度任用職員のほか、包括委託をいたしております給食の配膳員と事務の方を対象として、3%以上の改定を実施いたしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今の説明で言えば、いずれにしても9千円をちょっと私が説明っちゅうですか、話をしました9千円の基準が、いわゆる保育士配置基準、いわゆるそれぞれの子ども・児童の数に応じた職員配置ということの人数分が9千円かけられて入ったというふうに思ってたんですが、先ほどの話ではそうじゃなくて平均して、平均してっちゅうことになったら、9千円やけどその9千円じゃない人も出てきたんじゃないかということについては、説明できるのがありますか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

もともとの国の制度自体が、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための措置を令和4年2月から実施するものでありますので、この3%の説明といたしまして平均して月額9千円という数字がちょっと国からの報告で上がっているものでありますので、もともとは収入の3%ということでありまして、9千円より多い方もいれば、少ない方もいるかと思えます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

ほかの学童保育の関係もちょっと関係するから、ここはちょっとどういうこの制度上の問題としてあるのかというのを確認しときたいんですが。

先ほど私はこの交付金については、町が必要な人数について、申請、提出をして、そしてそれについて結果を報告するということになってるということですよ。ということは報告した数は、保育士の数とか職員の数ね。それは9千円にはならないということですか。それ報告した数はそのまま9千円がおりてくると私はそういうふうに思ってますが、平均はどうこうあろうとしても、その人数に応じたものを申請すれば、それ当然おりてくると思うんですけど、そこに何か操作があったんですかね。

◎議長（小池弘基君）

どなたか分かりやすく説明できる方おられますか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

単価につきましては、保育士等の保育所に委託費を払う部分につきまして、単価の上で公定価格というのがございます。公定価格の配置基準に基づいて、何歳児だったら何人とかいう形の配置基準に基づきまして算定いたしております。

各種加算等がありまして、その加算で算定される職員については、平均取得率にもありまして、一律に単価を算定いたしております。その単価につきましては別途地域とか、そういったところの実情の部分がありますので、それに合わせて決定されてる単価について算定をしているものになっています。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

いずれにしても9千円で一律的におりてないというのは、はっきりしてるわけですよ。いろんな基準の問題はあるとしても言わば、毎月その金額は、給与としてアップされるために入ってきてるんだと、支給されてるんだというふうに普通思うんですよ。そういう点で言えば、そうじゃないという平均賃金の問題も含めてあるんですけど、私が調べた点については配置基準ということで、実際はそれ以上の保育士の配置しとるところはそれよりも少なくなりますよということを知ることができたんで、そちらの基準かというのがありますが、いずれにしても、金額どおりに、それぞれがもらうようになってないということで理解をしておきたいと。

もう一つは事後報告についてですけど、実績報告についてはこれからということでしたから、例えば私立の保育所も含めて、これからその報告を町として集約していくということでもいいんですかね。そういうことになってるということですかね。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

現在、もう既にもともとの申請書のほうには出ておりまして、これは賃金改善計画書を含めて出させていただいております。その賃金改善計画書に基づいて交付申請まで終わっておるところです。

賃金計画書自体がこちらがもともと3%程度以上の改善目標がありますので、基本的には各園3%以上で出してきたところになってますので、その部分の確認

をした上で、最後精算という形をとることになります。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

実績報告は受け取るようになるってということですかという。町として当然、運営費との一緒の関係も含めてあるから、この分はこういうふうにして申請されたことの結果として実績結果はこうですと。

これは国がそういうことで求めてるわけですよね。それは当然行うわけですね。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

実績報告を受けた上で精算していくことになりますので、実績報告をいただきます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

では、次に学童保育の問題について質問いたします。

学童保育は、私は町立の場合の学童保育の在り方であれば、町としての対応ができるということだというふうに思ってたので、あったんですが、包括委託の関係で学童保育の指導員は、委託会社にいわゆる賃金も含めて雇用条件についてはそちらでやると。事業委託業者のほうでやるということになると思うんですね。そういうことでいけば、この町と町との関係でこの9千円の臨時の賃金の保障についてですが、これはどういうふうな手続で行われて、そして、それぞれの学童保育、例えば粕屋町5つですかね、委託してるのは。

それについてどういうふうな形で申請し、そしてそれについて支給されるということになってるのかということについて説明をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

学童保育の指導員の方々につきましても、この処遇改善臨時交付金を活用いたしまして、指導員の皆さま全員に対し処遇改善を行っております。

改善の時期は、御質問にあるとおり令和4年2月から実施しております。委託先のほうに改善の旨をお伝えしまして、改善を図っていただいております。歳入の交付金につきましては、町のほうで受入れているという状況でございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

この学童保育についても先ほどの保育所の、私立の保育所の関係もあるかと思いますが、900円のそのものが、学童保育の指導員に当たるということじゃなくて、60円ぐらい。時給な人も、そういう話も指導員の人から聞いたんですね。そういう点で言えば、それぞれの条件資格も含めているんなことでその違いがあります。いう説明、ことを聞いたんです。

これについては、委託業者の会社と働いている指導員との雇用関係で賃金など、決まったということもあるかもしれませんが、いずれにしてもこれの、この賃金状況も含めて、について900円の分が渡ったことについて、明細までは必要のないですが、誰が幾ら渡ったというなことは分からないでしょうけど、今言ったようなことについては把握しておられたでしょうかね。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

令和4年の2月から処遇改善を行っております。

令和4年2月と3月におきましては、学童保育指導員の常勤の職員さんと、そうではない職員さんがいらっしゃいますが、常勤の職員さんには9千円の手当を月額支給しております。また、非常勤の職員さんにつきましては、それに見合った手当を支給しているところです。

令和4年度に入りまして、田川議員がおっしゃってあるように、4月からでございますが時給加算ということで、1時間当たり60円を増額しております。これは指導員さんによってかなり勤務時間に差があります。給与計算の際にかなり煩雑になることから、時給を加算するという方式で、常勤の方でいえば9千円になるという計算でしております。

また、ちょっとこの処遇改善とは別なんですけれども、同じく令和4年4月。今年度からですが、資格手当として、月額1,500円を新たに導入しております。国の資格であります、放課後児童支援員の資格を取得した指導員には、別途、資格手当を支給するというので、処遇改善を学童保育のほうでは図っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。残時間12分でございますので、時間調整をしながらお願いいたします

す。

はい、田川議員。

◎10番（田川正治君）

後は、そうですね時間がなくなってるんですね。介護士関係は、今日は担当所管見えてない、そうか。介護士も施設の人たちに話を聞いたら、時給30円というような人もおったとかいう。

いろいろそれぞれの施設によって違いがあるかと思いますが、こういう点について、把握されている点については、説明をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

令和4年2月から9月までの賃金引上げ分ですね。

介護のほうにつきましては、介護職員処遇改善支援補助金という形で交付をされております。この補助金は、取得要件を満たした介護事業所が県へ処遇改善計画書を提出することで申請となりまして、県から事業所へ直接補助金の交付、これ10分の10ですけれどももっております。そのため対象者への支給については、町では把握ができておりません。

先ほどの、1人当たり9千円とかいうお話がありましたが、介護のほうは1人当たり月額平均9千円の賃金引上げに相当する額というふうになっておりまして、実際の算定は、対象サービスごとに介護職員数に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給ということになってまして、その補助金の3分の2以上は、必ず介護職員のベースアップに使いたいというふうなことになってます。

具体的には、サービスが様々ありますけれども、例えば訪問介護でしたら、交付率は2.1%ですとか、訪問に行ってもらってる介護職員さんの数をこれにかけるんだと思いますが、それとか、訪問の入浴介護でしたら、1.0%ですよというふうな形で、たくさんあるサービスを交付率を変えて行ってあるようです。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

はい、次に行きますね。3番目ですけど、10月からは、今まで2月から9月まで国が出してたこの交付金については、国と県と町で予算化して支出せないけないということになってるわけですが、これは保育所のほうは、これで、国が2分の1で県が4分の1、町が4分の1。介護のほうは、国・県・町が3分の1ずつというよ

うなことでしたけど、これについての予算の問題があるわけですけど、どういうふうな処置をされているのかについて説明を、保育所から。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

今回の保育士等処遇改善臨時特別交付金が示された令和3年12月の段階で、令和4年10月以降については、公定価格の見直しにより国が2分の1、県・町はそれぞれ4分の1の負担により、同様の措置を講じることとされておりました。

そのため、当初予算において、私立町外保育施設等運営事業の委託費のうち、子どものための教育保育給付費負担金として、既に財源確保を行っているものでございます。なお、令和4年7月に、公定価格において処遇改善等の加算として、委託費に算定されることが再度示されております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

では、これ予算確保できてるということですね。

それと、もう一つは学童保育についてですけど、これは3分の1ずつですかね、国・県・町が。いうことだったと思うんですが、これについての予算化といいますか、支払いについての計画について説明を。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

令和4年10月以降の財源につきましては、国が3分の1、それから県が3分の1の特例補助金があり、歳入として予算化しております。また、歳出につきましても、必要な経費を確保しておるところでございます。

令和4年度の10月から、引き続き学童の指導員さんの処遇改善は、継続して行う予定としております。

また、令和5年度以降につきましても、国のほうからは、この処遇改善を継続するような、求められておりますので、担当課としては、改善を継続できるように予算確保していきたいと。予算要望していきたいと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

これは今ちょっと説明があったんですが、どの部分で、予算化されたんですかね。ちょっと聞き漏らしたけど、国のさっきの保育所は公定価格に関係する。これは学童保育は、どの部分でこのあれが支給されてくるんですかね。交付金としてだと。ちょっとどういう項目なのか、それについて。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

特例補助金につきましては、町の学校教育課のほうで歳入の受入れをしております。

学童の補助金につきましては、通常の運営に対する補助金とか、こういった処遇改善に関する補助金が増算されるような仕組みになっておりますので、予算計上して受入れを行いたいと思います。

一方で歳出では、必要な経費を歳出予算に確保して、委託先のほうに支払っているという形でございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

はい、分かりました。

では、介護のほうの職員の分の10月からの支給の分について説明を。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

10月からの介護職員等の給付支援につきましては、処遇改善計画書を、今度は町のほうに提出をしていただいて申請という形になります。

こちらは、介護職員とベースアップと支援加算という形になりまして、先ほどの補助金ではなくて毎月の介護報酬に上乗せされて、国保連合会から町へ給付費として請求をされますので、今後、加算される給付費の予算につきましては、補正予算で対応する予定でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

はい、分かりました。

時間がなくなって、最後になりますけど国保の加入者の中で、子どもから赤ちゃんから保険料として徴収される均等割についてですけど、これ就学前は50%補助になってたんですね。去年、おとし、去年か。町が国に先駆けて、そして今年は国が言うことですけど、これを町が実施したときには、300万やったかな。町が実施したときの分では、ちょっと300万ぐらいやったかな、についてこの全額無料にするために、補助を増やして、子どもたちの就学前の均等割を行うように求めたいと思うんですが、これについて説明をいうことで介護保険からね、はい。介護じゃない、総合窓口課のほうで説明を。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

お答えいたします。

粕屋町では、今、田川議員がおっしゃったように、令和3年度から未就学児にかかる均等割の5割軽減を実施しております。

均等割を全額無料にするということは、受益に対する負担も必要とする健康保険の性格から見まして、一応適当ではないと考えられます。しかしながら、多子世帯のお子様にかかる均等割につきましては、やはり負担が大きいことを考慮いたしまして、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

コロナによります所得減少の影響というのは、もちろん子どもさんいらっしゃるどころ大変だとは思いますが、子どもさんにかかるものだけではございませんので、保険税の負担軽減といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が減少した世帯には、要件を満たす場合にですけれども、国民健康保険税の全額、または一部を軽減する減免制度を今年度も実施しております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員、4番が飛んでますけども、どうされます。

◎10番（田川正治君）

はい、すみません。4番の分は、新型コロナウイルスに関連して休校や休園になったの休業補償についてですけど、これを保育所のほうの状況について説明をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

保育士等の職員の休業補償につきましてですが、通常は労使の合意による労働条

件において定めておられており、労災や傷病手当、小学校休業等対応助成金等によって保障されているものと考えております。

町内の私立園のほとんどの園におきましては、業務における感染につきまして、特別休暇等の対応しているところでございます。また、職員に対しての直接の補償等ではございませんが、保育士が濃厚接触者に該当する等でお休みになって、保育園の運営継続のために、非常勤の職員を雇用した場合につきましては、保育対策総合支援事業費補助金のかかり増しの経費として、補助対象として園に交付を行っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

もうちょっと最後になりますけど、それでは介護施設、高齢者施設について、何かこういう場合の補償というのは、どういうふうに行われるようになるのかについて説明をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

高齢者施設等におきましてですけれども、休業補償が実際にどの程度行われているかは、把握できませんけれどもいくつか通知が来ております。

休業された事業所への支援につきましては、職員に対する休業手当などが助成の対象になる国の雇用調整助成金、それから事業主が休業させた休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかつた方に対しては、国の新型コロナウイルス感染症対応休業支援金、給付金を活用することになっております。

そのほかは県などが、その介護施設とかの特性に合わせた支援を直接の給与という形ではありませんけれども行っております。

◎10番（田川正治君）

これで一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

（10番 田川正治君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

それでは暫時休憩といたします。

再開を2時10分といたします。

（休憩 午後2時01分）

（再開 午後2時10分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

本日最後の一般質問となりますけども、議席番号9番、川口晃議員。

（9番 川口 晃君 登壇）

◎9番（川口 晃君）

皆さんこんにちは。議席番号9番、日本共産党の川口晃です。

ロシアによるウクライナ侵略が、ロシア側の狙いどおりには進まず、予備役を招集する窮地に陥り、国内での戦争反対の動きも広がり始めました。ロシア軍の撤退が直ちに開始されることを、私は願っています。核の傘によって、戦争を防止しようという核抑止力論は何の役にも立ちませんでした。国政では、核共有だとか、防衛費予算をGDP2%に増強するとか、軍事力強化の政策がとられようとしています。国家間の紛争は外交によって解決していくという、国連憲章の立場。また、紛争は話し合いによって解決していくという、東南アジア諸国連合のやり方こそが、必要なのではないかと考えています。

岸田政権は、閣僚や自民党の議員が統一協会の支援を受けたり、あるいは広告塔になっているのではないかとということが暴露され、ぼろぼろの状態です。一度国会を解散して、人心を一新していくのもいいのではないかと。私だけじゃなく、多くの人が思ってるんじゃないかと、私は思います。

それでは一般質問を始めます。

最初に、JR福北ゆたか線柚須2号踏切の歩道設置についてです。

最初は感知器の問題ですが、柚須2号踏切の歩道設置について6月議会でも質問しました。最後に周期的にそういう事故が起きますので、なるべく早く対処していただきたいと申しました。ところがびっくりしたことには、予言したことが起こってしまいました。西日本新聞の記事では、11日に、午後11時頃、粕屋町仲原のJR篠栗線、原町、柚須間の踏切で、成人と見られる男性が下り普通列車にはねられ死亡した、云々と書かれています。まさか一般質問の1週間後ぐらいに、こんな事故が起こるとは思っていませんでした。

さて、2号踏切の東側の柚須3号4号踏切の感知器は遮断機が降りたぐらいに、水平方向に向かって設置されています。この2号踏切には、北東側の電柱に感知器と夜間照明器具が取り付けられており、南西側の電柱には、感知器のみが取り付けられています。

私はそういうふうに見たんですが、これ間違いありませんかね。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

JR九州に問合せをしました結果、柚須2号踏切には感知器は設置されていないとの回答でした。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

はい、意外なことが分かりました。

そしたらもう次、昨日のことはちょっとしゃべれなくなりましたが、どういうふうに言ったらいいかな。こういうことがあったんですね。1号踏切の場合は、線路付近は夏は暑く冬は寒い。感知器の性能が余りにも良過ぎると誤作動が発生しやすいから、カエルやバッタなどの小動物も感知するような高性能の要らないのじゃないかというようにして、単価の値切りを、工事費の値切りを折衝していったんですが。今回は逆の立場で質問しようと思ったんですが。感知器が付いてないということだったら、これは付けてもらう以外はありませんね。

それでは、2番目で設置されていないとすれば、今後どのような防止対策がJRは考えてあるのでしょうか。

回答をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

JR九州に問合せをしましたですが、今後の設置予定はないとの回答でした。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

そういうことですか。意外にも意外過ぎますね。

そしたら、どういうふうに言ったらいいかな。それでは3番目ですが、6月議会で、私はここに、この踏切に歩道の設置の問題で質問いたしました。今回の2号踏切の事故は、直接には歩道の設置の問題とは関係があるとは言えませんが、スーパーに買い物に行かれる高齢者の人たちからは、踏切を渡るときは少し怖いと言われていています。踏切の手前までは、道路の東側に歩道が設置されていますが、一度道路に降りて、踏切を渡らなくてははいけません。踏切内は少し狭くなっていますので、大型の貨物が脇を通ればすれすれで、巻き込まれはしないかと冷や冷やだそうです。道徳信号のほうから、踏切を渡るときは、右側のほうが家の影になって、非常に見にくくなっています。歩道の位置になるところの線路の下、水路が昔はあっ

て、ロ型のコンクリートブロックの型枠は線路の下に通して補強してあります。それは、私が区長のとき工事の説明を受けましたが、農区長さんと二人で工事してある人に、同時に歩道を作ってくれと頼んだんですが、そのとき残念ながら、JRは歩道を作りませんでした。

道路内は、工事が今終わっています。工事は歩道だけで済みます。当然、費用の圧縮が行われると思います。JRとの協議も、6月議会で私要望しましたが、その進展状況について、町長の報告をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

柚須2号踏切の歩道設置は、区要望及び一般質問もあり、歩道の整備の必要性につきましては十分理解しております。

しかしながら、踏切改良に要する費用はすべて自治体負担となっており、多額の費用であるため進んでおりません。

現在、見積徴収を行っており、再検討を行ってまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

今、踏切の問題で質問しましたが、感知器が付いてないっていうことは、非常に人命を無視したJRの態度ではないかというふうに思うんです。あそこは交通量も多いし、老人の方々のお買い物に行かれることが非常に多いので、町としてもですね、踏切に感知器を付けていただくよう要望しますので、町長の回答をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

JR九州のほうには、私だけでなく担当のほうも再三再四、要望しております。

私自身も、JR九州の社長に会ったこともございます。そういった中で、なかなか進捗の進展度が非常に遅いというふうな印象を持っております。しかしながら、今議員御指摘のように、この2号踏切の感知器が今後も設置予定がないと。これまたちょっと私自身も、見込みもないということ自体の回答そのものが、ちょっと非常に残念なんです。

これは私も、また今後社長と会う機会を設けまして、要望して参りたいと思いま

す。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

強く要望しまして、次の質問に移ります。

2番目は、粕屋町職員の増員問題です。最初に定数問題について質問していきます。

さて、数年前に粕屋町では職員定数条例を改正して、粕屋町定数条例第2条で定数を260人と規定しました。総務課の報告では、4月1日付で、現員が244人で16人の欠員だと聞いています。定数配置については、粕屋町定数配置に関する規定がありまして、町長局とか、各局の人数の配置が決められています。全国の自治体では、人口とか自然とか産業の在り方等で多様性があります。また、各課の仕事によって各課の職員数が決められると思います。更に、今回のようにコロナ感染対策事業のために、各課の職員を回さなければならないし、粕屋町は毎年340、50人ぐらいの自然増もあります。全体としての仕事増もあります。

職員定数を決めるのは非常に難しいと思いますが、決め方の一定の基準があるんでしょうか。例えば、粕屋町の人口の数とか何か。それに応じてこれだけは必要だというような、そういうような決め方とか。

何かあれば教えていただきたいと思いますが、箱田町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

担当所管のほうにお答えさせます。

◎議長（小池弘基君）

古賀総務部長。

◎総務部長（古賀博文君）

お答えいたします。

粕屋町職員の定数につきましては、定員管理計画に基づきまして定数条例を定めております。

なお、定員管理計画につきましては、人口や産業形態が類似する全国の類似団体や、近隣市町、今後の退職予定者数や再任用職員数に基づき、計画を策定をいたしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

大体、予想した答弁が出てきましたが、具体的に粕屋町としては、今人口が4万8千何百かですよね。それは人口で考えた場合は、大体何人ぐらいが正職として必要なんですか。

そういう点は分かりますか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

お答えさせていただきます。

人口に基づいて、人口が何人ですから職員を何人にするっていう決まりについてはございません。

類似自治体等の事例をもとに、粕屋町の場合は全体の総数を決めてる状態なんですけど、内訳等については、具体的に決まってるものではございません。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

例えば類似自治体っていうのは、関東から関西、あちらのほうと比較したり、九州、どの辺を基準に。

この糟屋郡関係とか、そういう意味じゃないんでしょうか。

（許可のない発言あり）

◎9番（川口 晃君）

全国。一応のことは聞きました。詳細は、何か調べないとまた分からないでしょうから後日することに。政府に対して要求する、職員の人件費の問題とかそういうことを質問していきます。

8月下旬に政府の来年度の概算要求が公示されました。私も現役で働いていたときは、毎年職場の概算要求書の作成で、5月6月頃は大変でした。人件費、物品費、改修費など、そんなに予算が付くわけじゃないんですけど、書いておかないと削られるんで、神経を尖らせて、概算要求書の作成をしていたものでした。従って、粕屋町予算の要求を出される担当部署の苦労は、身に染みて分かります。

一般的には、もちろんどちらで出すのかな、総務省かな自治省かな。を、通じて財務省に概算要求を出されると思うんですけど、粕屋町としては、予算要求関係はどういう仕組みになっているんでしょうか。

箱田町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

古賀総務部長。

◎総務部長（古賀博文君）

政府に対して要求する職員の人件費とは、地方交付税における人件費の算定についてのことと思われますので、それにつきまして御説明いたします。

まず、先に結論から申しますと、地方交付税の算定におきまして、人件費は市町村の個別の職員数が直接反映される仕組みにはなっておりません。地方交付税における市町村ごとの財政需要の算定は、標準的な公共サービスを提供するために必要な経費の積み上げにより算定されます。

具体的には、人口や面積といった測定単位に、単位費用と言われる単位を乗じて算定されますが、人件費はこの単位費用に含まれており、単位費用は、土木、教育、厚生など、各分野の費目ごとに国が全国一律で定めているため、市町村の個別の人員数をもとにするものではございません。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

なかなか、やはりブラックボックスみたいな感じで計算されていくんだろうと思いますが。

次に読んでいきますと、さて、政府の交付税交付金ですが、私は市町村財政の財政分析という本を買って、ちょっと勉強してみようと思っておりまして、最近読み始めましたが、総務省の決算カードがあります。基準財政需要額から基準財政収入額、これを引いたものが交付金ということになると説明されています。

取りあえず粕屋町の決算カードを見ましたら、令和2年度の交付税交付金がインターネットによりますと載っていました。19億6,799万8千円、それが表示されています。それで、交付金の額は1年遅れで決まるのかなと思っていましたが、先日の補正予算の審査のときに私は質問したんですが、説明ではそうではないと。令和4年度の交付金はもう決まりました。普通地方交付税決定額は10億5,509万2千円。これに、特別地方交付税とかいうのがありましたね。それで、令和4年度の地方交付税交付金はどのような仕組み、どのようなふう決められたんでしょうか。説明をお願いします、町長。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

令和4年度の地方交付税につきましては、大体夏頃なんですけれども、委員会でも御説明しましたけれども、基準財政需要額の報告をする形になります。で、もちろん基準財政収入額の報告もするんですけれども、その報告に基づいてその差額分が交付税として交付される仕組みになっております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

基準財政需要額っていうのは、3月議会で粕屋町の予算を決めましたよね。あれに匹敵するんですか。あれそのものなんですか。

あれプラス何か、あれマイナス何か、そういう感じなんですか。その説明をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ちょっと昔とった杵柄でございますが、非常に複雑です。

地方交付税、普通地方交付税の算定というのは複雑で、予算額イコールではございません、まず結論から言うと。それぞれの自治体の人口、面積、そしてまた就業形態とか、費目は一杯あるんですね。農業関係、商業関係、道路橋梁関係、公園関係、それぞれの細分化された費目で、どれだけの事業費を粕屋町はどれだけ使ってるかといった、公園の数があればどれだけの費用が要るかっていうのを、実は10万人規模の標準自治体で計算するんです、国が。それを粕屋町の人口に置き換えて、その人口にも、住基人口ではなくて、国勢調査のときの人口であったり、直近の人口であったり様々、国のほうがその指数を使うんですけれども、その指数の積算によって、基準財政需要額が決まるということです。

一番大きいのは、やはり人口ですね。人口が一番大きいです。また、道路関係でいうと、道路橋梁の延長とか幅員とか、そういった道路面積あたり、延長あたりが、その算定基礎になります。そういったものをすべて積み上げて、基準財政需要額。そして、税収とか様々な収入科目を積算して、基準財政収入額となります。それも、直近の金額ではなくて、算定するのが年に4、5回ぐらいのヒアリングがございまして、ずっと積み上げていくわけです。1年がかりで積み上げた数字で、基準財政需要額と基準財政収入額との差が普通地方交付税になると。

併せて、特別地方交付税ってのがございますが、これが、これこそブラックボックスです。分かりません。災害が特に大きなもんなんですけど、災害がないところに

も特別地方交付税は交付されます。それは、普通地方交付税に算定されないような特別な事情があるということヒアリングするんですね。災害ではない部分は、様々ありますけども、そういったことを、国が、県が、さじ加減で特別地方交付税で交付すると。金額的には、普通地方交付税に比べたら、僅かなものでございますが、そういったものがすべてで地方交付税になります。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

いろいろ説明を受けて、そういうものだということが分かりました。

それで、私はやはりこの地方交付税が増えることがいいと、いうことで考えておりました。できるだけ地方交付税をとって、多く取ってきてほしいという要望がありましてこういう質問をしてきているわけです。

そしたら基準財政需要額は、使えば使うほど増えていくというふうに考えていいんですか。その辺です。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

収入が伸びなければ、使えば使うほど交付税は伸びます。しかしその分、交付税では補えなかった一般財源を、税からの補填でする必要があるということで、痛しかゆしでしょうね。

なかなかその辺はバランス的なものが難しいと思います。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

仕組みも大体分かります。分かってきました。さっき交付税の人件費の問題を、これ質問したんですけど、どういうふうにしたかな。

人件費の請求というのは、項目としてあるんですかね。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

直接人件費として、需要額を請求するようなことはございません。

先ほど部長もお答えしましたがけれども、単位費用と言われるものの中に、人件費が含まれているということになります。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎ 9 番（川口 晃君）

会計年度任用職員の項目を次に書いてるんですけど、そういう形だと、会計年度については法律できちっととなりまして、これはこの前の参議院の行政監視委員会の参考人の回答ですけども、昨年、会計年度任用職員制度への転換により、人件費カウントされるようになったということで、人件費扱いになっていると発言されています。

だったら、会計年度任用職員の人件費も普通の人件費としてみなさるっちゆうことになるんですか。正規職員と同等の立場になるんですかね。その辺です。

◎ 議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎ 経営政策課長（吉田 勉君）

会計年度任用職員の人件費につきましても、正規職員の形と同様に、市町村の個別の経費が直接反映される仕組みとはなっておりません。

会計年度任用職員は、何人雇ったからといって、その分需要にその数だけ算定されるというものではございません。

◎ 議長（小池弘基君）

川口議員。

◎ 9 番（川口 晃君）

3番目のほうに移ります。

私は6月議会で、会計年度任用職員と包括委託で外注される作業時間から、それを正規職員で賄ったとすると、何人の正規職員が必要かとの質問をしました。

後日、総務課から計算値の報告がありました。その数値は、会計年度任用職員分が177人、包括委託分が50人、合わせて227人です。今年4月1日付の粕屋町の現職員数が244人ですから、本来、粕屋町役場のすべての仕事量を正規職員で行えば、471人の正規職員が必要ということになります。そうしますと、非正規率は約48.2%。半分が非正規の職員が担っていることになります。

役場の仕事は公務です。そしてその多くはサービス業ですが、私は本来、これは正規職員で担うべきだと思っているんです。問題の会計年度任用職員は、法律の第22条2項で会計年度任用職員の採用の方法などで規制されています。そういう意味では、法律に基づく正規の地方公務員という位置付けだと私は思っています。

私は正規職員を増やしたいという思いから、次のように質問します。

もし、財政的に雇用できる資金があるならば、これらの職員を正規の公務員として特別に試験などをして、順次採用していくことができないだろうか。そういう

ふうに思っています。もう二つ目は、また、会計年度任用職員がやむを得ず退職されたときは、その部署は正規の職員で置き換えて、正規職員を増やしていく。こういう方法もあるんじゃないかと思います。そういう措置ができないでしょうか。

2点について、箱田町長の見解を伺います。

◎議長（小池弘基君）

古賀総務部長。

◎総務部長（古賀博文君）

お答えいたします。

会計年度任用職員や、包括委託をしております業務につきまして、町政運営に欠かせない重要な役割を担っていただいているところでございますが、基本的な業務内容は、事務的、または定型化された業務を行っていただいております。

またシフトによる交代勤務ですとか、短時間の勤務に従事していただいていることから、正規職員による補充よりも、会計年度任用職員や包括委託のほうが、人件費的側面も含め効率的であると考えております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

考え方として次の項でも、ちょっと話していくことになるんですけど、やはり、会計年度任用職員もやはり人間ですから、人権という立場から考えると、効率だけでは、割り切りがない問題がやはり出てくるんじゃないかというふうに思います。

例えば、障がい者の方で、なかなか仕事ができないという人については、20分の作業とか、30分の作業とか、そういうふうなやり方で仕事をさせて、人間としてSDGsの立場でやっていくということが考えられているようです。

それでは4番目に移ります。粕屋町定数条例の改正を中心として質問していきます。

今年6月に、我が党の参議院議員伊藤岳氏、この埼玉県出身ですが、その方が参議院総務委員会で質問されました。コロナ禍の中で時間外勤務が増加し、1か月100時間以上がすべての市であった。それからその原因が、2005年から5年間進められた職員の定数削減である集中改革プランであり、この時期に、自治体職員が、国のマイナス5.3%の目標を上回る7.3%も削減されたとして、自治体リストラ路線からの転換を総務委員会に要求されました。ちなみに集中改革プランでの削減を、粕屋町ではどれぐらいやったかということで、総務課に調査を依頼しましたら、5年間で13人削減されたそうです。

私は、2月に行われた吉良佳子参議院議員の質問を調査するために、参議院行政

監視委員会での参考人質疑の議事録を取り寄せました。そして読んでみました。参考人は3名で、東京都稲城市の市長、高橋勝浩氏です。それから、早稲田大学の稲継裕昭氏、これ多分、大学の教授だと思います。それから法政大学の土山希美子氏、こちらも准教授か教授かだと思います。それで、特徴のある二人の発言を読み上げていきます。

これは稲城市の市長の高橋参考人ですが、もう私は共鳴したんですが、これは単に財源だけの問題ではなくて、やはり総務省を中心とした国からの定員管理、厳しい指導があって、財政的な問題じゃなくて、正規職員の頭数で実人数を減らしていけという厳しい減数指導があったもんですから、減らされてきたと。結局、職員減らしたところで、それとアウトソーシングで委託し、人件費が減る分だけ、物件費が上がっていくということで、仕事自体が減らない以上は、絶対にそれに対応する職員は必要なんだろうと考えています。それから、いざというときに、こういった感染症、コロナ感染の意味を指すんでしょうが、あるいは大規模災害もそうだが、頼りになるのはやはりやっぱり公務員、地方公務員であります。それ自体が、実数で減員されていますので、なかなか対応が難しい。今後は、やはりこういう危機管理などを考えると、もう本当の最低限のかつかつの人数がよいのかどうか。いざというときのバックアップを考えて、もう少し業務として、余裕を持った人数の配置が必要だと、そのように考えていますと述べられています。

それから稲城参考人。こちらの発言も、もうびっくりするほどいい発言だと思います。1994年に328万人いた地方公務員は、25年後の2019年に274万人、54万人が減少しています。特に集中改革プランでは、23万人減少しています。しかし、警察とか消防の部門は、安全・安心に関わるものとして、職員数は増えていますので、一般行政職員数が非常に大幅に減少しています。私はこの274万人まで減らしたのは、自治体によっては減らし過ぎたところが多いと、そういうふうに述べられています。

そして、政府の定員管理について、次のように述べてあります。総務省のほうで定員管理のカウントがあるわけですけど、諸外国を見ると、なかなかそういうことをやっているところは少ない。むしろ、総人件費としてカウントし、それについて、財政的な支援とか何とかするところが多いと。要するに、人件費の要求があったときはそれを人件費として、政府が補助しているということじゃないかと思うんです。定員管理を事実上、それをかなり見ているところは、諸外国に比べると非常に珍しいので、そのこと自体も場合によっては、今後見直す必要があるかなというふうに思います。ということで、国の定員管理についても、異議を唱えてあります。

現在の粕屋町の定数条例によると定数が260人、現員が244人、16人の欠員です。6月議会の際にいただいた定員管理計画の資料によりますと、年次計画が決められています。令和6年度には254人に到達する計画で、順次増やしていく計画で、非常によろしいと私は思います。コロナ禍の中で、各課でも対策室に人員を派遣し、残された職員でいっぱい仕事のしていると。あるいは、コロナ禍の中で職員またはその家族の感染もあって、休暇をとらざるを得ない事態も生まれています。

正規職員の増員が急がなければならないと、私は思うんですが、どうでしょうか。政府のほうも災害担当は、特に増員を今、言っています。

粕屋町では、定員管理計画などがありますが、どのように実施していかれるのか、増員についての説明をいただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

災害の関係だけでも、確かに、今もう全くその予想だにしないような災害が、いつどこで起こるかも分からないような状況でございます。

そういった意味でも、言葉は悪いですが余剰的な、いざというときのバックアップ体制のための職員が必要なんですけど、それだけではなくて、カーボンニュートラル、あるいはその地方行政のデジタル化、DX化等、非常にこれ、今までなかったような、これから先、地方自治体が直面するような行政課題について、重点的にしないといけなくなります。今の現有職員では足りません。

従いまして、私自身は増員の気持ちを持っております。また併せて、今後実施される定年制、これ延長、定年の延長制度なんですけど、その導入あたりの観点も、総合的に見直しを図って定員管理を行うように。

これは条例改正が必要でございますが、検討を進めておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

やはり、やっぱりコロナ禍の中で、地方公務員は非常に頑張っておって、そしてやはり身を粉にして働いてあると思いますので、やはり増員については、どういったらいいですかね、計画的に増やしていったほしいということを要望しまして、次に移ります。

最後に定数条例の改正ですが、市制を目指していく上で、機構を改定、機構の改定を迫られます。

人口も増えますし、現在の定員では足りません。さっき町長も述べられましたが粕屋町は、専門職の職員さんが介護関係とか、健康関係多いと思いますけども、特に将来を見据えて、災害、土木、建築、電気、環境、交通、それからそういう専門職の養成がされているように思います。

今から、増員のための定数改正の準備をしていく必要があるんじゃないかと思ってるんですが、箱田町長の見解を伺います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほど述べました、様々な直面する行政課題だけじゃなくて、今後もこのコロナの状況も分かりません。

従いまして、その事業の実施体制の観点から、定員管理計画の見直しを行い、計画に応じた条例改正を行うよう検討を進めておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。そのことを希望しまして、この項は終わります。

3番目です。粕屋町の小・中学校教職員の正規化問題についてです。

最初に、小・中学校の教職員は充足しているかということです。文部科学省が4月1日付で、全国調査を行っています。学級担当や授業をする教員が、4月の学校開始時点で、全国で2,600人近く足りないという深刻な事態が報告されています。また、全日本教職員組合が、独自に調査した結果を8月3日に発表しました。19都道府県、4政令市で合計1,028人の欠員です。全国的には、これの倍すれば大体2,000幾らかになります。教育に穴が空く、深刻な事態となっていると指摘しています。

文科省の調査について、慶應大学の佐久間亜紀という先生が新聞に投稿してありました。その佐久間先生がこういうふうに述べてあります。教員の労働時間は非常に悪化している。仕事量が大幅に増え、長時間過密労働で人間らしい生活が送れず、メンタルや身体を、体を壊す危険と隣り合わせです。そういう実態が世の中に知られてしまっているので、教員になることの魅力がどんどん薄れています。教職には憧れますが、私には無理そうということで、教員志望をやめる学生が増えていきますと述べてあります。

二つ原因が指摘されておりました、一つは政府の行財政改革。2001年以降の省改革で、何人の教員をどれくらいの給料で雇うかが、自治体の裁量で決定できるよう

になったそうです。従来は、法律で定めた定数の教員を各自治体が正規で雇わなければなりませんでしたが、教員の給料を下げたり、一人の正規の教員を雇うかわりに、複数の非正規の教員を雇うことが認められるようになりました。こうして、4月当初から、非正規雇用の教員に依存する構造ができ上がってしまっています。非正規雇用を増やしたので、臨時的に教員をしたい待機者が枯渇し、産休、育休や病休が出たときに、替わりに入ってくれる人が見つからないという結果になっていると。これが1点。

2点目は、正規教員の定数を少子化を上回る勢いで減らしてきたという問題だそうです。公務員削減で真っ先のターゲットになったのが教員だそうです。少人数学級の目標があったんですが、40年間少人数学級が止まってしまった。それで教員の定数増ができなかった。こういうふうには指摘してあります。

まず、教育長に伺いますが、粕屋町の小・中学校は教職員の欠員はありませんか。答弁をお願いします。単純にいいです。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

定数には足りてない学校あります。あります。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

何校、1校ですか、2校ですか。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

小学校では充足する、足りております。中学校におきまして、2校合わせて7名、充足してないと、足りてないという状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。粕屋中学校でそれぐらいだから、全国的には非常に多いと感じますね。はい、分かりました。

それでは次です。次の質問に移りますが、佐久間先生が教員の給与や正規職か非正規を雇うかも、定数については自治体で決められるように述べてありますけども、福岡県の場合、実際は、定数についてどのような決め方をしてあるんでしょう

か。非正規とか正規を雇うとか、西村教育長、答弁をお願いしますがよろしいですか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

学校教育課長よりお答えいたします。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

教職員数の決め方ということでございますが、県かそれとも各学校かということでございます。

教職員の数の決定につきましては、各学校が決めるものではなく、児童・生徒数をもとにして、学級数から決まることとなっております。具体的には法律、義務標準法という法律がございますが、それに基づき、クラス数に応じた教職員数が決まると、定められているということになります。

学級数につきましては、これも前年の10月から約半年間かけまして、次の入学までの半年間かけまして、児童・生徒数を県に報告することになります。

それに基づきまして、県のほうで学級数を固め、教職員数が決まるということになっております。

よって、各学校で独自に決めるというものではございません。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

本来、日本国憲法にありますように、すべて国民は法律の定めるところによりその能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。また、すべて国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を、義務教育は、これを無償とするというのがあります。

この機会均等、日本どこでも同じように教育を受ける権利、それから水準の維持、それと無償性っていうこれを確保するために、国が関与してるということ。そのためには、教員の確保、それから適正な配置をすること、そして教員の給与に関する財源を安定的に確保するというところで、国がこれを責任を持って、義務教育の学校については執行するということになっております。これを義務教育国庫負担制度と言うわけですが、この制度の根底にあるのが、今課長が言いましたように、義

務標準法という、生徒数に応じて教員を配置するというのがあります。

現在、生徒数に応じて先生たちが配置する数というのを、足りてないのが中学校なんですけども、小学校一応足りてるんですが、定数外の教員というのがおります。それは何かというと、これ学校が要望していくんですが、指導工夫改善とか、英語の専科とか、理科の専科とかですね。これは小学校においてその教科だけを受け持つ先生のことです。それとか、あとは、初任者がいるところは初任者の授業を減らして、講師の先生がそれにつくとかですね。とにかくいろんな先生方がこれついてくるわけです。

例えば、中学校だったら補導の先生もおります。こういったものを学校側が要求して、県のほうが、国の基準に照らし合わせて福岡県は何人いただくと。それをどの市町村の学校に振り分けるかということによってやっております。

従って今、議員がおっしゃったように、国の定数管理について異議を唱えるということございましたが、これは国のやっぱ管理がないと、教育の機会水準とか水準の維持とかいうのは、なかなかできないかと思うんです。だからこの法律にある程度従っていかないといけないんですが。

理由、確保できない理由は今おっしゃった、まさにそのとおりなんです。

行政改革のほうがなかなか進まないとか、先生方の働き方改革とか、そういったものがございますので、私は今のところ、産休教員の代替もいただいておりませんし、本当に今学校の先生方は、大変な目に合わしておるとこ、反省をしてるんですが。なかなか県からいただけないと、いうところがございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

やはり、実情を聞いてみると大変だなということが実感できます。

2番目にちょっと質問を移していきます。

次は、町費雇いの教職員問題に進みます。学校教育課からいただいた、5月1日付けの一覧表を見ました。こういう、この前から配られたこれですよ。いつもこれで見てるんですが、小学校の講師数は、いずれの学校も、これは若干以前より少なくなったように感じるんですよ。思います。それでも正規職員数が173人で、講師が27人で、13.5%ということになります。中学校は正規教員数が82人で講師が26人で24.1%。4人に1人が、非正規の講師の先生だというふうに思います。粕屋中学校は非常に多くて17人です。

私は少し誤解が、今まで誤解していたかもしれませんが、昔は町費雇いの教員が

いらっしゃると聞いたことがありましたんで、講師の先生はすべて町費雇いだとはばかり思っていたんですが、佐久間先生のさっきのあれを記事を読んでも、そうではないように思ってきました。

それで確認したいんですが、講師の先生の人件費は、これは県費から出てるんですか。それとも町費から出てるんですか。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

講師の先生につきましては、県費から給与が出ております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

はっきりそれで分かりました。で、次に質問ですが、粕屋中学校の正規が39人で講師が17人。講師の数が非常に多いんですが、これは特別な事情が背後にあるんじゃないかと思うんですけど。

この理由について説明をお願いしたい。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

教員の欠員につきましては、教科。中学校の場合、教科がございますが、なかなかその教科の先生が見つからない場合は講師になります。

それから粕屋中学校は、特に今年は特別支援学級は13クラスということで、去年から一気にちょっとこれ増えましたのでですね。そういったところで、特別支援学級については、一人の配置がございまして、先生方がですね。

だから生徒数によらずに、特別支援学級が13クラスだったら、13人、無条件に担任としてそこに配置されるわけです。もともと810人、881人の粕屋中学校の生徒に対して、先生方が配置されてるわけですが、特別支援学級に13人の先生方も特別にまた配置するという予定なんですけど、絶対数が足りませんので。もともと県が抱えてる数がですね。なので講師の先生に、そこを対応していただくと。その中で講師の先生も足りないから、先ほど言った5人やったかな、粕屋中学校が欠員ができてというような状態がございまして。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

そういう点もあるんですけど、私はやはり正規の職員、正規とは免許取った、もちろん、教員の免許を取ってあると思うんですよね、講師の先生も。しかし、採用、結局採用枠が少ないんですかね。けども、採用枠が少ないけど、免許を持った人を派遣してる、いう関係ですかね。どういう形になってる。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

今回、川口議員から御質問をいただきまして、私も改めて県の教育委員会のほうに、教職員数の正職員化のことについて尋ねました。

教職員の定数につきましてですが、回答としましては、児童・生徒数、それから特別支援学級の伸びなどにより影響を受けるため、流動的な点が多く、すべて正職員化するということが難しいというような回答でございました。また、すべて正職員化すると、翌年度以降に定数が減った場合、学級数が減ったりした場合に、過剰な人員になってしまうということで、県のほうの回答でございました。

特に、講師の割合をどれぐらいに抑えるとか、何%に抑えるとかっていうものがあるかどうかについて尋ねたんですけども、特に何%以下にするとかってような基準は、設けてないということでございました。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

いろいろ調べていただき、ありがとうございました。

私は、3番目にもう移りますが、私はすべての教職員は、正規職員で運営するという方針をとってほしいという要望があります。

公立の小・中学校の教職員の人件費は、県で賄われていたと思ったんですが、それが政府の定数削減の政策の中で、県の裁量で非正規を雇えるようになった。ここが問題じゃないかと思います。先ほど引用しました、佐久間教授の説明もあります、そういう説明がありました。

何よりもまず、正規教員数を減らされ過ぎているということをきちんと正す。そのための予算をつけ、体制を作る必要があると。最後に、佐久間先生は述べてあります。これほど全国的に非正規の教員が多いっていうのは、正常な教育が行われているのかどうかっていうのが、やっぱり疑問になってきます。予算が少ないだけじゃこれは済まないと思います。

教育は100年の大計だと言われていました。これは私が青年のとき、光安教育長からいつも言われていた。教育は100年の大計だと言われておりました。ノーベル賞を受賞された日本の科学者の人たちは、基礎研究が日本は遅れている。日本は基礎学力をつけなければいけないと。日本は教育予算を増やすべきだと、口々に言っています。そういう意味では、なぜ、県は小・中学校の正規職員で、県は小・中学校を正規職員で運営しないのか。非常に残念でたまりませんが、さっき西村教育長も何かこうずっと、とくとくとおられました。

教育長、そういう立場に立ってほしいと私は思うんですが、最後に発言をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

どんな時代でも、やはり子どもたちを育てる職業。これはやはり崇高な職業だというふうに私は思っております。

その先生方が自分の、やはり人生なり自分の家庭なりを、安心して生活できる上で、そういった仕事をやっていただきたいというのは、私も常々思っております。そういった意味で、正規または非正規という分け方は、本来、子どもたちからとってみると先生という立場で同じ。何ですかね、職業人といいますか、同じ大人として見てるわけですから、差別するものではないかというふうに思っております。

ただやはり国としては、やはりそこに財源というのがある限り、やはり一度採用してしまうと難しいのかなというの、一方には理解はできることがあります。ただ私も、最近ちょっと考えるところがあるいろんな文献を読む中で、村に不学の人なし、家に不学の人なしという、これ明治5年の学制が始まったときの、ラジオ間の言葉にあったようです。

どの子にも、どの家庭においても、やはり子どもたちが安心して教育を受けられるように、まずは人。そして町は、環境を整えてやりたいなというふうに思っておりますので、私も今後、県のほうにも加配を学校が要求した場合は、全員それが通るようにしっかり私も支援をしていきたいと思っておりますし、申請をしていきたいと思っております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

最後に、粕屋町の西部地域の周辺整備のことです。

これについては、最初に、本田さん、それ本田議員、それから案浦議員も同じような質問をされましたので、二つ合わせて一緒にしたいと思います。

粕屋町西部地域、特に須恵川より西側の地域を指して、私は指しているんですが、公的な施設とか、非常に柚須文化センターと西保育所しかありません。確かに大型のスーパーなんかありますが、この辺をどこか一角、公的な施設、町民が大勢出入りする役所とか、あるいは福祉施設、社会教育施設などの構想があってもいいかなというふうに思います。

それから交通の体系の問題ですが、私は、原町駅から柚須、吉塚駅までの交通の立体化を提案しましたけども、金額の問題からいうとそう簡単にできないことは分かっていますけども、そういう構想について、箱田町長の4年間でどういう構想を持っているのか。この周辺地域に対しての考えがあるのか。概略でも結構です。

大まかな構想でもあれば、話していただきたいというふうに思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

粕屋町西部地域、これは須恵川とおっしゃいましたが、九大農場の跡地も含めたところの西部地域というふうに私は考えたいと思います。

そういった広域的な西の地域の中で、確かに公共施設は少のうございます。また、少ないとはいえ、やはり粕屋町の今まで昭和32年に粕屋町が誕生して、それから以降のこの粕屋町の隆盛の中で、やはり西部地域の方々の土地の利用で準工業地帯、工業地帯も含めて粕屋町の経済を引っ張っていただいている、これは否定できないと思います。ですから、自然的に、空地がどんどんなくなってきてしまっているんですね。あるいは工場、会社が非常に多ございます。最近では、その空地の一つの企業が、そこを移転されたりして、そこに住宅等が作ってあるような状況は見受けられますが、基本的にやはり、今の工業地帯、準工業地帯の様相のために、なかなかそういった公共施設の空地がないということもございます。今後は、そういった空地を見つけながら、私も公共施設というよりも、この西部地域の公的施設の整備は図ってまいりたいと思っております。

また御質問にもございますが、柚須駅。これは非常にもう、長者原駅に並ぶような乗降客の数の増加でございますが、そういったことを考えると、どうしてもその柚須駅を中心とした公共交通の計画、都市計画マスタープランにもありますように、駅を中心とした、その都市計画を考えざるを得ないと。また住民の方も、やはりそういった軌道路線を使ったような施設の利用というのは、やはり第一義的にあると思います。

従いまして、今後西部地域の公共施設、そしてまた、公的施設の整備については、真剣に取り組んでまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、一応これで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

（9番 川口 晃君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

これにて、予定いたしておりました本日の「一般質問」を終結いたします。

議会運営委員会における協議結果によりまして、本日は4名をもって終了いたします。明日27日火曜日には、5名の一般質問を実施いたします。

なお、傍聴希望者におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大予防のためのマスクの着用等を実施の上、お越しいただきますよう御案内申し上げます。また、インターネット中継も御視聴いただけますので、御案内申し上げます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後3時12分）

令和4年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和4年9月27日（火）

令和4年第3回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

令和4年9月27日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

5番	議席番号	4番	宮崎	広子	議員
6番	議席番号	3番	杉野	公彦	議員
7番	議席番号	6番	井上	正宏	議員
8番	議席番号	11番	福永	善之	議員
9番	議席番号	14番	山脇	秀隆	議員

2. 出席議員（16名）

1番	古家	昌和	9番	川口	晃
2番	田代	勘	10番	田川	正治
3番	杉野	公彦	11番	福永	善之
4番	宮崎	広子	12番	久我	純治
5番	末若	憲治	13番	本田	芳枝
6番	井上	正宏	14番	山脇	秀隆
7番	案浦	兼敏	15番	安藤	和寿
8番	鞭馬	直澄	16番	小池	弘基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤川 真美 議会事務局主幹 山田 成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（17名）

町長	箱田	彰	副町長	吉武	信一
教育長	西村	久朝	総務部長	古賀	博文
住民福祉部長	神近	秀敏	都市政策部長	新宅	信久
総務課長	豊福	健司	経営政策課長	吉田	勉

協働のまちづくり課長	安河内 敏 幸	総合窓口課長	大内田 亜 紀
子ども未来課長	渡 辺 剛	健康づくり課長	石 川 弘 一
都市計画課長	田 代 久 嗣	地域振興課長	稲 永 剛
道路環境整備課長	吉 村 健 二	学校教育課長	黒 田 道 明
社会教育課長	臼 井 賢太郎		

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

この9月には、既に2回も台風の福岡接近がありまして、倒木などの被害も確認されております。かすやドームへの自主避難者も多く、皆さまが利用されました。なお、粕屋町では幸いなことに人的被害はなかったようでございます。各人、防災意識が高くなっているあらわれだと感じております。今年は、まだまだ台風も発生しておりますので、より一層の注意が必要です。

本日は5名の一般質問を予定しております。また、本日は気温も高くなりそうですので、上着を取られる方は取っていただいて結構でございます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告書の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声を出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは通告書順に質問を許します。

議席番号4番、宮崎広子議員。

(4番 宮崎広子君 登壇)

◎4番（宮崎広子君）

はい、議長。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

議席番号4番、宮崎広子です。通告書に従い質問いたします。

おはようございます。

今回の私の質問は、粕屋町の女性の社会進出や経済的自立に向けた支援についてと、帯状疱疹を未然に防ぐための支援についての2問です。では、最初の粕屋町の女性の社会進出や経済的自立に向けた支援についてを質問いたします。

箱田町長、2期目の当選おめでとうございます。1期目は、コロナ禍で思うよう

な町政が進められなかったと思いますが、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の宣言をされ、その運用が始まり、新しい施策にもチャレンジしてありました。この度2期目に挑み、更に女性の地位向上や経済的支援、自立支援について、新しくお考えになってあることがあれば、その意気込みについてお尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これは日本だけではなく世界的にも少子高齢化、そしてまた人口減少、特に九州のほうが非常に激しいと思います。併せて、経済のグローバル化などそれらに対応して、活力ある豊かな地域づくり、そして社会づくりを目指していくためには、性別にかかわらず、自由な位置で自らの生き方を選択し、個性を輝かせ、持てる力を十分に発揮できる社会、これは、男女共同参画社会の実現が必要だと考えます。

特にこの粕屋町は、若い子育て世代が多い町でございますが、この女性が安心して就労を続けられる環境づくり、そして男性の積極的な家事、地域活動への参画、男女平等教育の推進など、緊急かつ重要な課題を進めていく必要があると思います。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

例えば、行政職員の女性の地位向上に対する考えや、目標値があればお聞かせください。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これは国・県のほうからも様々な指示、連絡が来ております。

その中で、やっぱり目指すべきは50%、私自身はそう思ってます。ただ、社会的状況とかありますので、一朝一夕でできるものではございません。

しかしながら私自身は、この粕屋町における行政職員の特に幹部職員への登用については、積極的に今後も進めてまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

今後も新たな取組に期待しております。

2番目の質問に移ります。中学校では、どのような進路指導や教育が行われている

るでしょうか。粕屋町男女共同参画計画の27ページでは、学校教育の場で働くことの意味や、多様な働き方などについての学習や職場体験を行っているという項目があります。具体的な学びの場の体験や、実践があれば紹介してください。

また、将来女子は、いろいろな場面で仕事を選ぶ中、働く中で賃金格差や、いろいろなハラスメントを受けると思います。現在、女子が理系の進路を選ぶことにこだわる人も少なくなっていますが、実際にどのような進路選択をしていますか。今、人材不足と言われている、IT分野や理工系の学びや分野選択はありますでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

学校教育課のほうが、しっかり中学校とこの件については勉強してきてありますので、学校教育課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

失礼します。中学校の進路指導ということでございますが、進路指導につきましては、中学校の全学年におきまして、キャリア教育として働く意義などを学習をしております。

この中に進学指導というものもありますが、これも中学校1年生の段階から順次、計画的に指導をしているところです。第3学年になりますと、生徒及び保護者に対しまして進路説明会、高校の1日体験、それから三者面談を初めとしまして、生徒との二者面談等も行っているようでございます。中学校では、生徒一人一人の特性や希望を生かせる、最適な進路選択となるように、各生徒の希望を十分聞き取り、指導・助言を行っているということでございます。

女子生徒の進路としましては、二つの中学校ともちょっと伺いましたが、普通科への進学が多い状況でございます。約7割近くが普通科であり、という状況でございます。で、小・中学校におきましては、学習指導要領に基づいて教科の授業を行っております。その中に、理工系の学習もございまして、こちらにつきましても男女、男女差なく授業を行っているところです。

今回、宮崎議員の御質問のIT分野を初めとした、理工系の学びやその分野選択について、学校のほうにも状況を教えていただきましたが、IT分野で活躍を願う生徒は、高校では普通科に進学を行いまして、その後、大学や専門学校などでIT分野の専門的な学びを極める進路を選ぶ生徒が多いように思われますということで

ございました。

普通科に進みまして、高校のほうで文系理系分かれるということでございますので、そこから理系のほうに進んでいくということでございます。

以上のように中学校では、男女差なく学習指導を行いまして、生徒それぞれの特性を生かせる進路指導となるように、指導・助言を行っているという状況でございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

コロナ禍の中で、職場体験をしてみるとかというのは結構大変なことだと思いますが、バスに乗って高校見学会とか、いうのもあってるみたいなんですけど、どのような高校、種類といいますかね、専門学校であるとか、そういうところが分かれば教えてください。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

子どもたちが、私立、公立、行きたい学校にまず個別にアンケートを取りまして、ある程度人数揃いましたら、そちらの学校と打合せをして行くということで、日にちが合わないとか、先方の学校の学校行事の都合とか合わない場合は、その学校以外のところを第2希望、第3希望ですということもあります。

また中学校によっては、保護者のほうが、私立1校、公立1校とかいうふうに、ちょっと選んでそちらのほうの見学に行くというのも現在行っているところでございます。

昨年度までちょっとコロナで行けなかったように聞いておりますが、今年は何か実施をするというふうには聞いております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

学校のほうでタブレットなんかを持って授業、GIGAスクール構想ですかね、進んでいると思いますが、そういう影響でIT関係に関心を持ち始めたっていう子どもも増えてるんでしょうか。

また、部活とかでそこを深めるプログラミング教育とか、そういうITに関心がある子どもたちが、もっと自分の興味を深めたいという、そういう何ですかね、部活っ

ていうか、そういうところで深めるようなことがあるんでしょうか。

お聞きしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

IT 機器を使ったスポーツ、いわゆる e スポーツというのもなかなか中学校にはそれは入ってきておりません。また、ユーチューバーとして活躍してる中学生もおります、現実ですね。

それから今、議員が関心を非常に持っていただいているんですが、女子が特に理系が云々というのは、僕はちょっとこう考え過ぎじゃないかなっていう気がいたします。というのは、今言葉でよく出てきてます、進路指導という言葉ですね。課長はキャリア教育ということでキャリア教育の中の進路指導で、進路というのはいろんな職業選択、または自分の生き方があるんだよということをするのが進路指導であって、どの学校に行くかというのは進学指導というふうに使っているんですが、やはり進路を考える上で一番大事なことは、自分の個性はどうなのかという、いわゆる自分の特性ですかね、自分の好きなこと、得意なこと、またやりたいこと、それで自分はどんな人なんだろう、例えばコミュニケーションに長けている、自分は1人でやるのが好きだとかですね。まずそういったことを自分を知るとのこと。それから、やはり経済性がありますので、好きなことばかりやってお金が入らなかつたら、なかなか自立した社会生活が難しいかなということ、経済性っていうのが次にあります。そして一番大事なことなんですが、社会性ということで自分がやろうとしている仕事、若しくは自分が社会に貢献しているという、いわゆる喜びなり実感なりが持てるかどうか。また、それが社会にどう役立っているのかとか、社会の一員として自分が存在できるかという、やはりこの個性と経済性とやっぱり社会性というのを、進路指導では大きな意味合いにしております。

その中で、やはり理系に女子行ってくれて、特にそこを学校が進めるっていうのは、僕はやはり個性をちょっと無視する部分になるのかな。それと今 ICT のこと言われましたが、これから先 Society5.0 という新しい未来社会を考える上で、やっぱりデジタルとか、脱炭素社会を考えた上で、やはりどうしても理系の分野のほうに人がいると。いうところで先日、9月の日本教育新聞には、理系の学生5割へ工程表公表ということで教育未来創造会議というのが、政府の機関にあるんですが、理工学部、いわゆる理系の学部を再編成して少し緩和をしながら、そういった学部で子どもたちにしっかり理系のほうの学習をしていただいて、将来そういった職に就いてほしいと。いうところでの構想を持ってあるようです。

当然、奨学金の支援とか、女子学生を特に雇うところについては、その学校のほうに特に支援をするとか、そういったいろんなことを今考えてあるというところがちょっと今回、載っておりますので非常にタイムリーな質問だったので、私もいい勉強になりました。

ありがとうございました。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

私も個性が大事っていうか、好きなことがのびのびとやれる。そういう進路が選べたらいいな、最高だなと思いますが、もう一つ、女子の立場っていうか女性の立場から就職してみたらすごい賃金格差があったと、男性と比べて。

それとか、いろんなハラスメントを受けて、何か悩むっていうこともあると思うんですけど、そこら辺の人権に関わる教育といいますか、そういうことは進んでいるのでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

職業差別、それから男女差別、それからいろんな差別っていうことに関しての人権教育については、随分私は進んでるかというふうに思っております。

また、賃金格差があれば、やはりそこで主権教育じゃございませんけど、それっておかしいんじゃないかということで、今いろんな機関がございますのでそちらに相談をするということも、子どもたちには教えるといいますか、子どもたちが学んでるかというふうに思いますので、それについて学校がこうなったらこうだよ、こうなったらこうだよという、やっぱりQ&Aはなかなか作りにくい部分がございますが、今現状としてこういったことで以前はとか、例えば今もとかっていう、そんな言い方になってるかもしれませんが、やはりそういったことはおかしいよねという事は、常日頃からそれは、私は、学校現場ではやっていただいているものと思っております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

とても安心しました、3問目に入ります。

コロナ禍に入って、ますます1人で子育てしている方への厳しさが増え、一番ひどかった頃、飲食店が開けない。そういう時期に、仕事がなくなって困っている方

に出会いました。特に女性にとっては、パートを掛け持ちしている方もあり、仕事を探すのも大変と思います。

安定した仕事に就くための支援はあるでしょうか。また、町として相談を受けておられますか、どんな相談窓口がありますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

県全体でも、このサポートする機関がございます。

詳細につきましては、担当のほうからご説明申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

安河内協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（安河内敏幸君）

福岡県におきましては、春日市、飯塚市、久留米市の3か所にひとり親サポートセンターのほうを設置しております。

ひとり親サポートセンターでは、ひとり親家庭の母、又は父及び寡婦の方を対象に、就業に関する相談から自立支援プログラムの策定、就業支援講習会の開催、ハローワークと連携した求人情報の提供まで一貫した就業支援を行っているほか、養育費の相談のほうも対応しております。

粕屋町におきましては、児童扶養手当の現況届の際に、就労に関する支援が必要な方に対しまして、当該センターへの相談を進めております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

そういう相談の実例といたしますか、相談件数はあったんでしょうか。

件数っていうか、事例という。

◎議長（小池弘基君）

安河内協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（安河内敏幸君）

相談に関しては、総合窓口課のほうでこちらのほう取り扱っておりますので、こちらのほうでは件数等はちょっと把握しておりません。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

一応総合窓口課のほうで8月になりますけれども、1か月間、児童扶養手当の申請を受け付けております。

給付の主体は、事業の主体は県のほうになるんですけれども、一応その申請は粕屋町のほうでお受けをしております。で、決算のときに少し御報告させていただきましたけれども、年間の件数、お受けになってる方がやっぱ600人少しいらっしゃいますけれども、直接町のほうでその職業、お仕事を御案内するってのはなかなか難しい面がありますので、先ほど協働のまちづくり課の課長からありましたように、県のサポートセンターのほうをこちらで御案内をしております。

ちょっとその具体的な件数というのがなかなか分からないんですけれども、一応児童扶養手当の申請を受けている期間中に、やはり5、6件ぐらい御相談にこられる方いらっしゃいますので、サポートセンターのほう御案内をして、御自身で一応やりとりはしていただくようにはなるんですけれども、町のほうの会場を提供させていただいて、そちらで御相談を受けていただくようにしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

では、次の質問に移ります。

女性の職場は、スーパーも見て分かるように最近では、もうもちろんずっと前からありましたがセルフレジとか、スマホで決済ができるように、そんな仕組みがあったり、また飲食店ではスマホでメニューを写して、自分で注文するとか、そういうコロナ対応や人材不足で、そういうことを始めているところもあります。

女性にとって見たら、ますます働く場所が少なくなってきたのではないかと思います。女性は子育て、また介護を担っているの、なかなか定職につくことができません。一方では情報通信業では、需要が増加し、デジタル人材は不足しています。内閣府が出した資料では、有効求人倍率は1.48倍です。ちなみに一般事務は0.27、介護サービスは3.39です。

デジタル人材のメリットは、働く場所や働く時間の制約が少ないことであります。年収も経験年数が0年でも300万ぐらい。事務職や、飲食業の給仕をしてある方、飲食業のを上回り、年数を積んでいけば500万、600万と稼ぐことができます。反面、就業率は男性が80%に対し、女性が20%です。

そこで、デジタルスキルを身につけた女性人材育成を地域女性活躍推進交付金などを使いながら、ITの研修やその出口を企業につなげるなど、経済的自立の支援を町で行えないかと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

安河内協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（安河内敏幸君）

内閣府の重要政策に関する会議の一つであります、男女共同参画会議におきまして、令和4年の4月に女性デジタル人材育成プランを策定しております。

このプランは、コロナ禍において厳しい状況にある女性の就業に資することを目的として、デジタルスキル向上と、デジタル分野の就労支援の両面の具体策を盛り込んだ、総合的な対策となるように策定されたものであります。就労支援を行うには、女性デジタル人材の育成だけではなく、人材を雇用する側である企業等の体制づくりや、雇用可能な企業数の増加なども必要になってまいります。当該プランのほか、国、県、または近隣の自治体の施策の状況を鑑みながら、具体的な方策について検討をしてみたいと考えております。

また、デジタル分野での就労に限定したものではありませんが、福岡県では、県内4か所に子育て女性就職支援センターを設置しております。ここで就職を希望する方に、個別相談から就職の斡旋まで一貫した支援を行っております。しかしながら子育て中の女性には、時間的や場所的な制約で十分に利用できないことも考えられますので、令和5年の2月に、かすやこども館におきまして、女性就職支援センターの臨時出張就業相談所を実施する予定にしております。

これから働きたいと考えられる女性が、1人でも希望の就職先へ就職できるように福岡県と連携を図っていきたいと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

是非、安定した就労ができるように御支援をお願いします。

地方自治体の中には、兵庫県、長野県など子育て中の女性のセミナー実施や、企業経営者への啓発、就労へのマッチング事業などを行っています。例えば、デジタルマーケティングセミナーを行い、自分の作ったアクセサリーをネット販売で起業したり、それをまた会社に就職したりする進路が広がっています。

セミナーはオンラインで、週2・3回で5か月の受講。録画した授業を視聴でき、自分の合う時間に勉強できます。無料で受けられ、財源は、地域女性活躍推進交付金と、ふるさと納税などを活用しています。また、沖縄市では、ひとり親の所得向上のため、スーパーなどのレジのデータを活用し、分析する講義など、データアナリスト育成講座などを行い、就労につないでいます。若い世代が都会ではな

く、この町でいきいきと子育てしながら生活できる、まちへの一端を担える政策と
思いますので、是非進めていただきたいと思います。

続けて、2問目に移ります。

带状疱疹を未然に防ぐための支援についてです。

带状疱疹は、私たちが子どもの頃水ぼうそうにかかりますが、水ぼうそうが治った後も体の中にウイルスが潜伏しており、免疫力が落ちたときに再活性化し、発症をする病気です。現在の子どもたちは、水痘、水ぼうそうワクチンを接種していますけれども、日本人の90%はウイルスを保有していて、50歳以上の日本人は、水ぼうそう带状疱疹ウイルス抗体を100%保有しており、その年代以上誰でも発症すると考えていいと思います。60代から発症率は増え続け、80歳までに3人に1人が発症するということが明らかになっています。

発症した人の話を伺うと神経痛を伴い、その痛みはアリがずっと刺しているように痛くて寝られないとか、しばらくその痛みが続いているという方もおられます。带状疱疹は身体の片側に沿ってあらわれ、合併症も生み出し、目や耳の障害や顔面神経麻痺に及ぶこともあります。

そこで質問の1番ですが、带状疱疹ワクチン効果をどのように考えてありますか。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

ワクチンの効果をどのように考えているかですが、まず带状疱疹とは、水ぶくれを伴う赤い発疹が、体の左右どちらかに帯状に出る皮膚の疾患で、強い痛みを伴うことが多く、症状は3週間から4週間ほど続くものでございます。

過去に水痘、水ぼうそうでございます。や、带状疱疹などにかかったことがある方は、病気が治ってもウイルスが体の中に潜んでいて、高齢になるなどで免疫が低下したときに、带状疱疹を発症する可能性があり、带状疱疹の発症は50歳以上に多く、約7割を占めております。そのため平成28年に、水痘ワクチンに50歳以上を対象として、带状疱疹の効能が追加され、带状疱疹の予防目的に使用されております。

平成29年に国立感染症研究所が発表した、带状疱疹ワクチンファクトシートによる、60歳以上带状疱疹発症の予防効果調査では、带状疱疹発症が51.3%減少したと報告があっており、一定の効果はあると考えられます。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

この質問を私出した後に、テレビで带状疱疹ワクチンの紹介をしておりました。

带状疱疹の治療は、発症後早期治療2日までに行く人は半数以下です。日本におけるこの治療にかかる直接医療費は、65歳以上で年間260億円。内訳は、带状疱疹神経痛が残存する場合は122億円、しない場合が137億円です。この痛みが残った人の3分の1の人が、1年後も痛みが続いているという報告です。

2番目の質問ですが、带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進はなされていますか。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

まず、予防接種につきましては、予防接種法に基づき感染症の蔓延防止等を目的として、市町村が主体となって実施する定期接種と、個人の発症、重症化予防を目的として、個人の意思と責任で接種を行う任意接種がございます。

带状疱疹ワクチンは、任意接種に位置付けられておりますので、町としての周知等は行っておりません。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

带状疱疹で仕事を休むと、1日約1万円の労働生産損失だそうです。

先ほど医療費の話をしました。前、国保も値上げをするという議案がかかりました。これからも高齢化が進む中で、医療費は増え続けそうな気がします。いかにして抑えていくかも課題です。病気になる前にならない体を作る、体を守るということも必要ですが、コロナ禍で外に出歩くことが減ってきている高齢者にとっては、体力も落ちています。

ワクチンに対する助成金は、近隣の自治体で今年の8月で37自治体、近隣では太宰府市が助成を行っています。

3問目です。带状疱疹を予防するため、公費で一部助成を行い、ワクチンを受けやすくする考えはありませんか。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

带状疱疹の予防接種につきましては、現在、任意接種として使用されております。

厚生労働省の審議会では、感染や重症化の予防等の観点から、带状疱疹の定期的予防接種で用いる場合に期待される効果や、疾病負荷が十分に明らかにされていないなど、安全性について議論がなされております。

よって町といたしましては、今後の国や他の自治体の動向を注視し、検討してまいります。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

私も何か20名ぐらいいらっしゃる婦人の中で、带状疱疹の話をする、はい私打ちました。ワクチン打ちましたって、1人ぐらいですね。打った人はそのぐらいの割合です。

粕屋町の50代以上、令和3年1月の人口で1万6,182人、65歳以上は8,613名です。その発症推定患者数は、50歳以上で4,135人、60歳以上で1,450人です。ワクチン助成にかかる費用は、接種率や助成の出し方でも変わりますが、もし、その人口の50歳以上の1%が、ワクチンを打たずにかかる医療費は1,026万234円となります。毎年、これだけかかり続けると思います。

助成の仕方にもいろいろあると思いますが、僅かな医療費節約をしながら何より、痛みと不安を免れ、人生の後半を安心して過ごせる、町民の健康を共に考えていきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

（4番 宮崎広子君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

それでは暫時休憩といたします。

再開を10時15分といたします。

（休憩 午前10時04分）

（再開 午前10時15分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号3番、杉野公彦議員。

（3番 杉野公彦君 登壇）

◎3番（杉野公彦君）

はい、議長。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

おはようございます。

議席番号3番、杉野公彦です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

今回は当町における業務のデジタル化、こちらの進行状況について質問のほうをさせていただきたいと思っております。

現在、政府の自治体DX推進計画、こちらによりまして、住民の利便性を向上させると共に、業務効率化を図り、行政サービスの更なる向上につなげるため、自治体情報システムの標準化、共通化というものが進められてきているのは、皆さんも御存じのことと思います。ただそういう状況ですが、主に職員間であるとか、若しくは例えば職員と業者の間で行う様々な業務についてのデジタル化っていうのは、住民の皆さんに直接影響が及ぶところではないということもありまして、どうしても後回しになっている感が否めないのかなと。私個人的ですが考えております。しかし、職員の業務量削減でありますとか、ペーパーレス化、これ温室効果ガスの削減とかにもつながると思うんですけどですね。そういうものに関しては、非常に効果があるような施策になるのかなあと思っております。

そこで今回は、主に職員間、若しくは職員と業者間とかで行われる業務のシステムについて、このシステム化、デジタル化、こういうことについて質問をさせていただきたいと思っております。このような業務というのは数多くあると思っております。これを一つずつ全部聞いていきますと大変なことになりますので、あくまで代表的なものとして、私が考えました五つの業務について、デジタル化に向けたシステム導入とかがなされているのかということ、まずお伺いをさせていただきます。なお、現在、システムが導入されていないということであるのであれば、今後その意向はあるのか。またあるのであれば、いつ頃の導入を目指されるのか。また、導入を考えていないということであるならば、その理由は何なのかということについて、ご回答をお願いしたいと思います。五つ項目上げてるんですがちょっと一つ一つ。一部についてはまとめてになりますがお伺いしていきたいと思っております。

まず、電子入札システム。役場のいろんな業務、委託業務とか、建設土木でもそうですけど、入札を執行されてると思っております。あと物品についてもそうですね。そういったものについての入札、これまだ電子化をされていないんじゃないかなと私自身、記憶してるとこなんですけど、この電子入札システムについてまず答弁のほ

うお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

古賀総務部長。

◎総務部長（古賀博文君）

御質問にあります、当町におけます業務のデジタル化の進行状況についてでございますが、政府は自治体 DX 推進計画の重点取組事項として、六つの取組を掲げておりまして、自治体情報システムの標準化・共通化、これは令和7年度まで。マイナンバーカードの普及促進、これにつきましては令和4年度まで。自治体の行政手続のオンライン化、このうち子育て介護等は、令和4年度までについてですけれども、今申しましたようにそれぞれ目標とする期限が定められており、職員及びシステム事業者にとっても、非常にタイトなスケジュールの中で進められております。

まず、1番目の電子入札システムにつきましては、現在導入をしておりません。電子入札システムは、ふくおか電子自治体共同運営協議会、略してふく電協と申しますが、ここにおきまして共同利用しているシステムがございます。令和3年度以降、コロナ交付金の活用や手続オンライン化の必要性などを受けて、導入を希望する団体や、導入を検討する団体が増えており、令和4年度からは、18団体で運用される予定となっております。

粕屋町におきましても、業者側、自治体側の事務の負担軽減ですとか、時間的な制約の解消、また人的ミス軽減など、導入のメリットは大きいと考えておりますので、このふく電協において共同利用しております、電子入札の導入について検討しているところでございます。

導入時期につきましては、手続オンライン化の一環として、前向きに早期の導入を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

はい、そうですね。ふく電協というシステム、これもかなり前に共同利用の仕組みがもうでき上がってます。

近隣では、確か篠栗が一番早かったのかなあと僕は記憶してるんですけど、正直言ってこれなぜこんなに遅れてるのかなと、僕の率直な感想です。やっぱり入札、今集合入札という形をとっていると思うんですけど、その集合入札。役場そのものの構造上、会議室が非常に少ない中で会議室を1日押さえて入札を執行していると。そこに業者の方もその時間においでいただかないといけないんですね。

県にしても福岡市にしてもその電子入札をやっているところというのは、すべて事前にインターネットを経由したメール。メールでのいわゆる入札書の提出とか、非常に利便性が上がってます。私もいろんな業者の方からお話をちょっといただくんですが、粕屋町は何で電子入札にならないの。これよく聞くんですね。よそがもう、近隣が結構そういう形になってきてますんで、今の時点で時期が未定というのは非常にDX化を推進すると町長言われてますが、ちょっとその辺は手落ちかなあと。もっとここは進めるべきなんじゃないかなあ。非常に入札って、町長御存じだと思いますが煩雑なんですよね、やるのが。やっぱりそこで職員の負担も、一時的に入札前後ってというのは負荷が集中しますし、そういうことも考えればこのシステムは、早急に導入すべきではないのかなあと思っております。

既にもう18団体がこのふく電協のシステムされてあるということであれば、かなりこれ共通利用ということでコストメリットも高いはずなんです、単独で導入するより。今回の補正予算ですかね、図書館システムの電子図書ですかね、あれを早速大野城市さんか何かで導入されてますけど、それをされるのであれば、これはもっと先にやらんといかんのじゃないかなというふうに僕は個人的に思っておりますが、町長いかにお考えですか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今コロナ禍で実は、郵便による文書入札を行ってます。

集合入札という形、会議室に皆さん全員集合していただいて、札を入れてもらう、そういう入札の在り方は今あってません。そういう状態を私も報告を受けながら、早くやれよと。電子入札をしたほうが、かえって郵便入札をすると文書で受けるわけですが、それをまだデータ化しないといけない。非常に無駄な時間と労力があります。

従いまして、今議員御指摘のようにふく電協に入ってるのは、もう粕屋町相当前なんです。データの集積あたり、データセンターあたりも、いち早く粕屋町もそちらを使ったようなこともございますので、私も、本当に最近ですけども、電子入札の早期導入を指示をしておったばかりでございます。

まさに御指摘のとおりです。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

ありがとうございます。

町長がそういうお考えであると、非常に心強く思います。是非、所管課のほうにおかれましては、早期の導入を検討いただきたいと思います。と思っております。

それでは2番目に行きます。2番目が、職員の出退勤システムと人事給与管理システム。ここ多分、恐らく関連してるんじゃないかなと思うんで、この二つについては一括をしてお答えをいただければなと思っております。

よろしく願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

古賀総務部長。

◎総務部長（古賀博文君）

それでは、2番目と3番目を一括して答弁させていただきます。

2番目の職員出退勤システムにつきましては、出勤簿やタイムカードにかえて、職員証 IC カード、これでございますけれども、カードリーダーにかざしまして時刻を打刻することで、出勤状況の確認と、勤務時間が適正に管理できるシステムを、令和3年4月より再任用を含む正規職員につきまして導入済みでございます。

導入から1年半が経過し、職員へ使用方法等が浸透してまいりましたので、庶務事務システム等、他のシステムとの自動連携ですとか、他の業務への応用策の検討を行ってまいります。以上です。

すみません、あと3番目がございました。3番目の人事給与管理システムにつきましては、時間外勤務や休暇申請等を電子決裁経由で職員給与や休暇管理システムに反映する、庶務事務システムを令和3年度、これは令和3年4月ですが、導入し運用を開始しております。

以上です、失礼しました。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

出退勤、人事給与とも令和3年4月ですかね、導入されたということで、ちょっと今聞き漏らしたかもしれないです。これ、連携はとれてるんでしょうか。この例えば、出退勤システムから自動的に給与のほうに入って、そこの、何て言いますかね、欠勤であるとか、有給休暇とかの関係を処理して、給与額の確定とかがもう自動でできるのか。

その辺どうでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

自動連携につきましては、現在のところ出退勤のシステムから庶務事務システムへの自動連携という形は、現在のところできておりません。

手動での連携という形で現在しておりますが、先ほど部長が申しましたように今後の応用策ということで、自動連携につきましても積極的に検討のほうを進めております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

是非これも積極的に進めていただきたい。

これ多分、給与のところの事務ってすごく煩雑で、私も役場の前を通ってていつも思うんですけど、総務課の電気いつも夜遅くまでついてるんですよ。かなり、このいわゆる給与とかその出退勤の管理とか、職員の給与管理のところ非常に負荷がかかっているのかなあと、これちょっと見てて思ってます。ですのでこの辺は、早急に本当これもやっぱやるべきなのかな。せっかくシステムとシステムができてのに、これをつないでないことによって、そこの間のデータ処理は人が手でやりますよってというのは、いかにもデジタル化の時代においては、アナログチックだなというふうに思わざるを得ないですね。

それと今さっき正規職員のみということを言われたんですけど、これいわゆる臨時職員とか、今臨時職員と言わないですね。会計年度任用職員であるとか、包括委託でしたっけ、包括委託のほうはそこまで管理する必要はないんだろうと思うんですが、会計年度任用職員については管理する必要があると思うんですけどこれは、これも入ってるんですか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

会計年度任用職員につきましては、現在のところ様々な業務形態、勤務形態等がございますので、現在のところは、まだ導入のほうはしておりませんが、今後、導入について検討は進めていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

様々な勤務形態というのは結局あれですかね、休暇が例えば、土日出勤があった

りとか、時間帯がいわゆるシフト勤務であるとか、そういう理由ということでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

勤務形態につきましては、先ほどおっしゃられましたように時間帯の勤務であったりとか、シフト制の勤務ということで間違いございません。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

一つ確認です。この出退勤システムというのは、行政職員を対象にしたようなシステムになってるんですかね。民間を対象にしてるんだったら、恐らくそういうところっていうのは、デフォルトであるんじゃないかと僕思うんですけど。

その辺についてはいかがですか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

一応、現在導入しておりますシステムにつきましては、官公庁向けといいますか、ではなく民間でも活用できるようなシステムを導入しておりますので、おっしゃるようにデフォルトで、会計年度任用職員のシフト管理とかそういうものもできるかとは思いますが、今現在職員の正規職員の出退勤管理で、ちょっと手いっぱいというところがございますので、今後、広めていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

はい、そうですね。なかなかシステムを扱う側も研修といいますか、慣れっていうのが必要になってくると思いますんで段階的っていうところは、私も理解をいたすところでございます。

はい、そうしましたら次に文書決裁のシステムですね。

文書決裁、これ管理まで入るのかなと思いますけど、こちらについてはどのようになっておられますでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

古賀総務部長。

◎総務部長（古賀博文君）

4番目の文書決裁管理システムにつきましては、平成28年度より現在のシステムを運用しておりますが、電子決裁の機能を有しておりませんので、新システムへの更改に向けて検討を進めております。

具体的な計画といたしましては、令和5年度に予算を計上いたしまして導入に着手し、令和6年度運用開始を目標として準備を進めております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

平成28年導入というのは、どういう部分導入されたんでしょうかね。その文書を決裁ってというのは、例えば持ち回りで印鑑をつくような形でしてってということなんです。

どういう部分を導入されたんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

平成28年度に導入しておりますシステムにつきましては、管理システムを中心としたシステムということで、決裁までできるような仕組みを持ったシステムではございません。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

管理ってということは、例えば保存年限のことだとかそういうことですかね。いわゆる振り分けをして、項目ごとで振り分けをしてこの文書は何年保存ですよとか、永久保存、そういうことですかね。

（許可のない発言あり）

◎3番（杉野公彦君）

はい、分かりました。そうするとその部分はできてるんですが、実際事前の決裁のところできてないと。言っちは悪いですが、いまだに文書に印鑑を皆さんがついて決裁をしましたよと、いうことをやられてるということですね。

はい、これが多分非常に手間がかかるといいますか、時間がかかる。これを、前回の僕は12月、前回の12月の質問ときも言ったんですけど、業者の方から言われる

のが、一つのことを申請して決裁がおりにくるのにすごく時間がかかるんですよって。まだ、決裁が途中までしか回ってなくてとか、そういう話をよく聞くんです。

今財務会計は電子ですよ、財務会計。財務会計が電子であるにもかかわらず、なぜこの文書決裁だけができないのか。決裁の仕組みは一緒なんです。書類を添付して回して、確認して決裁をして、財務の場合はお金を払う。文書の場合は決まったことに関して、実行していくってということになると思うんですね。

そこがなぜゆえに片方はできていて、片方はされていないのかっていう、その明確な何か理由っていうのはあるんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この今、文書決裁システムのことの論議ですけども、これはまさに粕屋町が誕生して以来、その決裁システムは変わってません。

非常に私も、これは特に出張等が多くなったときに帰ってきたらすごい山なんです、決裁の。その決裁の区分そのものの見直しも含めて、この決裁システムの電子化というのは、指示をしております。ただ、問題はやはり決裁するに当たって、その内容となる中身の文書の量とか、確認しなければいけない非常に重要な部分についての添付が、どこまでするのかっていうのが、これ非常に事務決裁権者としても気になりますが、その決裁を発案する、起案する担当としてもどこまでしたらいいいのかという、その基準づくりがやはり一つのネックだろうと思います。

その辺は、今から整理して早々に決裁システムも、他の市町村に負けないような決裁システムを作り上げたいと思ってます。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

はい、そうですね。本当、町長言われるとおりに、決裁される町長なり副町長が一番大変なんですよ。

いっぱい回ってきて、公務で離れられて数日あけて帰ってきたら、本当にいわゆる机が山になってるという状況だろうと思います。そういうこともあるんで、さっき言われた決裁の仕組みそのものですよ。決裁区分であるとか、どういうところまでが課長なり部長が決裁をしていくのかとか、そういうところもやっぱりきっちり決めてやっていく必要が本当にあると思ってます。

あと、この電子でこういう決裁をしていくということになると、今現在、文書そのものをフォルダに分けて保存をしているっていう状況も、これ電子でやることによ

って電子格納になるはずなんです。今、多分書庫が不足してると思うんです。文書量がどんどん増えてますんで、この書庫が不足してる。粕屋町のずっとテーマでしようけど、書庫と会議室の不足っていうのは。かなりテーマだと思うんで、この辺を解決するためにもこの文書決裁とか、管理システム。これ、当然これ、連携をとってやっていかないといけない話なんで、これを是非デジタル化ということをやまく使って電子保存。データとして保存するような形を、是非構築をいただきたいな。この辺は経営政策課あたりが、一生懸命頑張らないかんとこであると思います。が、よろしくお願ひしたいと思っております。

はい、そしたら次に、ペーパーレス会議システムについてお尋ねをしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

ペーパーレス会議システムとは、会議で使う資料などをデータ化し共有することのできるシステムで、現在、議会におかれましても、システムの導入に向けて検討をされているところだと思われます。

執行部側におきましては、コロナ感染拡大時や災害時においても、業務の継続を可能にするため、まずは、テレワークの環境整備を進めてまいりたいと考えております。来年度より、携帯可能な高いセキュリティ機能を持った端末を、順次導入する予定としており、それをテレワークだけではなく、ウェブ会議や庁内会議時における資料の共有など、様々な業務において活用を考えております。

これらの環境整備によりまして、働き方改革、業務効率化、ペーパーレス化など、相乗的な効果を生み出していきたいと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

はい、ありがとうございます。

先ほど今、総務課長答弁されたように議会側としても、総務建設常任委員会のほうで今年度議会改革の一環ということで、タブレット端末を用いたペーパーレス会議の導入に関して、既に導入してます、近隣の須恵町とか新宮町、福津市なんかの視察にも行かしていただきました。また、実際に実機を業者のほうからお持ちいただいて、デモンストレーションという形で体験もさせていただきました。非常に使い勝手もよろしく、今会議たんびにすごい膨大な、特に今回決算委員会なんで、す

ごい数の資料を毎日持ってくるということがありましたんで、そういうのも非常に楽になるし、またよくあるのが資料の訂正とか、そういうところでもその電子データであれば、訂正も非常に簡単になるのかなあということを思っております。委員会で、その辺も協議させていただきまして今議会の初日に、末若総務建設常任委員会の委員長から議長あてに、ペーパーレス会議導入に関しての提案書という形で提出をさせていただいてるところです。

今総務課長のほうから、職員側でもポータブルな端末での導入をされて、それを電子いわゆるウェブ会議的なものとか、あと、ペーパーレス会議という形で実行していきたいということもあったというお話があったんで、これについてこの議会側が進めてるタブレットと、いわゆるリンクした形で導入ができないのかな。議会側は当然、タブレットをもし入れるとすると、議会だけタブレットという話にはならなくて、今ここにお集まりの執行部側の皆さんも、そういったことで、資料共有という形をやらないと片手落ちになっちゃうんですね。議員の分は資料は紙からなくなって電子になりますけど、執行部側に関しては、ポータブル端末ができるまではなしってということになるんで、それだと非常に片手落ちかなあと。導入するならばやっぱりこれ一斉にやらんと意味がないような気もするんですよ。議会の立場から言わせていただくと、これももう早急に導入したいんですね。もう、一部ではもう補正予算でもという形の声も出てるぐらいです。

やっぱりペーパーレスによって、例えば紙を削減することによって持続可能な社会へってというようなお話もありますし、非常に事務の煩雑さ。議会事務局でありますとか、それぞれの所管課の事務の煩雑さを防ぐというところでも、こういうことも早急にやっぱり導入をしていきたいなと思っております。

今、ポータブル端末の導入が、課長何月って言われましたっけ。時期、ポータブル端末のそちら側の導入。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

時期までは、今答弁をさせていただいてないんですが、来年度よりということで一応今、検討のほう進めている状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

来年度から検討となると恐らく導入は、再来年その次ということになってくると思うんで。そうですね、議会だけ先行してっていう話になると、またそれもタブレ

ットの二重投資的な意味合いにもなると思うんで。

この辺町長どうお考えですか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

議会のほうで使われるタブレット端末。それとの同期化、要するにデータそのものを共有するための同期化。これは当然あるべきだろうと思います。

我々がこちらにペーパーを持って、議会側の皆さんがタブレットというのは、そんなおかしな話。当然、その議会において委員会も含めてそれは、タブレットの導入は、同時に行いたいと思います。

今総務課長が言ってるのは、これは行政のほうは、非常に外の環境とは断絶したようなシステムが当然あるべきなんです。秘匿性というのがございます。そういった意味での、行政側だけの秘匿性がある、共有できるその端末っていうのの導入をちょっと慎重に検討したいということでございます。

議会との共有するようなタブレットについては、同時ということで私も考えたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

タブレットも入れる、端末も入れるということにするんだったら、ハード代も結構高いんですよ。なんで、これ例えば切替えていわゆる LGWAN 系と、いわゆる外向きのインターネット回線系っていうのを切り分けるような形で、1台の端末で共用することというのは、不可能なんじゃないかな。

多分僕はできると思うんですが、経営政策課長、分かります。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

まず、議会が導入するのと同じタイミングで同じものっていう話だと思うんですけども、一応、経営政策は現時点で構想してる話ではあるので確定ではないんですが、その内容といたしましては、同じものを導入することは予定はしておりません。

先ほど、総務課長のほうが申しあげましたように、来年度から、データを端末に残さない高いセキュリティ機能を持った PC、パソコンですね。パソコンを導入することを検討しておりまして、それをテレワークとかウェブ会議、また庁内会議に

おける資料の共有、いわゆるペーパーレス会議と言ってもいいかもしれませんが、そういった様々な業務において活用することを考えております。タブレットではなく、テレワークのことを考えますと、PCが使い勝手の面でいいかなというふうに考えておるところでございます。

また、扱う情報の機密性とかそういったところもありますので、どうしてもデータを端末に残さない仕組みっていうのが必要となってきますし、またLGWANの接続とかも必要となりますので、どうしても議会側が導入するシステムと、うちが導入するシステムはちょっとやっぱ仕組み的に異なってくるので、同じものを導入するということは、ちょっとなかなか難しいのかなというふうに現在では考えているところでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

ということは基本的に、その端末を議会のときに持ち込んで議会側と対応してそれで資料を見るということは、今のところ考えてないっちゃうことですかね。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

議会側のタブレットの運用が、どういうふうになるかもちょっとよく分からないんで何とも言えないですけど、前、ちょっと聞いた話では、執行部側の端末というかタブレットも一部用意するというお話もありましたので、それを用意するのか、若しくはうちが導入する、来年度から導入しようとしているPCを持っていくのかというのは、ちょっとそこまでは確定してるものではございません。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

はい、分かりました。

いずれにしても、これ協議をしながらどこが一番いい。何ていうかな、接合点といいますか、妥協点を見つけていくことが必要だと思いますんで、できれば早々にこの議会のいわゆるペーパーレス化についても、ちょっと議会としては進めていきたいんで、その辺の御協議を、是非出していただけるようになればいいのかなと思っております。

はい、分かりました。それで一応今全部、五つのシステムをお尋ねさせてもらっ

て率直に感じたのは、まだまだ自治体 DX と言いながらも、ちょっと取組が、今道半ばかなと思っております。当然、今コロナ禍で財政に、そこに振り分ける余裕がないというのも当然理解してますし、なかなか厳しいところではあると思いますが、考え方として、いつでもこれを実行に移せるように、検討をやっぱり進めていただきたいんですね。

非常に粕屋町、一時期総合窓口をオープンさせたときなんかは、全国から視察が来るぐらい、先進した自治体という形で言われてましたけども、今もう、恐らくこれ全部周りから抜かれてます、状況的には。できればやっぱりこれを、しっかりしたものをまた構築して業務改善とか、いうことをやっぱり進めていかなければならないのかなと思っております。

最後、まとめになるんですけど、今回私がこのような質問してるのは、一つには昨日川口議員も言われてましたが、当町の職員の数が業務量の増加に対していうと、明らかに不足してると思うんですね。これ解決するには、手っ取り早い話は職員増やせばいいでしょうという話になるんでしょうが、財政的にそう簡単にはいかない事情というのもあります。そうすると、昨日もお話出たと思いますが、給与の安い非常勤辺りへシフトさせていたり、民間企業へ業務のアウトソーシングというようなことになっていくっていうのは、もう必然だと思います。

私は、この状況をやっぱり改善していくためには、ICT を用いて職員側の業務の省力化、煩雑な業務をやっぱり省力化していかないかん。そこの少ない職員でも、その大きな成果を上げていくような体制をやっぱり作っていく必要があると思うんですね。そこのところがやっぱり一番要で、何て言いますかね、業務システムを入れることによって、そのいろんな手順も簡略化されて負荷が下がれば、ちょっとほかのことも、いろんな手を出せるようかなという気もしてますんですね。この ICT というのが、やっぱりすごく今から重要になってくると私は思ってます。

町長はこの点について、どのようにお考えですか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、人工知能 AI を使った単純作業、大量単純作業については、これを機械にさせろというのが主流でございます。私もそれは理解をしておりますし、様々な研修で教えていただいたこともあります。

従いまして、職員はそういった単純対応業務については、もう携わずに、例えば発想とか企画とか、そういった部分にシフトするべきだろうというふうな、私も大きな考えを持っております。

まさに道半ばでございますが、他町よりも早く、いち早く追いつき先進的な町になるように、こういったデジタル化も進めてまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

はい、そうですね。もう本当、そこに尽きるのかな。

本当に ICT も AI。確か AI を今、子ども未来課が一部導入してましたよね。ああいうことを全庁的に、やっぱり広げていくっていうのも大事だろうと思います。

あと、これ以外でも今日は内部事務の話をちょっとしましたけど、ほかにも例えば施設予約なんかが、いまだに現地に行って紙を書かないとできないっていう状況なんですよ。例えばサンレイクの方が予約を受けるときに、バーっと広げて、紙にバーっと書いてあるやつをめくって、その日のやつにこう線で予約時間を入れていくって。もうさすがにこれ、余りにもアナログ過ぎるんですよ。こういうところもやっぱ変えていかないと。利便性を上げていかないと、電子マネーなんかも確か窓口で使えるように、確か今度なると聞きましたんで、そういったところも是非、今後進めていけば、そういった部分での省力化、職員がそこに携わる時間、ミスも少なくなるでしょうしね。そういったところも進めていただきたいと思っております。

様々な問題はあるかと思いますが、是非、こういった様々なシステムであるとか AI。こういうものを導入されて業務の省力化を図られまして、職員の皆さんに対する負荷が少しでも改善されることを期待しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

（3番 杉野公彦君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

それでは、暫時休憩といたします。

再開を11時といたします。

（休憩 午前10時51分）

（再開 午前11時00分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号6番、井上正宏議員。

（6番 井上正宏君 登壇）

◎6番（井上正宏君）

はい、議長。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

おはようございます。

議席番号6番、井上正宏です。通告書に従いまして、一般質問をします。

最初に、通学路危険か所の改善についてですが、通学路改善か所の改善は、今回、大川小学校通学路の改善要望書からの一般質問をしますが、通学路危険か所の改善は、粕屋町にはたくさんあることは承知しております。今回の一般質問をすることで、今後も粕屋町での通学路改善か所でのたくさんの声を各小学校、中学校のPTAには、声を上げていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。大川小学校通学路の改善要望書が、令和4年3月28日に学校教育課に提出され、その回答は令和4年6月14日にありました。その回答を受けまして、小学校のPTAの代表の方と改善を求める16か所の現場を、7月21日午後5時30分から1時間程度現場の確認をしてきましたが、その後、通学路危険か所の改善、進捗状況はということでお聞きします。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

3月に大川小学校の通学路の改善要望書をいただき、6月に回答をさせていただきました。

いただいた改善要望の内容につきましては、大川小学校のほうにも情報共有を目的として渡しておるところです。また、役場の中でも関係部署、道路環境整備課及び協働のまちづくり課のほうに改善要望の内容を伝え、一緒に改善に向けて協議を進めている状況でございます。

いただいた16項目、中には一つの項目で二つの要望があつたりしましたので、18要望でございましたが、改善が可能な部分、改善を終わってる部分も4か所ございました。4か所ございます。残りについては、横断歩道、県道については、警察や、道路、県のほうの道路管理者、福岡県のほうになりますが、のほうにも要望内容を伝えておるところです。協議をしております。ただ、一部につきましては、警察のほうからも、横断歩道の設置等については、この場所では設置が難しいというような状況を伝えられているという聞いております。

通学路の安全点検につきましては、粕屋町通学路安全推進会議を2年に1回開催し、令和3年度に開催しております。できるところから、随時取り組んでいくとい

う姿勢で、改善を図っているところでございます。今回の要望につきましても、現在、道路管理をしている県や町の道路管理者のほうにも、引き続き改善ができないかは継続して要求していきたいと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

粕屋町では、平成28年3月に粕屋町通学安全プログラム、通学路の安全確保に関する取組の方針のもと、日ごろから町内の通学路については合同点検、対策の検討と実施、対策の効果の安全確保を取り組んであるということも承知しております。

今後、通学路改善に向けて大川小学校のPTAの方には、過去の経緯と結果について、文書だけの回答ではなく丁寧に分かるように説明していただき、PTAの方にも御理解と御協力を求めているような取組が、今後必要だと思いますが、黒田課長、答弁願います。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

井上議員のおっしゃってあるとおり、今後、機会を作りまして、直接一つずつ要望いただいたか所につきまして、御説明と情報共有を一緒にして取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

通学路危険か所での改善は、県道も多く福岡県との対応であったり、警察の管轄下であったり、更に地権者との交渉など、様々な難しい問題があるということも承知しております。粕屋町の通学路などの生活道路は、近年、幹線道路から渋滞を避けるための抜け道として利用され、スピードを出して通過する自動車が、目に見えて増えてきて危ないと。地域の住民の皆さまが声を出されていることも、行政も重々承知してあると思っております。

そのような道路は、地域住民にとって安全を脅かす危険な状態で、いつ事故が起きてもおかしくなく、早急に安全対策を講じる必要がある通学路危険か所はたくさんありますが、その中で、粕屋町の児童・生徒の通学路での安全性を、町長はどう考えられますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

安全性をどう考えるじゃなくて、安全性の向上にやはり研究し検討しなくちゃいけないというふうに思います。大人の判断では、非常に正確な判断はできると思いますが、子どもたちはなかなかそれまでの状況判断は難しいというふうに思います。

従いまして、でき得る限りの安全確保ができるような対策を練ってまいりたいと思います。議員も、先ほど言われましたが、県の関係、そして警察の関係、これが、三つ巴の関係が非常に行政側としては非常に大きなハードルでございます。なかなか思いどおりに我々の要望が通らなかつたり、現実的な問題の解決には見解が違ふというようなことの壁にぶち当たるのが非常に多ございます。

その辺は一つ一つ説得、解きほぐしながら対策を考えてまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

通学路の安全性の向上ということで、検討していただきたいと思いますが、通学路改善は先ほども述べましたように、過去の経緯となぜ改善できないか。

結果などありますが、要望書の中で町長権限で、改善できる危険か所だけでも早急に検討してもらいたいと考えますが、町長にお聞きします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私一人の判断で改善できる部分がどの辺にあるのか。全くちょっと今、手持ち資料ございませんが、当然、町で解決できる分については、優先的に解決を図り安全確保を図ってまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

町長の権限でということで、今、お聞きしましたけれども、これが2番目の質問になるんじゃないかなと思います。

2番目に移りますが、大川小学校から学童に通う道路の安全対策を町長はどう考えられますかということで、要望書の中にもありましたけれども、大川小学校から学童に行く児童は、歩道橋で一旦運動場へ渡り、交差点を2度渡って学童に通いま

す。大川小学校の敷地内から学童に通える方法といいますか、プール近くの壁、コンクリートの部分に当たりますが、この壁の部分を除きして、その上に当たるフェンスを外してもらえば、外してもらった前の道路はもう既に横断歩道がありますので、こちらのほうが車との接触や交通量が少ないのではと思いますが、町長権限と言いましたけれども、やはりそこでもやっぱり県とかまた警察との管轄とか、そういうものが出てくるのではないかなと今、私も、町長権限と言いましたけれども、今の質問の中でこれはもう、町長が検討されて前に進んでいくものかなということでしたので、この2番の質問をさせていただきました。

先ほども述べましたが、要望書の16か所の改善の中ですね。町長権限と何回も言っておりますけれども、やっぱりいろんな方との協議があるということでも思いますので、非常に難しいことですね。難しい改善につきましては、時間がかかるんでしょうけれども、要望書の中でこれは検討して、進めれるなというものがあれば進めていただきたいと思います。町長の見解をお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

学童保育所に渡る横断歩道の存在ですが、これは今現在の基準では、横断歩道としては成り立ちません。新たに横断歩道を設置するには、ああいう環境ではできないという旨の回答があります。

しかしながら、既に横断歩道ございますので、それを有効活用する方法はないだろうかということで、実は、教育委員会でも協議をしております。併せて、大川小学校側に歩道がないんですね。県道上に歩道がない、まさにこれは危険な状態でありますので、学校側の敷地の改良も含めて県との協議、これは県が歩道を設置する権限がございましたので、これは、県との協議が非常に必要です。そしてまた、警察、公安委員会との協議も併せて行いたいと思います。ただ、この県道というのは、実は大川小学校の前の交差点から、給食センターのほうに行く道ですけども、その先には河川が実はあるんですね。河川の管理上のことも若干抵触してくるようなこともいろいろございまして、そういった事実も一つ一つ解決しながら総合的に解決する方法を考えてまいりたいと思いますが、今現在は、大川小学校から学童保育へ行くには人的な、マンパワーでもって子どもたちの安全管理を行い、安全に学童保育所まで行くような手だてを学校のほう、そしてまた指導員のほうからもお手を借りて行っている状況でございます。

今のところ、問題なくその安全上の問題はないということでございます。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

今後も、各関係者との中で、今後検討していただきたいと思います。

次の質問に入ります。続きまして、町立幼稚園の定員割れについて、町長にお聞きします。9月定例会開会日の町長所信表明。子育てしやすいまちづくりの中で、町立保育所、幼稚園の再整備を進めますという言葉が盛り込んでありましたが、今後、この行政の動きに注視してまいりたいと思います。

それでは、質問に入ります。町立幼稚園4園全園が定員割れをしていますが、特に仲原幼稚園、中央幼稚園の大幅な定員割れの状況をどう考えられますか。また、今後、教育長が責任を持って、園児募集を行う子ども未来課に働きかけるべきではないかと思いますが。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

定員割れの問題、これはそれぞれの常任委員会のほうでも、担当のほうから説明し、御質問があった内容についてお答えをしている状況でございますが、ここで改めてその原因というのは大きく二つあると思います。これ未就学児童数、これの減少はあります。これがそれに加えて幼児教育保育の無償化が始まり、保育所及び私立幼稚園との経済的な負担の差がなくなったことによって、公立、町立の園が定員割れを生じたものと、この二つの要因が考えられます。

こういった要因を踏まえて今後、この町立の施設の対応、対策をどう考えるかというのを今職員間ではチームを組みながら、研究を行っておりますが、ゆくゆくは専門家を入れながら、その検討会議を行ってまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

今、町長から今後の具体的なお話を議場の場で聞くことができました。

そこで次の質問に入りますが、幼稚園の定員割れの対応は、全国的にも、また近隣町でも施設の廃止、統合が進んでいますが、町長はどう考えますかという中でも、やはり同じような回答になられるかも分かりませんが、教育長と子ども未来課の課長にもお聞きしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

幼稚園、それから保育園、また認定こども園等々についての選択は、やっぱり御家庭若しくは保護者の方の希望で選択されていることだろうと思います。

従って、ここが定員割れしてるからこちらにどうぞとか、こちらが進めるものでは僕はないだろうというふうに思っております。従って、保護者からのニーズとか要望とかに応じて、やはり町長が今回、施政方針演説で出されておりましたけど、所信表明出されとったと思いますが、再編をしていくということが僕は重要なことというふうに思っております。従って、そのことを踏まえながら現在その会議で、検討していただいております。

その辺のところ少し私よりもちょっと詳しくなるのかなと思いますが、子ども未来課の課長より、御説明をさせていただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

公立幼稚園の定員割れの対応につきましては、近隣というところでお話しされておりましたが、最近では北九州市におきましても、令和7年度までにすべて閉園するなど廃止、統合のほうが進んできているところでございます。

町長の所信表明にもありましたが、今後の就学前人口の推移とか地域バランスのほうを十分考慮して、これまで公立が培ってきた役割を維持しながら町立保育所・幼稚園の再編整備のほうを進めていきたいと考えております。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

令和元年10月からの幼児教育無償化や超高齢化社会における就労形態の変化は、幼稚園よりも保育園のニーズが大きいのは、全国の自治体で共通認識で今後の少子化及び町立幼稚園の利用の低下と施設の老朽化、園児1人当たりの町の負担増による町立園の縮小化は、致し方ないのではないかと思います。町長に御答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私も所信ではっきり申しております。

再編について検討するというふうな気持ちは、全く変わりはありません。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

町立保育所の幼稚園の再整備というのは、表明されておりますということで、今、再度お聞きしましたけれども、同じような回答にはなりましたけれども、そこがしっかりと確認したいということもありまして、確認させていただきました。

続きまして、幼稚園の在り方について行政から検討会議。

これは今までも保育士を含む職員で、検討中との回答を再三、口頭で聞いてきましたが、今後、新たな検討委員会、有識者を含めた検討委員会を立ち上げて、早急に次の準備を進める時期に来ているのではないかなと思います。先ほども町長が言われました。

町長の所信表明の中に、この町立の保育所、幼稚園の再整備というのが再度入っておりますので同じことの確認になるかとは思いますが、有識者を含めた検討委員会の立ち上げについて、町長に見解を求めます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

有識者の件は先ほど触れましたが、やはり現場で働く保育士、幼稚園の教諭あたりが現場のことを一番よく知ってるんですね。

従いまして、今回はやはり職員の様々な意見を集約するために、町立幼稚園保育所未来プロジェクトとしてこの職員間での会議を行い、複数の案で協議しながら、今後、実現していくための具体的手順をまずは検討していく、しているところでございます。

それを新たな展開、ステージアップをして、有識者を含めた具体的な方策を実現していくつもりでございます。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

是非、有識者会議の検討委員会の立ち上げにつきまして、しっかりと検討していただき、前に進めていっていただきたいと思えます。

それでは、最後の質問になります。今年も厳しい暑さに見舞われ、豪雨や複数の台風が襲来するなど、自然災害も多発しました。また、近年、猛暑日が発生増加し、一段と熱中症リスクが高まる一方、当然、コロナ対策も含めてですが、熱中症対策の更なる強化が急がれる動きが全国の学校現場で広がってきています。その中でも、地域避難所である学校体育館に冷暖房設備、エアコンの設置を進めていく自治体が増えてきております。

本議会でも、平成30年の第4回12月定例会で先輩議員の一般質問では、小・中学校体育館のエアコン設置についてということで質問され、町長は、至急、今後の検討課題で今からしていきますという答弁がございました。そういう流れを含めまして、最初の質問をします。

小学校4校、中学校2校の学校体育館の冷暖房空調設備を、町長はどう考えられますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

以前の一般質問でお答えしてますように、これは実は進めております。

4年度調査、基本設計のための予算を計上しているところですが、実際私の実感として8月に町長選挙がございましたが、そのときも非常に暑い状況です。幸い、幸いと言ったらあれでしょう。無投票、結果として無投票になりましたので、体育館での投票はございませんでしたが、その前にありました参議院選挙のときに、私もそれぞれの体育館を回ったんですが、尋常な暑さではありませんでした。異常な暑さでした。そういう環境の中で、子どもたちに様々な授業とか教育をするのは、昨今の異常気象といいまじょうか、非常に暑い夏が例年毎年のように続いております。そういった悪い環境の中では、これは限界かなと思っております。

今計画しております事業の計画を、詳細は学校教育課のほうから、この後説明をしますが、私も積極的に進めてまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

学校体育館の冷暖房空調設備につきましては、令和4年度に予算計上しております。

令和4年度につきましては、まず現況調査、体育館の現況調査等を含めまして基本設計を行う計画でございます。こういった方式の空調設備が、粕屋町の小・中学校の体育館に適切なのかっていうところを調査し、決定していきたいと思っております。また、全体では3年計画でございますが、来年度、2年目以降につきましては、2年目に具体的な詳細設計を進めていきたいと思っております。3年目につきましては、詳細設計をもとに実際に工事に着手、竣工したいと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

私の勉強不足といいますか、当然3月の当初予算でこの計画が進んでいるということでの御説明でした。

先ほど町長も言われましたが、もう最近の気候変動で5月後半に猛暑が続き、小・中学校の運動会での熱中症が危惧されたり、夏は災害の暑さで、児童・生徒が安心して、体育館で授業やクラブ活動を行うことができる教育環境の整備の改善並びに避難所機能の充実を図るため、小・中学校の体育館は、また、避難所の中で大型台風とか集中豪雨、大地震などの災害時の緊急指定場所に指定されているわけですけれども、現在進めているということと、あと学校教育課長からの説明もありましたので、そういうことを踏まえまして、またしっかりと勉強させていただきたいと思っております。

そこで、2番目の質問になりますが、他の自治体でも、国庫補助金や地方債を活用して、体育館の整備を進めておられますが、当然どこの自治体も予算の問題が出てくるということは当然ですが、21年度の政府予算では、20年度より多くの自治体が求めてきた災害対策のため、国の財政支援の一つである緊急防災災害事業債、地方債ですね。これが5年間延長し、実現しましたと。そういうことの中で、先ほどからの町長の答弁につながってきているのではないかなと思います。この事業債につきましては、私がここで言うまでもないんでしょうけれども、地方自治体が行う災害対策事業に幅広く利用できるもので、利用できれば地方自治体の実質的財政負担は、総事業費の3分の1程度で進めますと。失礼しました、進みますということです。これも、先ほど年度を追ってのお話をされてましたけれども、年度を追っての事業計画の話されてましたけれども、5年間延長されたわけですけれども、この国の財政支援をうまく活用されて、取組を進めていっていただきたいと思います。

今回の一般質問は、通学路危険か所でPTAの要望の対応については、危険か所の過去の経緯と経過について丁寧な説明をいただきたいということと、町長権限と言っておりますけれども、町長権限ではないんですよと、やっぱりいろんな方との確認の中で、やってるんですよという中で、それはもう当然だと思いますけれども、ある程度第三者も含めながら改善ができます、非常に危ないか所。危ないか所につきましては、スピード感を持って改善に努めていただきたいと思います。

2番目の質問では、町立幼稚園、仲原、中央幼稚園の定員割れは、早急に有識者を含めた検討委員会の立ち上げをしていただくこと。

最後の質問につきましては、もう既に町としては進めてあることだと思いますが、学校体育館の空調設備の設置について、国の財政支援をうまく活用されて進めていただくことを提言いたしまして、私の一般質問を終わります。

(6番 井上正宏君 降壇)

◎議長(小池弘基君)

ここでお諮りをいたしますけども、次の一般質問予定者の福永議員のほうから、30分ほどで質問は終わるようなお話を聞いておまして、休憩なしに、そのまま継続して福永議員に一般質問していただくか、もう、お昼休み暫時休憩に入って、1時からの福永議員の質問にするか。

このまま続けていいようであれば、福永議員の準備ができておればの話ですけども、いかがでございますか。

(許可のない発言あり)

◎議長(小池弘基君)

続けていいってですか、皆さまどうでしょうか。

いいですか。

(許可のない発言あり)

◎議長(小池弘基君)

それはちょっと聞こえませんが、昼からがいいですか。

はい、田川議員。

◎10番(田川正治君)

御本人はそういうことで終わると言われるでしょうけど、やっぱり一般質問の場合は解答する執行部の準備もあるし、それにかみ合う形での話になってから、どうしても時間が思うたようにはならないと思いますので、やっぱりちゃんと一定の時間とってやっていただいたほうがいいかなと思います。

◎議長(小池弘基君)

はい、分かりました。

今、田川議員のほうからも、次の執行部の準備の関係等あるので、続けてっていうのはちょっと無理があるといったようなことでございますので、確かにそのとおりだと思いますので、予定どおり、ただ今より暫時休憩といたします。

再開を13時といたしますので、よろしく願いいたします。

(休憩 午前11時37分)

(再開 午後1時00分)

◎議長(小池弘基君)

再開いたします。

議席番号11番、福永善之議員。

(11番 福永善之君 登壇)

◎11番(福永善之君)

はい、始めます。議席番号11番、福永善之です。一般質問の通告書に従い質問を始めます。

今回は3問用意しております。一つは、これは再質問ということで対応いたします。あと二つに関しましては、これは町民のほうからちょっと相談を受けたということで、質問にまとめております。その中の1件に関しましては、これなかなか、私的に初めてこういう質問するのかなということになりますので、この件に関しましては、私自身もどんなふうに解決をしたらいいのかっていうのが、ちょっと考える方法はちょっと見いだせませんので、これは行政と一緒に考えていこうというふうな質問になります。

では、まず1問目、学校、小学校、中学校の校則の公開についてということで質問をいたします。

これに関しましては、令和3年9月議会で、公立中学校の校則を公式のホームページで公表するように提案をいたしました。その提案に対し、教育委員会からの答弁は、今のところ公開する必然性を感じないということでありました。2022年8月の下旬、文科省の有識者会議は、校則を誰でも確認できるようにホームページなどで公表することが適切だとし、生徒指導の手引書の改定案を取りまとめたようです。その中には、児童・生徒が校則の見直しに参加することに教育的な意義があるとうたわれているようです。

では、まず一つ目、過去に同じような同様の質問をしたときに教育委員会の判断は、必然性を感じないということでありましたが、現在5名で構成する教育委員会の会議でどのような結論に至ったのか、お答えください。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

昨年の9月では公開する、あれは感じ、感じはない。なんて言いんしゃったですかね。

（許可のない発言あり）

◎教育長（西村久朝君）

公開する必然性ね、必然性は、いや、公開するつもりはありませんというふうに答えたと思いますが。

当時は、教育委員会を特に開いたわけではございません。私と事務局であります学校教育課長と今んとこ保護者、または生徒のほうに伝わればいいかなということで、そこまでは考えてませんよという答弁をしたかと思えます。ただその後、やはり外部からの、やっぱり外部にも知っていただく、また外部からいろんな意見を聴

取するということの必要性を、当時福永議員のほう提案をされておりましたので、校長とも話をしてホームページに上げることも検討してくれということころは、昨年の9月以降お話をしたところですよ。今年度この質問が出てきた。ちょうどタイムリーでしたけども、7月、6月ぐらいでしたか。教育委員会の中で来年度、来年度です。ホームページのほうに掲載するように、中学校の校長のほうには、校則をホームページに上げるようにという指導はしようと思いたしますがどうですかと言ったら、もう是非そのようにやってくれと。いろいろ校則のことは、ブラック校則だとかいろいろ言われてるので、そういった疑念を払拭する意味でも大事なことだと思いたすと、いうところでも教育委員会としても来年、今年1年かけて見直しをしていただいて、ホームページのほうに掲載するようにというところでも今動いております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

はい、二つ目の項目も答弁いただいたということで受け取っております。

で、私が申し上げたいのが今回は、昨年9月議会で私が質問したときに、その当時はまず考えてなかった。ただ、そういう質問があったことで動き出したということであったと思いたします。で、いろいろな事案に対して私が伝えたいのが、今現在ある技術。例えば、インターネットとかSNSとか、外に向けて情報を発信する、そういうインフラが整ってるやつを使っていきましょうということですよ。

例えば、今、公立学校になってますよね。公立の小学校を卒業したら、おのずと公立中学校に上がっているという状況ですよ。ただ、仮に公立中学校だけではなくて私立の中学校が参入したときに、例えば授業料は、一緒ですよという場合に選ぶほうの立場として、どこを見ていくかというなったらやはり学校の教育方針とか、どういう運営をしてるとかそういう情報をやっぱり入手したいと思いたしますよ。そういう情報を入手できないような状況じゃまずいと私は思いたしますよ。せっかくある技術を使っていきましょうということなので、何も隠すとかそういうことじゃなくて、今自分たちが持つてる情報は、公に発信していきましょうということをお伝えしたいんです。

だから、今回たまたま文科省が第三者機関に諮問して、答申がこのように帰ってきました。ということは、恐らく全国の自治体の教育委員会も同じように動いていくでしょう。ただ、それだったら、自治体が持つてる教育委員会の存在意義がないんですよ、上からおりてきたことをただ単にやっていますということなので。中には前伝えたように、他の自治体の教育委員会の中には、もう率先してそういう情

報公開をもうやってるところありますので、やはりそういうインフラが整ってる状況であれば、自らやっぱり公表していくという考えをやっぱりアップデートしていただきたいなど。今、生まれてきている子どもたちは、もう当たり前のようにスマートフォンが当たり前のようにもう生まれたときから持ってますので。我々みたいにやっぱり後でそういうのを持ったということではなくて、当たり前を持ってきているものからすると、それが当たり前になりますのでやはり情報の発信というのは、やっぱりしていくべきだなというふうに提案をさせていただきます、

では、続きまして町民運動会について。これは、40代の町民の方から相談を受けております。

第7波と言われる新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、10月上旬に予定していた町民運動会が中止となりました。恐らくこれもう3年連続中止になったんですかね。この運動会は、長年の恒例行事として行われています。

まず一つ目、町民運動会における予算額をお答えください。

◎議長（小池弘基君）

臼井社会教育課長。

◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

はい、令和4年度の予算額は、参加賞のタオルや住民配布用のチラシなど、総額で74万7千円でございます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

物品以外で、行政の職員も動いてると思うんですけど、行政職員の人件費もこの74万の中に含まれているということよろしいでしょうか。

お答えください。

◎議長（小池弘基君）

臼井社会教育課長。

◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

人件費については、こちらの中には入っておりません。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

行政職員は、この運動会に対して何も動いてないという認識でよろしいでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

臼井社会教育課長。

◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

日々の業務の一つでありますので、運動会に準備等出ました際には、人件費として給料いただいておりますのでそこに入っております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

ということは、行政職員が例えば定期の出退勤でなければ、残業代とかも発生するという認識でよろしいでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

臼井社会教育課長。

◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

はい、代休の場合もありますし、残業代が出る場合もあります。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

はい、分かりました。

続きまして、町民運動会を続ける意義を教えてください。

◎議長（小池弘基君）

臼井社会教育課長。

◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

まず、町民憲章に、「健康で心豊かな町をつくるため、教育を重んじ、スポーツと文化を愛します」ということが、玄関のほうにも大きく掲げてございます。

また町民運動会につきましては、社会教育課が担当しておりますが、社会教育としての行事、イベントとして実施しております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

はい、町民憲章に明文化されてるということですね。

続きまして町民運動会には、ジュニアスポーツ団体など、行政から何らかの補助金を交付している団体に対し、強制的な参加を求めているのかどうか、お答えください。

◎議長（小池弘基君）

臼井社会教育課長。

◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

準備などで御協力をいただいておりますが、強制はしていません。

町民運動会について少し説明をさせていただきますが、主催は粕屋町。主管が粕屋町スポーツ推進委員。後援としまして、粕屋町スポーツ協会、糟屋地区交通安全協会粕屋支部、粕屋町青年団、粕屋町子ども会育成会連絡協議会。御協力としまして、粕屋東中学校放送部などとなっておりますが、後援、今申し述べました後援・協力団体につきましては、運動会の当日の運営にも御協力をいただいております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

町民の中の声には、例えば区単位で、どうしてもお子様の数を集めないといけないということがあるみたいです。その中で、やはり数が集まらないところに関しましては、お子様の意思に関係なく、例えばお子様が好きで参加されるうちには全然問題ないんですよ。

ただ、お子さんが、いやいやながら参加する状況が生まれているというふう聞いておりますが、その辺の状況は行政の主催者としての行政としては、どう考えておられますか。

◎議長（小池弘基君）

臼井社会教育課長。

◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

4番のほうでも述べさせていただきますけれども、アンケート等を行っておるんですけども、その中でやはり役員さんが区におられますけど、人数集めには御苦労されているということを知っております。

そして先ほど申し述べましたように、社会教育としてやっておりますので強制的に出たくない、やりたくないものを来てもらおうというのは、社会教育にはちょっと考えられませんので。ただし、私たちは協力をお願いしますということで、そこから熱心な方がどうしてもということで、子どもさんをお願いされて、いやいやといえますか、仕方なしに出ていただいた場面もあるかと思っておりますけれども、そこら辺も含めましてより良い、誰もがやっば参加しやすいようなスポーツとなるよう、種目となるよう毎年検討会をしておりますので、今後そこら辺も協議させていただきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎ 11 番（福永善之君）

今、アンケートをとられたということで、恐らくこのアンケートは後援団体、区とか青年団とか、そういう後援団体にとられたアンケートかなというふうに感じてますが、高齢者層と子育て世代層へのニーズ調査というのはされておられるでしょうか。

調査されてるのであればその内容はいかなもののでしょうか、お答えください。

◎議長（小池弘基君）

臼井社会教育課長。

◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

この運動会というものが、分館単位での参加となっております。

ただし、誰でも参加できるオープン大会ではございませんので、行政区長様のほうに町行事、スポーツ行事のいろいろなアンケートを実施いたしましております。運動会自体は、ちょっと4番の、よろしいですかね。はい。運動会自体については、続けたほうが良いといった意見が多いです。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎ 11 番（福永善之君）

行政区長の意見。意見ということで、運動会は続けたほうが良いということですか。私が聞いているのが、どうも高齢者層と子育て世代の層に、考えの相違があるんじゃないかというのがあります。というのがやはり、先ほど前段で申し上げましたように、以前はこうだったけどっていうのがそれが延々と。中身は少々は変わってるとは思うんですけど、それが恒例的にずっと続いているということです。

ただ、今現在、生まれてられる方たちっていうのは、やはり新しい世代の方たちっていうのは新しい発想のもと新しい考えのもとで、やはり価値観というのがいろいろと違っておると思いますので、とにかく忙しいと思います。参加するのは確かに、地域の方々との交流が生まれるとか、親睦が深められるとか、そういう建前上の意義はあるかと思いますが、ただ、今、かなり忙しい方たちという認識を持たないといけないと思います。

例えば、お子さんに対してやはり情報というのは、すぐ取れますから、やはりその情報によって、例えば、土日はもう自分の好きなところに行きたいとか。そういうところで、例えばスポーツをやっている方たちでも試合をしたいとか、そういうことがあるとは思いますが、そういうところでこういう長年続いている行事に縛ら

れて参加せざるを得ないという状況が発生しているのではないかと、そういうところがあるんですね。だから、そういうところをちゃんと行政区長に意見を求めるのではなくて、行政区長にそういう意見が上がってくってということは、私はすごくクエスチョンです、難しい。だから、やはり参加された方とか、やはり広域的にやっぱりアンケートをやっぱりとっていかないと。

私、やめろというわけじゃないですよ。ニーズがあれば続けて全然いいと思うんですけど、ただ、そういう子育てされてる方たちの世代の方たちから、そういう強制的とかやっぱりそういう言葉が出てきておりますので、それはいかがなものかと。ということであれば、やっぱり主催者である粕屋町がやはりその辺のニーズをちゃんと把握しないといけないんじゃないかというふうに私は考えておりますが、行政区長だけのアンケートでよろしいのでしょうか。

お答えください。

◎議長（小池弘基君）

臼井社会教育課長。

◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

少し述べますと、区長さんにアンケートする前に、社会教育課はもちろんのことなんですが、スポーツ推進委員さんとスポーツ協会、それと関係するスポーツに関係する団体の方、そちらで行事検討会を行った上で、区長さんに諮るようなアンケートをしておるんですけれども、ただ町民運動会については、すべての町民を対象にして実施しておりますので、高齢者や子育て世帯に限定した大会ではないんですけれども、今後は、今以上に何らかのニーズ調査については検討する必要があると思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

では、最後に行事の見直し、若しくは廃止も含めてそういう考えというのは、

先ほどの答弁ではないというニュアンスを受け取りましたが、考えをお答えください。

◎議長（小池弘基君）

臼井社会教育課長。

◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

行事の見直しについては、運動会というのが例えばスポーツ大会という名前に変わるとか、種目は全く違うものに変えるとか、高齢、例えば伝統行事でやってるも

のでもございませんので。

恒例行事で書かれてありますけれど、住民の方に社会教育課ですので、社会教育振興のためにやっておる行事でございますが、今後も区長会を中心に若い世代にも、もちろん意見を聞きながら何らかのニーズ調査をいたしますけれども、あとは毎年、町のスポーツ推進委員の方と、会議で作成して協力していただいています。すみません、スポーツ推進委員の方と会議をして作成して、あと、先ほど言いましたスポーツ協会の方とも要項など検討も行っています。

内容については述べますと、幅広い年齢層が行政区内でチームをすることによって、近所の方を知り団結が生まれること。日ごろ運動されていない方で、少しでも運動する機会となる。3番目が、各協力団体を知っていただく機会となるなどの一環として開催することのメリットを中心に協議しております。社会教育行事である運動会につきましては、今後も関係機関、団体と協議を実施してまいります。

運動会自体の廃止につきましては、特に廃止の考えはありませんが、今後、町民の方の意見や関係機関の意見にも注視してまいります。町民ニーズなど、総合的に考えながら慎重に検討させていただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

粕屋町がこれ主催してますので、先ほど冒頭に予算額はということで、物品費を主にした74万。約74万使われてますよと。ただその中には、行政職員が携わった、その事業に対して携わった人件費というのは含まれてないということでもありますよね。

ただ、行政としては、やはりこの行事を毎年恒例のように続けるのであれば、やはり行政評価していかないといけないと思うんですよ。行政評価というのは、かかった予算ですね。予算がこれだけですよと。これに対して、これだけの町民からこういう事業に対して支持がありました。効果がありましたということ、やっぱり出していかないと、次年度にまた予算化していくということには、私はならないと思うんですよ。

そういうことをちゃんとやってられますか、質問です。

◎議長（小池弘基君）

白井社会教育課長。

◎社会教育課長（白井賢太郎君）

行事検討会、アンケートの結果を上の方にも上げまして、それは数だけではな

く、どういう意見があったというようなことも含めまして、毎年上げて、単純に運動会を毎年繰り返しているように聞こえるかもしれませんが、内容を吟味しまして更新をしておりますので。

また来年度以降も引き続きそのような形で、行政評価は必要だと思いますけれど行っていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

先ほど申しましたように、私は廃止ということ言ってるんじゃないんです。

ただ、何事も長く続いている行事ほど、途中でやめるのはものすごく難しいんですよ。今回、たまたま新型コロナウイルスの外的な要因で、たまたま3年間中止ということになりましたよね。で、行政のほうに考えてもらいたいのがこの中止。3年間中止したことによって、では、粕屋町に何か影響ありましたかとか、例えば先ほど言われました町民憲章、町民とスポーツをひっつけてって感じのですね。じゃ、これを中止したことによって、例えば町民間の絆が薄れましたかとか、そういうところをやっぱり説いていってほしいんですよ。そういうところをやっぱり評価しないで、検討しないでコロナが終わりました、じゃまたやりましょうということであれば、また同じような行事がずんずんずんずんずんと続いていく。また、未来には、また違う行事を作っていくような可能性もなきにしもあらずですよ、社会的に。その場合に、新しいことを作るのであれば古いやつ、例えばもう、この時代に必要ないよねっていうやつに関してやっぱり切っていくような、そういうことをやらないと。これ参加する町民もパンクしますよ、行事が多過ぎて。

行政も一緒ですよ、お金出してるんやからですね、お金かかりますよ。だから、そういうところやっぱり考えていったら、切るのはものすごく難しいんですよ。ただ、今回の3年間で何かやめたことによって、町民何か影響ありましたかって、負の影響ありましたかとか、そういうところやっぱりついていって、先ほど言った予算に対しても、やっぱりこの予算が本当に効果ありましたか。効果あったよね、では次年度また同じことしましょうとか、そういうことをやっていってほしいなというふうに考えております。

では、最後に児童の遊び場についてということですよ。

これはちょっと私には、あまり今まで関わりのなかった相談を受けてます。で、ちょっと私自身も相談を受けて、どうしたものかなっていう感じの、どうしたらいいのかっていうところありますので、これに関しましては、こういう声が上がっ

てるということをまず行政に伝えて、行政と一緒に何らかの改善策があるのであれば、一緒に考えていきたいなというふうに考えております。

学校帰りの低学年の子どもたちの遊び場が自宅前の道路になっており、可能であれば子どもだけで行き帰りできる公園。子供広場も含めて近くにあればという相談でした。また一番近い公園では、第三者の目が届かない、木とか草などによる防犯面の不安を訴えてありました。一方、小学校への通学路の危険か所整備は、これは行政のほうでかなり改善がなされているようです。

まず一つ目、既存の公園数、子供広場を含めて数を増やす計画はありますかという質問です。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

町が管理いたします公園は、都市公園や児童遊園、開発等に伴う帰属公園を含め、現在町内には39か所の公園がございます。近年では、酒殿駅南地区で進められた区画整理事業により帰属を受けた公園が2か所ございます。

現在、町内には39か所の既存公園がありますので、今のところ数を増やす計画はございません。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

そうですね、場所が、土地とかあればお金の面は予算とかあるんですけど、まず場所があれば、私も何らかの糸口ができるかなって感じでは考えたんですけど、分かりました。数は増やす計画ありません。はい、了解です。

では続きまして、児童の屋外の遊び場についてということで、これは恐らく今学校の運動場ってというのは、もう放課後はもう使えないような感じになってると思いますが、公園以外に何か考えられますかという質問です。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

公園以外で児童が屋外で遊べる場所につきましては、行政区のほうで管理されている子供広場などが考えられます。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

子供広場の件で少し補足をさせていただきます。

子供広場につきましては、付近に児童公園等の遊び場がない地域において、町が空き地等を利用して、安全で簡易な遊び場として、子供広場を設置しております。町のほうで、土地の所有者から広場用地をお借りしまして、区が運営管理を行っていただいております。か所数につきましては、子供広場は現在町内に6か所設置のほうをしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

行政区のほうから、行政区の中の住民の方から、土地の提供があれば行政としても、何らかの予算づけして子供広場みたいな感じで設置してもいいかなという感じの、今お答えだったのでしょうか。

ちょっと確認です。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

子供広場の件ですよ。子供広場というのは、やはり土地の所有者が農地としてはもう使う予定がない、あるいはその子どもとか、様々な区の行事に使うための空き地として利用してほしい。そういったことを我々がやはり子どもさんのために、本当に昔でいう、誰でもが集まって簡易なボール投げとか、昔ながらの遊びをするための千平米（㎡）、2千平米（㎡）ぐらいの規模の広場を提供する。そういった、それぞれの思惑がマッチングしたときに子供広場を設置できると思います。

これは、議員言われるように確かに空き地がなければ、もう全くその設置する可能性もございませんが、そういった場所があれば、ご提供いただける場所があれば、町も積極的に子供広場として活用をしておる状況です。

何らかの事情により、子供広場が使えなくなった場合も過去ございますが、そういった要望があれば、積極的に子供広場の設置を行いたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

では、最後にこれは現代社会ではいろいろ何ていうか今、これ教職員もそうなんですけど SNSなどで、例えば小さいお子さんに、いかがわしい行為をしたとか、呼出して、商業施設に呼び出して、隠れた場所で破廉恥行為をしたとか、いろいろな

ことで報道がされております。

これは、粕屋町今、先ほど都市計画課長のほうから、公園が39か所ぐらいあるというふうに答弁がありましたが、放課後、学校の放課後に小さい低学年のお子さんたちが、公園に遊びに行きますよと。いうときに、親御さんは同伴するということは、ほぼないと思うんですよね。

その中で、第三者の目が行き届かないような、そういう状況がある公園というところは、把握をされておるんでしょうか。

お答えください。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

第三者の目が届きにくい公園とは、いろんな定義があるかと思いますが、一つに前面道路から園内を見渡せない公園もあると考えられます。本町の公園では、前面道路から概ね園内を見渡せる状況ではありますが、丘陵地に整備された公園である上大隈公園や御野立所公園では、第三者からの目が届きにくいものと考えられます。

そのため、公園内を見渡せるよう植栽の管理については、注意を今後も払ってまいりたいと考えております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

そうですね、今、言われました2か所は、2か所の公園に関しましては、かなり何ていうか、平地っていうことじゃなくて、ちょっとこう丘みたいな感じになってますので、実際私が相談を受けたところの一つではあります。

実際に現場を私も視察をしたところ、確かに、これは確かに犯罪をしようという心がある方にはかなりしやすい場所だなと、いうふうに感じました。草木はもちろんなんですけど、ただ草木をとってもその場所に関しましては、かなり、まず人が上に上がっていかないことには、監視ができないような場所やと思うんですよね。だから、草木だけでは、ちょっとこれ改善しないんじゃないかなという感じで、私考えております。

監視カメラをつけろということではないんです、予算もかかりますからね。ただ、そうやって子育てしてる方たちがやはり道路の、自宅の前の道路で遊ばざるを得ないという状況が、自分たちが小さいときには、自分、田舎の出身ですので、田舎のときにはもう、何ていうか、そういう低学年のときは先輩たちの後ろを走って

いろんなところに行っていましたので、この時期ぐらいは、テレビゲームとか、スマホのゲームとかに没頭、自宅の中で没頭させるよりも外の環境でちょっと遊ばせてやりたいなっていうのが私あるんですよ。

だから、先ほど言われた2か所の1か所に関しましては、やはり行政として草木だけではなくて、何らかの対応ができないかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

目が届きにくい、監視しにくい公園は今2か所がございますが、それ以外でもやはりトイレの陰とか、そういったその目が届かない部分はあると思います。

実は昨年ぐらいから、防犯カメラの設置を随時進めております。これは様々な形態がございまして、自動販売機の収益を使ったような、その収益をもって防犯カメラの設置から維持管理を行うという、一つの会社の事業もございまして、それを研究もしております。

やはり防犯カメラがあるということは、抑止力につながるんですね。防犯カメラだけではなくて防犯カメラ撮影中とか監視中とかというのは、看板一つでもそれは非常に大きな抑止力になる。

それはお金がかかる。今議員御指摘のとおりなんですけど、その辺は議会の議員の皆さまも御理解をいただきながら、今後も、防犯カメラの設置については推進してまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

では、これで私の一般質問を終了いたします。

（11番 福永善之君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

それでは、暫時休憩といたします。

再開を13時50分といたします。

（休憩 午後1時38分）

（再開 午後1時50分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号14番、山脇秀隆議員。

(14番 山脇秀隆君 登壇)

◎14番(山脇秀隆君)

14番、山脇秀隆でございます。通告書に従い質問をいたします。

二期目の町長になられまして、私初めて質問しますので、よろしくお願いいたします。ただ最後、大取ですってことで言われましたけど、ちょっと小鳥の気分で頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは今回は、旧庁舎跡地の利活用について、そして、一般廃棄物処理の仕組みについて質問をし、考えられる課題について執行部の考えをお聞きし、改善できるものであれば、改善を求めていきたいというふうに思っております。

まず、旧庁舎跡地の利活用について、公募型のプロポーザル方式で受託業者が選定されました。今後の課題や、そこから得られる財源について質問をしてみたいです。

旧庁舎跡地はかねてより、多くの住民の方から利用促進の要望が上がっておりましたが、なかなかその利活用ができるまで行っておりませんでした。ようやく、旧庁舎跡地対策委員会で協議され、この土地に何が適しているのか、意見を聞くために、令和元年10月にサウンディング型市場調査が実施されました。令和2年11月にその結果を受け、旧庁舎跡地の有効利用に適格な事業者を選定するため、令和4年5月に特定審査委員会が設置され、公募型プロポーザル方式が開始されました。令和4年8月に、有効活用事業者を選定するにあたり、6社のヒアリングとプレゼンが行われ、セブン-イレブン・ジャパンが特定されました。これが、これまでの経緯であります。1,512.76㎡、約450坪の敷地に、コンビニエンスストアができるわけです。

令和3年の一般質問で、この土地の利活用について質問しましたが、町長は公共福祉に資する施設でなければならない、と答弁されましたが、残念ながら意図するところと違う事業者に決定されました。プロポーザルとはそういうものなのかと、再認識した次第です。

そこで、今回の公募型プロポーザルの内容についてお聞きします。

どういったものか分かれば、教えていただきたいと思います。

◎議長(小池弘基君)

吉武副町長。

◎副町長(吉武信一君)

議員ちょっとお聞きしますけど、公募型プロポーザルがどういうものかということですかね。

◎14番(山脇秀隆君)

内容、今回の公募型の内容。

◎副町長（吉武信一君）

じゃあ、ちょっと説明いたします。

まず今回の、この公募型プロポーザルの内容につきましては、旧庁舎跡地、所在地が粕屋町若宮1丁目393番の1。それが昭和58年に新庁舎が移転建設された後、長らく近隣店舗のショッピング用駐車場として利用されていましたが、平成27年から平成30年の県道拡幅工事に伴い、利用が中止され、拡幅工事完了後は未利用地となっております。

粕屋町総合計画に基づき、保有資産の有効活用をすべく、令和2年度に有効活用に関するサウンディング調査を行った結果、売却、または定期借地、どちらでも実施可能な提案があり、令和2年11月の旧庁舎等跡地対策委員会において、定期借地で活用を行うとの方向性が示されました。この結果を踏まえて、旧庁舎跡地の有効活用について広く民間事業者からの質の高い事業提案を募集し、民間事業者の持つノウハウや技術等を最大限に生かすため、公募型プロポーザル方式により、有効活用事業者の選定を行ったものでございます。

先ほど議員も説明されたように、令和4年の6月1日に公募開始を行いましたところ、6社の提案がございまして、8月16日にプレゼンテーション、ヒアリングを実施し、特定審査委員会で審査しました結果、株式会社セブン-イレブン・ジャパンに特定されたということでございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

今回の入札に関しましては、一般競争入札、総合評価方式入札、プロポーザル方式入札が考えられますがサウンディング調査の結果から、今副町長が申されましたように、プロポーザル方式が有効と判断したということで実施されたということでもあります。

業者選定にあたっては、応募者全員のプロポーザルが実施され、評価点に従って、最も点数の高い業者が落札いたしました。今回のプロポーザルは、粕屋町プロポーザル実施要綱に従い、提案資格があると認められたものは公募に参加したものと考えます。

実施要項には、対象となる業務の内容に8項目が示されていますが、どの項目に今回の業者が該当するのか。

分かりましたらお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

その前に粕屋町プロポーザル方式実施要綱、この大前提としては、粕屋町が発注する業務委託に関するものというふうが大前提がございます。これは行政側、町の執行部のほうが、業務委託をする場合に様々な提案を受けながら、一番いいものを選ぶためのものがございます。

今回の旧庁舎の跡地対策につきましては、従来から粕屋町、この跡地対策委員会が昭和63年からありますので、その中での協議として、プロポーザル方式を準用した形で一般公募型のプロポーザル方式を使った形ということでしたわけでございます。

丸々、その粕屋町のプロポーザル方式実施要綱に基づいたものではございません。あくまで参考にして、準用したものというふうに御理解をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

町長ね、私たちは条例、要綱、規則等に縛られて施策を打ってると思うんですよ。それに、要するに基準してなければそれはチェック事項として、私たちは町長たちを、執行部を正さなきゃいけないですね。根拠となるものがないと、どうやってこれを決めてるんだっていうのがあると思うんですよ。

今町長の発言だとそういうのに、実施要綱に従ってないと今発言されたんですよ。実施要綱に基づいてないという言い方をしましたよ。

もう1回言い直してください、すみません。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

実施要綱を準用してと言いました。

無視してとは言ってません。ですから、このプロポーザル方式の実施要綱を準用しながら参考にして、これは一番最初に言ったように、業務委託に関するものでございますので、業務委託じゃないわけですね。今回の、粕屋町旧庁舎跡地の活用計画については。

従いまして、丸々移行じゃないですが、このプロポーザル方式があるから、これを準用し参考にして、今回の旧庁舎跡地対策委員会で審議をしたものと、いうふうに御理解ください。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

きちっとね、プロポーザル方式、公募型プロポーザル方式っていうふうにやり方書いてたんですよ。この場合これを使ってやりますというふうに。

今、粕屋町、毎年プロポーザルで、三つか四つぐらいの入札やってるんですよ。それが今、それに準じてっていう言い方だと、いろんなバージョンがあるわけですよ。いろんなバージョンを考えてもいいよって今、聞こえ方をするんですよ。ここに書いてあるものに従って、今回の公募型プロポーザルはやられたっていうふうに私は感じてるんですけど。だから、このプロポーザル方式の中に、対象業務とする業務というふうに書いてあるわけですよ。だから、それがどれなんですかと私は聞いてるんで、もしなければいい。今、準じてっていう言い方をしましたんで。そこら辺は後でも言いますが、もし不備があるのであれば、こういう実施要項もやっば改善していきやいけないと思うんですよ。

私悪いって言ってるんじゃないですよ。今回は批判してるわけじゃないです。決まったものに、それは反対だということを書いてないんです。ただ、今言ったように、私たちは根拠とするものがあって初めてそれを認めてるわけですから、それに準じてっていうのは、ここの中にあるんだろうというふうに感覚で見てるんで。それがどこにあてるか、私たちが見て分からないので、それはどこを見て判断して決められたんですかってことをただ聞いただけなんです。

これ、どっか書いてありますよね。副町長、言えるんじゃないですか。何番目ですか。

◎議長（小池弘基君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

この公募型のプロポーザル方式というのは要綱、これに従って則ってやってるといことなんですけど、この件に関しては、公募型というのは、町長も言われましたように業務委託、あくまでも業務委託に関する実施要綱でございます。

今回は、この案件に関しては、旧庁舎跡地をどういうふうにするかということで、議員も含めてやってきたわけですよ、今まで。そういうことで、これは業務委託じゃなくて、特殊な案件だと思うんですよ。

それで第25条に、プロポーザル方式実施要綱の25条に、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるとあるんですよ。だから、今までずっと議員さんと協議してきた結果ですから、一緒に考えましょうということで特定審査委員会を立ち上げたわけですよ。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

そしたら、実施要綱に従って公表するとか。公表して、ホームページに公表してるわけですから、今回はそういったことがあるのであれば、今回は特別な事情によって、こういった形で公募型のプロポーザルを行いましたとか、そういう表記にしないと勘違いするわけですよ。

私悪いって言ってんじゃないです。改善できるところは改善してくださいってこと言ってるわけなんで、もし、この要するに、曖昧になるとすべて曖昧になっちゃうんですよ。何でもいいことになってるんです、逆に言うと。町長が認めればいいんだってことなれば、今さっき町長の権限って言われましたよ。そういうふうになってしまってるんですよ。でも、町長は権限じゃありませんと。皆さんから意見を聞いて、どうこうしますっていう話だったじゃないですか。そういう意味からしたら、曖昧じゃいかんとですよ、こういう大きなものに関しては。やっぱり根拠に従ってやっていかなきゃいけないっていうのが、考え方があると思います。私は、その考え方を明確にしたいっていうだけなんです。

もし不備があれば、それは改善してほしい。こういうことを言いたいっていうことであります。今回は、本来高度な知識及び豊かな経験を必要とする業務、この8項目がそういったことをうたってあるんですね。今回の受託者は、世界でも有名なブランド企業であり、日本でも約2万店あまりを展開する経験豊かな大企業であります。町長の公共福祉に資する施設でなければならないとの思いとは、ちょっとかけ離れているように感じます。

当然町長は、受託者を選定するにあたり特定審査委員会を設置し、プロポーザルの評価基準を協議したと思いますが、選定のガイドライン、約束事ですね。これをどういうふうなことで決められたんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

ガイドラインにつきましては、先ほども町長、副町長が申ししておりますが、粕屋町プロポーザル方式実施要綱を準用して作成しました、粕屋町旧庁舎跡地有効活用事業者の募集要項に基づき募集のほうを行い、審査事項につきましては、詳細等は申し上げられませんが、大きな項目としましては、申込み事業者の状況であったりとか、活用計画及び整備計画の内容であったりとか、価格の評価等についての審査を行っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

当然、特定審査委員会を町長が設置して、このプロポーザルの評価基準等を協議したと思います。

このプロポーザル実施要綱にちょっと私は基づきますけど、特定審査委員会のメンバーは、副町長を委員長に10人以上と明記されてるんですね。今回プロポーザルの審査委員は12名で実施されましたよね。で、実施要綱にこれ反していないのかっていう、説明を求めたいんですが。今さっき、町長の権限でできるっていうことを言われましたんで、そういうことなんだろうなというふうに、今ちょっと認識を変えますが。

またその必要があるときは、学識経験者を加えることができるというふうになってますよね。今回、町にとって非常に大事な1丁目1番地の有効活用をしてほしいっていう部分なんで、この件に関しては専門性に長けた学識経験者を入れたほうがよかったんじゃないかなとちょっと思うんですけど。今回職員のみで実施されましたよね。

（許可のない発言あり）

◎14番（山脇秀隆君）

いやいや、特定審査委員会ですよ。特定審査委員会に入ってるんですか。12名。

（許可のない発言あり）

◎14番（山脇秀隆君）

いや、それは。

◎議長（小池弘基君）

挙手の上、発言をお願いいたします。

◎14番（山脇秀隆君）

それはあれでしょ、旧庁舎跡地対策委員会でしょ。違うんですか。

◎議長（小池弘基君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

特定審査委員会は、正副議長、総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会の正副委員長が入ってますよ、6人。それに執行部が7人で13人、なってますよ。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

議員は、有識者っていうふうに扱いはなってるってことですか。学識経験者になってるんすか。

◎議長（小池弘基君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

有識者を入れるとか入れんとかじゃなくて、その言われてる議員が入れとったほうがよかったかも知れません。

だけど、今回の特定審査委員会は、当初から議員さんも入って立ち上げてきたものですから、6人の議員さんと、町長含め3役と職員と13人で特定審査委員になったわけです。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

ということは、この粕屋町プロポーザル方式実施要綱には、もう準じてないってことですよ。今人数が違うってことです。これ10人って書いてあんですよ。10人以内に審査委員会を設けるってなってますよ。それを今、議員も入ってるからって言って、元々、旧庁舎跡地対策委員会とありましたよ。それはちゃんと議員入ってますよ。

特定審査委員会っていうのは、評議項目とか協定書とか、そういう決めるところじゃないんですか。議員それ知ってるんですか。決めたんすか評議項目とか。点数何点にするとか、決めたんですか、これ。

（許可のない発言あり）

◎14番（山脇秀隆君）

議員で決めたんですか、これ。

◎議長（小池弘基君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

正副議長と正副委員長、各正副委員長。皆さんと一緒に決めてますよ。御存じだと思いますよ。それは議員が知らないということは、特定審査委員会に入ってた委員さんの皆さま、ほかの議員さんに何もお知らせされてないということですかね。そういうことでしょ。だから、6人の皆さまと今まで旧庁舎等跡地対策委員会で、一緒に議会と執行部が話し合ってきた。

そのメンバーで特定審査委員になって、町長が任命されてなって、評価基準とか

決めていったわけですよ。皆さん御存じですよ。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

そうすると、プロポーザル方式の今いろんな執行部でプロポーザル契約やっていますよね。ここに、議員は入れるんですか。

◎議長（小池弘基君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

先ほど申したようにプロポーザル方式実施要綱は、あくまでも業務委託ですよ。

これは普通に職員がやっていますよ。この件に関しては、特殊なやつですよって申したでしょう。議会と結局、執行部は一緒にやっているとということで特異なものですよと。だから特定審査委員会で、この案件については話し合いをしましょうということ、したわけです。

それも、要綱に定めるほか必要な事項は町長が別に定める。それにやっているとことです。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

これね、粕屋町のプロポーザル方式実施要綱っていうのは、業務委託に関し、価格のみによる競争では、所期の目的を達し得ないものについて企画力、技術力、専門性、実績等を基準としたプロポーザル方式により受託者を特定するための手段として書いてあんですよ。で、ここには、公募型プロポーザル方式は、要するに入札、目的の入札、要するに適しない、今回それですよ。これに従っていいじゃないですか。今これに従わないっていう言い方をしていますけどね、これが準じてんですよ。ただ町長の意向によって、今回はこういう方式でやりますよってことを言っているんですよ。そうじゃないと、そうじゃないと、ほかのプロポーザル方式もね、議員入れてやってくれてこととなりますよ。

◎議長（小池弘基君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

だから先ほど申し上げたでしょ、粕屋町が発注する業務委託ですよ。

普通の業務は、これに従ってやっています。この件に関しては、今までの経緯を重ねてきているから、議員さんも一緒にやったということですよ。普通は入れません

よ。何がいけないんですか、これ。普通は入りませんよ。普通の町が発注する、業務委託に関してはですね。

◎議長（小池弘基君）

ちょっと待って、話をまとめていただけますか。

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

基本的には今、副町長が言いたいのは、特定審査委員会は副町長が委員長ですよ。だけど今回は、だから全く違うって言いたいんですよ。これにね、これに付随してませんと。全く違うもので、プロポーザル方式を今回は特別にやっていますという話ですよ。

（許可のない発言あり）

◎14番（山脇秀隆君）

いや、だから聞いているんすよ。だから、副町長が、特定審査委員会の委員長ですよ。

◎議長（小池弘基君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

いや、私が委員長ではございませんよ。これは特定審査委員会で決めて、町長が頭ですから。

今言われている粕屋町プロポーザル方式実施要綱というのは、普通の町が発注する業務委託に関しては、私が頭になってますね。この件に関しては先ほどから申しますように、議会と執行部と一緒にどういうふうにするかということ、あそこの旧庁舎跡地をいかにいいものにするかということをお互いに考えてやってることだから、今度は特別に議員さんも一緒に特定審査委員会になってプロポーザルしましょうということですね。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

この粕屋町プロポーザル方式実施要綱には従ってませんってことですよ。

だってここには、委員長は副町長とするってなってますよ。

◎議長（小池弘基君）

先ほどから議論がかみ合わないのは、お互いの主張をしてるだけのことで、それはもうちょっと整理していただけないでしょうか。

私が聞く分には、吉武副町長は、本来はそういった業務委託に関するプロポーザ

ルは副町長がトップとしてやっていますけども、今回は特別に、またそれを参考にした、新たなプロポーザルをやりましたというような説明に聞こえたんですけども、それでよろしいんですか。

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

この、これに従ってないってことでしょ。

◎議長（小池弘基君）

それを参考にしてでしょ。ゼロじゃない、従ってないのはゼロであって。

◎14番（山脇秀隆君）

そしたら、そしたらですよ、今聞いていることは、曖昧にね。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員、私と議論するんじゃないんで。

整理してください。

◎14番（山脇秀隆君）

曖昧にね、根拠っていうのは、私は必要だと思ってんですよ。もしそういうことであれば、そういったことも含めて変えてほしい。だけど、今、副町長は25条を出して、町長がこれ以外のことを決めることができるということで、私は納得していたつもりなんですけど、違うような言い方をされたんで。

これに、これとはだから違うってことを確認したいんです。これとは違う。今回は、違う方式でプロポーザル方式を、公募型プロポーザルしましたっていうことですよ、ってことを聞きたいんですよ。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

副町長が申し上げます要綱の中で、私が別に定める。それはこのプロポーザル、公募型プロポーザル方式を採用した審査を行って決定するという内容なんですけども、それがこの旧庁舎跡地については、本当に長年の間、もう議員さんと執行部側でこの委員会を立ち上げてもう数十年、この話をしております。

山脇議員も一時期それに入られて、議長というお立場で入られたと思いますが、そのときからお互いに共有する問題として、この旧庁舎の活用をどうしようかという全く同じ目的、目標に向かって話すための委員会でございました。そういった過去の歴史を非常に重んじて、今回のプロポーザル方式の至る前のサウンディング調査の審査から、いろんな協議を共に話し合いをしてきました。結果として、いよいよこの旧庁舎の跡地をどうするかという決定の時には、やはり、それまで入られた議

員さんも一緒にプロポーザルという形をとりながら、特定審査委員会を共に立ち上げて、共に審査しましょうという、本当に極めて特異な例だと思います。

議員がおっしゃるように、いやこれ、今までのものとは違うんじゃないか、別もんじゃないかという御指摘は一部あたってると思いますが、この特定審査委員会を決めるにあたって、私は別に決裁を行っております。特定審査委員のメンバー、そしてやり方についての原案をもういろいろ審査し、それをまた特定審査委員会の中で皆さんと同じテーブルの中で協議をいたしました。そういった形で、特異な形でございます。ただ、これを議員さん言われるように、これは今までの場合と違うから、もっと様々な場面で使えるような、この要綱とか規則を、要綱を修正したほうがいいという御意見は、本当に貴重な御意見だと思いますので参考にさせていただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

この特定審査委員会に、議員が入ってるってということなんだよね。その責任は議員にもあると思うんですよね。で、ここの要するにどこまでを特定委員会、審査委員会で決めたかっていうのをちょっと聞きたいんですけど。

例えば、定期30年の定期借地権、賃貸料、年間1,600万円の事業用地貸付けですよ。それで、この事業用地貸付けの賃料の相場は、実勢価格の4から5%と言われてるんですよ。で、毎年9月に全国の土地の基準価格が発表されて、今年9月の発表では、粕屋町の主要地点の商業地は、昨年比べて7.6ポイント上昇してるんですね。そういうことから考えて、旧庁舎跡地の売却単価を坪70万と仮定すると450坪で3億1,500万円となり、貸付け賃料は5%の1,575万円になるんですね。今回の落札した1,600万円とほぼ同額となるんですね。で、今回のこの評価点が一番高い高値をつけたところは、30ポイントという高い比率で獲得するんですね。で、そもそもこの賃料の設定、これが公募において、年間賃貸料を500万ちょっと設定してますよね。これは、審査委員会でこの設定をした根拠、この金額に設定をした根拠って、何かあるんですか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

こちらの最低貸付け価格の決定につきましては、決定といいますか、まず初めに不動産鑑定評価を依頼しまして、そちらのほうで算出していただいた金額を、旧庁舎跡地対策委員会のほうに提案させていただいております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

さっきも言いましたように、不動産鑑定は固定資産税評価でしょ。基本すると、固定資産評価とか、要は路線価じゃないですか。だから、これ実勢価格とは違いますよね。不動産鑑定士さんが出すやつは。その辺はどうなんすか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

金額の算定につきましては、先ほどおっしゃられたように、不動産鑑定士さんに委託をしまして、金額を算定したものでございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

だから根拠ですね、根拠がまずかったんじゃないですか。

これ、意図があったらいいんですよ。安い単価を出して、いろんな人たちに応募してもらって、そこでやってもらいたいっていう意図が見えたらいいんですよ。それはそういうことで安くしたんだとか、いうのあるんですけど、今の感じだと、1,600万って当たり前の数字なんですね。1,600万という評価、例えば出したときに、もっと逆に言うと値が上がった可能性だってあるわけですよ。来たいところはですね。

だからこの辺の設定が、議員を交えた特定審査委員会でどう話し合われたのか、話し合われてないのか。ただ、今言われたように執行部から出されたものに、ただ素直に従ってそれが正しいんだということでやったと思うんですよね。だから、そこを私は悪いとは言わないですよ。それは、議員も入ってやったことだから。だけど、その設定の基準が、何のための特定審査委員会ってことを言いたいんですよ。特定審査委員会っていうのは、いろんなものを加味して、ルールを決めて公募するわけでしょ。だから、そこがしっかりしてないと、曖昧だと、どうしてもやっぱり不利益を被りますよってこと言いたいんですよね。だから今回は、そういうことがあったっていう話ですね。

プロポーザルっていうのは、経験豊かな資力があるところにとっては、非常にありがたい入札方式なんですね。要は、経験豊かなところは必ず取りやすいっていうのがあるところですね。だから今回みたく、値段で評価点が30ポイントもあるっていう

話になったら、一番高値をつけたところが必ず落とせるんですよ。それは事業者も分かってるんですよ。だから1丁目1番地のこの場所がいいって思った企業が必ず入ってくるんですよ。だから、当たり前前にセブン-イレブン・ジャパン取ったんだなっていうふうには、私は見てます。

もう時間が30分も近くなってしまって、息切れまでしてます。もう、副町長には頭をきらさないようにって、言っとったんですけど。きれて話をしてみましたんで、私まで熱が熱くなりました。

この、今回フランチャイズという方式ですね、今回。直営店じゃないですよ。で、フランチャイズっていうのは、セブンイレブンの募集要項の中ですね。そのオーナーを決める、募集するときに、60歳以上で最低二人研修を受けていただいて、供託金じゃないけど250万から350万ぐらい払って、そこに応募して、そこで入ってくるっていう形なんですね。多分、今回もオーナー型じゃないんで、要は貸付けしたものを、改めてそれを貸し付けるっていう話なんですね。そこでちょっと気になる点が。

粕屋町財務規則には、普通財産の貸付けは転貸してはならないというふうに書いてあんですね。そこに抵触しないのかなと。要はリースとしてオーナーさんに、第三者にまた貸し付けるわけですね。だから、その辺が私は悪いって言ってるんじゃないくて、さっきから何度も言いますけど、おかしいところはちょっと変えなきゃいけないよなって。条例でそうなってるんやったら、つじつま合わせとかなきゃいけないですよ、ということを言いたいんです。だから、逃げ道がもしあるのであれば、副町長言われた25条出して、町長の権限でできますよってことあればいいんですけど、これ財務規則の場合は、転貸してはならないと明確に記してんですよ。

この辺はちょっと、どういうふうに説明していただけるかなと思って。

◎議長（小池弘基君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

転貸ですね。営業権はフランチャイズオーナーにあるわけではなく、賃借人になる。フランチャイズオーナーは店舗の運営を行うもので、本件の場合、土地や店舗の準備は、賃借人が担うこととなっております。

賃借人とフランチャイズオーナーとのフランチャイズ契約において、店舗建物及び設備について、フランチャイズオーナーの使用は許諾に伴う、賃借人からの援助の一つとして認められたものであり、賃貸借の成立を意味しないことと記載されており、土地についても設備、駐車場とかに含まれるとしている。更に、賃借人とフ

ランチャイズオーナーとの間に、土地の賃貸借契約は交わさない旨を確認しております。だから、議員からも言われてましたけど、弁護士とか不動産取引の専門家である、公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会等へ相談を行っております。これいいのかどうかですね。

福岡県宅地建物取引業協会のほうからは、大丈夫だというふうなお返事をいただいております。だからこの件に関しては、問題ないというふうに思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

問題ないということで明確に答弁をしていただきましたので、この辺が気になったところで、ちょっと指摘をさせていただきました。

今度協定書ですよ。契約における、今度、受託者と契約して正式に契約してくると思うんですけども、この協定書なんですけども、この保証料がいくらにするとか、要は今回店舗を15年契約なんで、オーナーさんとの契約は。だから30年定期借地権してますんで当然オーナーさんが引き継いでやるのか、新しい方が来られるのか、若しくは、オーナーさんが耐えきれなくて辞めちゃって次の方になるとか。いろいろ状況があると思うんですね。

逆にこのセブンイレブンという大きな企業なんですけど、30年後のセブンイレブンってあるのかどうかってさえも、まだ確約できませんよね。そういった場合に、撤退をするっていうことがあると思うし、売上げが伸びなければ当然、企業ですから撤退しますよね。その場合の保証料とか、違約金とか、どれ程するかっていうのはやっぱり決めてはあるとは思いますが、やっぱここはやっぱ専門的知見が得られ、必要だと思うんですね。

このようなものは、今、いろんなところに相談をしてっていうことでありますが、もう1回ちょっとこの辺をどのように考えてるかお聞きします。

◎議長（小池弘基君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

協定書ですね、契約に関する協定書。

現在、契約に向けて協議をしているところでございますが、まずは契約の前に、株式会社セブン-イレブン・ジャパンが準備する上で、覚書が必要となりますので、覚書を交わして、その後、その覚書に基づいて公正証書による契約を予定しております。また、覚書や公正証書の内容、協議に合わせて、地域貢献事業や地域活性化事業の官民連携についても協議を進めております。

それから30年間、どうなるか分からないと議員もおっしゃってありますけど、それについて事業用定期借地契約に当たり中途解約の条項を設けて、借主からの申入れにより6か月前予告、若しくは、6か月前の賃料相当額を支払うことで、即時解約可能とする予定でございます。中途解約の際の違約金については、まず事業者の倒産時の建物解体費や、未払賃料のリスクを考えなければなりません。賃借人が倒産して行方が分からなくなった場合など、建物解体費や未払い賃料を回収できるかが問題となります。通常、敷金は3か月分が一般的でございますけど、今回、契約保証金、敷金と申しますか、1,611万6千円を取ることというふうになってます。

それと中途解約時6か月前予告、若しくは、6か月分の賃料相当額を支払えば即時解約可能としていることで、6か月、1,600万を12か月で割れば134万3千円掛ける6か月で805万8千円入るようになっておりますので、以上のことから契約金を取らなくても十分であるというふうに考えております。

それで、契約条項に未払債務がある場合は、契約保証金から充当し残りを返還するというふうなことでございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

多分契約書のひな型、セブンイレブンは多分慣れていらっしゃるんで、多分ひな型作っておられてそれを見て、多分今言ったような、入れ込んで作っていくんだろうと思いますね。

これなんすけど、当然顧問弁護士とか、そういった方をお願いすると思うんですけど、私は地元業者で結構セブンイレブンとの交渉して、ひな型やっぱ出してくるらしいんですよ。それは、ここはまずいよ、ここはまずいよっていうのは、現場がよく分かってあるんで、もしよかったら、その地元業者の知恵もやっぱり借りておいたほうがいいのかな。あくまでも顧問弁護士とかいうのも、やっぱりちょっと法律的な部分でしか分からないんで。現場職の、やっぱり経験をされてる方がやっぱり、経験。いろんな経験されてますんでね、夜逃げしたとかいろいろ。そういった場合の対応とかもあるんで。そのときに、こういうのを付けとけばよかったとか、やっぱ分かる方がいらっしゃるんで、できたらもう地元業者で詳しい方いらっしゃると思うんで、そういう方にやっぱり1回チェックしてもらってもいいのかなって、ちょっと思います。これは提案です。

それと今度は懸念事項ですね。今回、町民の利便性はちょっと上がると思いますね。地域に出てよかったっていう方もたくさんいらっしゃると思います。そこで、課題がちょっと出てくると思うんですけど、立地が県道607号線、Tの字の交差点で

あり、日ごろより交通の渋滞が発生し、3年前に渋滞解消の右折ラインを設けたところではありますが、それでも渋滞の一因ともなっています。セブンイレブンでは1日平均45万円の売上げがあるので、平均1人当たりの単価600円と試算しておりますので、単純に1日750人の出入りがあることとなります。単純に750台の車の出入りが予想されます。夜間の出入りは80人程度となると予想できるので、昼間は670人程度になりますが、あくまで平均での試算なので1等地となると1.5倍と考えられます。その場合、千台の車の出入りがあると予想できます。交通渋滞のボトルネックになりますが、交通対策をどのように考えるのかお聞きしたい。

今回の一般質問の井上議員の中でも、抜け道になってやっぱり交通通学路がやっぱり危ないっていうふうになってますよね。当然ここ渋滞するんで、ここを避けようと思って、抜け道をしてる方もやっぱりいらっしゃると思うんですよね。これの解消っていうのは、やっぱりある程度予測して改善しておく必要があるのかなと思います。その辺をちょっとどういうふうに考えてあるか聞きたいと思います。

また、100m先には同業者のセブンイレブンが営業しております。地域の購買キャパはあんま変わりません。お客を取り合う結果になります。個人営業の薬局も道路を挟んで営業しております。規制緩和でコンビニでも薬が売られている状況から、民業圧迫の懸念が生じます。24時間を考えて契約に至ると思いますが、近隣の理解は得られているのか。騒音対策など、町が誘致して契約を行うため、営業実績やダウンをして営業補償を町に求められることになるのではないかと危惧します。

以上の懸念に対してどう対応するかを、説明願います。

◎議長（小池弘基君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

場所がT字の交差点、607号線ですかね。車が多いということで、心配されてあるというふうに思っております。

交通渋滞の更なる悪化や、同系列事業者が近接していることによる、民業圧迫の懸念についてございます。懸念についてでございますが、町としても、プレゼンテーションヒアリング時、その後の協議で確認しましたところ、まず交通渋滞につきましては、車両出入口はなるべく交差点から遠くに設けるなど、極力、交通渋滞を招かないように整備計画について協議しております。

また、今回のセブンイレブンの出店提案にあたっては、町内のセブンイレブンのフランチャイズオーナーの同意を得ているそうでございます。原町駅前の既存のセブンイレブンは徒歩での利用者が多く、今回出店予定のセブンイレブンは車での利用者を多く想定しており、利用者層が異なることから、従来店舗の営業の圧迫には

ならないという考えで、町としても問題はないかというふうに考えております。

交通渋滞の抜け道というのは、どこを指してあるのかというちょっと私分からないんですが。それと周辺の騒音とか、そういうふうな理解を得ているのかと申されましたけど、またそれは、今この状態ではそういうふうなことは、実施はしておりません。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

キャパは一緒なんですよね。よく言われるんですけど、キャパは一緒なんで、営業はやっぱり影響してくるっていうのは認められると思うんですよね。当然、同じ業種なんで、そこに店を拒否するっていうことは、できないっていうことだろうというふうに思います。自分とこ出しとって、何でこっちは反対なんだってことになります。ただ、道路挟んで真向いには薬局ありますよね。ここも以前から薬局あるんで、近くもあるんで民業圧迫にはならないって言えば、民業圧迫にならないのか。それでもやっぱり影響は少しは出てくるかなって思いますんで。その辺の心配がちょっとあったんで、どういうふうに対応されるかなあというふうに思ってます。

交通渋滞、絶対これ避けられないですね、もう。だから、やっぱり何ていうんですか、やっぱり道路整備っていうか、やっぱり町も含めて、これからやっぱりその辺が課題になってくんじゃないか。今日も雨でしたよね。雨だったんで、今日はもうパティオんとこまで、若宮交差点から数珠繋ぎですよ。渋滞ですよ。だから、やっぱり影響あるんだなと。雨降っただけでもこっだけ影響ある。ここに台数の出入りが始まったらもっと出る。朝の通勤時間帯って、みんな朝ご飯食べてないから、みんなセブンイレブン寄りますよ。そこにあってまだ出入りでこうだったら、ものすごい渋滞が出るんじゃないかという、やっぱり懸念をするんでこの辺の対策はやっぱりしていただきたい。

今さっき抜け道って言いましたけど、ここ避けるためにいっぱい抜け道あるんですよ、実は。いろんなところから。役場来るときはもうここ外して行く場合もあります、私は。そういうところはやっぱり、町なかっていうか、走るんですね、家の、町なかを。だから危ないなと自分でも思いながら、やっぱり通りますよ、早く行かないけん。そういうことが、もう、得てしてこれ増えるんじゃないかということもあるんで、ここはここだけの問題じゃなくて、町全体の問題だと思いますんでね。その辺の対策、交通対策もやっぱり考えていかなきゃいけない時期に来てるのかなあというふうに思ってます。

今度はそのお金の使い道ですね。これ30年間で支払う賃料を単純に掛けて4億8

千万ありますんで、この財源は、新しく作られた財源というふうに呼びたいと思いますけど。この使い道に関して、質問したいと思います。

町長も兼ねてから旧庁舎跡地の利活用については、公共福祉に資する施設でなければならないと公言しておりましたんで、町長もこの財源については、そういったものに使うというのが大前提だろうと思いますんで。今回、残念ながらコンビニエンスストアが選定されましたが、公共福祉に資するための財源は確保できたというふうにも見えます。

この、どのような形でこの運用を考えているのか。

もし考えたことあれば、教えていただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

この30年間の定期借地権から得られる財源の使い道についてでございますが、この収入につきましては、財産収入となりまして、税金や地方交付税などと同様、一般財源として取り扱うこととなります。

一般財源は、特定財源とは違いまして、どのような経費にも使うことができる財源であり、ほかの町有地の土地貸付けと同様に、用途を特定せず、広く町政のために活用したいと思っております。特定の事業に充当することはできませんが、この増加する一般財源分を活用しまして、町の発展につながるような事業を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

やっぱりその新規事業で、この地を公募したわけですから、やっぱり新規事業に使えばいいのかなあというふうに思ってます。

町長言われてました、こども館。こども館の財源になったら、ぴったし合うんじゃないかなって思ったりもしてるんですけどね。だから今、使い道は限られてないっていうような、全体にばらまくような話をしておりましたが、ある程度やっぱり、紐づけでもいいので、ここの収入を得て、やっぱそういった公共福祉に関するところにやっぱり使っていこうというふうな思いがあれば、ここのあれが成り立つんですよ。コンビニエンスストアが来た、1,600万家賃を払う。これが大きくやっぱり、これがあるおかげでこれができるんだっていうのが、やはり最終的には分ければ、皆さんも納得していけるんで今後納得していけるんじゃないかなと。ただ単

に、企業儲けさすために来たんじゃないよという話を、やっばできるようにしていただきたいなというふうに思ってます。

それでは、町民の財産を付託されている行財政運営にあたっては、条例や規則、要綱などで厳しく制約されております。今回のプロポーザル方式による契約に関しては、規則等に準じていない部分も見受けられました。今回は特別っていうことであります。それらの整合性を見直す必要があれば、早急に改正するなり、合法的なものなりを求めていきたいというふうに思ってます。

それでは次に、一般廃棄物の仕組みについて質問します。

超高齢社会を迎えた単身の高齢者の割合も増加しており、お亡くなりになられた場合の遺品や家財の整理は、社会問題であります。遺品整理を行う事業者が、遺品の仕分からごみの収集運搬まで一体的に行える制度が福岡市で創設されました。

そこでまず、一般廃棄物処理の仕組みがどのようになっているのか、粕屋町の現状を聞きます。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

遺品整理ごみについては、排出者が遺品整理業者に依頼をして処理していただいています。

遺品整理で発生した一般廃棄物は、遺品整理業者が家の前に置き、粕屋町の収集運搬許可業者が、クリーンパークわかすぎに運搬しています。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

今回の問題は、家の中から不要品である粗大ごみを、自分で家の外や決められた場所に運ばなければ処分できない。また、今言われたように遺品整理業者に頼んで家の前に置いてもらって、あと遺品整理業者が一般廃棄物収集運搬業者と連携をとって、それをクリーンパークに持っていくっていう流れだろうと思うんですね。

ここで問題っていうか、自分で運ぶことができない方っていうのは、業者に頼んで処分をしてもらうことになりましてという答えなんでしょうけど、収集、遺品整理業者っていうのは、どういう業者かっていうのは分かりませんよね。で、物によっては買取りやリサイクル、産業廃棄物として処理しなければならないため、一貫してできる業者の必要性がやっぱり求められると思うんですね。また、頼んだ業者が無許可業者であれば、依頼した本人も法律違反となり処罰され罰金を支払うことになります。これは分かりますよね。要は、産業廃棄物の許可を持ってたって、これを

出すまではいいけど、そこから今度運んでしまうと、これ無許可営業になってしまって、そのときは罰せられないんだけど、それ以降、動いた瞬間に頼んだ方が無許可業者に委託したってことで、罰せられるんですね。そういう仕組みは分かりますよね。分かります。分かるなら分かると言ってください。

(許可のない発言あり)

◎ 14 番 (山脇秀隆君)

だから、そこら辺のやっぱ改善をしていかなければいけないんじゃないかなあといいことでもあります。業者側から見ても、今、例えば町に町民の方から、いや、ちょっとこれ粗大ごみがあるんだけど、自分で動かさないんで何とかしてくれないだろうかって言われた場合、課長はどうその方に言われます。

◎ 議長 (小池弘基君)

吉村道路環境整備課長。

◎ 道路環境整備課長 (吉村健二君)

今、お願いしてるのは、まずは知り合いとか、実際その方ができなかつたら、そういった方に頼んでいただいて、一応、道路上に出してもらったり、あとは福祉のほうのシステムもありますので、そういったのを利用してもらって、道路上にごみを今の段階は出してもらっている状況になっております。

◎ 議長 (小池弘基君)

吉村課長、依頼する方が分からないときなんかは、町としてどうアドバイスじゃないけど、そういったことをしますかという質問も含まれてると思いますけども。

その辺分かりますか。山脇議員、そういったふうなことですよね。

山脇議員。

◎ 14 番 (山脇秀隆君)

例えば、今、ホームページ見ると、例えば粗大ごみ出ましたよって言った場合に、ここの業者にお電話くださいっていうふうになってますよね。案内してますよね、ホームページで。そのときに、その方は多分電話すると思うんですよ。そしたら、そのときに、出してください、業者は言うのか。いやもう無料で、もうしょうがないんで出しますっていうのか。要は、業者側にとっては、非常にナーバスな部分らしいんですね。この、物をお金を取って動かしていいのか。無料でやらなきゃいけないのか、っていう狭間に立たされて、法律上心配されてるんです、実際。だから、町がただ投げかけでやってる。

本来は町の仕事でしょ、ごみ処理は。それができないから委託してるわけですよ。だけどその委託に、まだ法律上、ちょっと曖昧な部分があるってことなんですよ。ここはやっぱ改善できるものであれば、やっぱ改善していかなきゃいけない

いんじゃないかなと思いますので。この辺はすごいナーバスで、お金をもらったらもうクリーンパーク持っていきません。収集運搬業者も廃棄物処理業者も遺品整理業者も、これを一般廃棄物として持っていけないですね、クリーンパークに。でしょ。違法でしょ。だから、この辺をやっぱり早く改善してやらないと、町民の方も分からないんですよ。遺品整理業者だから、ああいいや、これもお願いしますね。遺品整理業者が一般廃棄物業者と連携して、ここは取り来てくださって言うんやったらまだいいんですよ。違法ならないと思うんですけど、それじゃなくて自分で、例えば自分の、一旦敷地に持っていきこうとなったときは、これも違法なんですよ。運搬しちゃったから。だから、この辺の厳しさがあるんですよ、一般廃棄物収集運搬って。粗大ごみってというのは。

だから、この辺を一貫してやっばりできる業者ってというのは、今ある一般廃棄物許可を出してる業者、収集運搬許可を出してる業者が一番ベターだと思うんですよ。そういった意味では、一貫してできるようにやっばりしてあげるっていうのが、町の役割じゃないかなと思うわけです。だから、是非、これから人口の増加、適正なごみのことをやっばりやっていくためにも、やっばり信頼される業者が、やっばり一体的に家庭から出されるごみを整理し、安心して処分できるように、やっば町が指導、監督っていうふうにしていかなければいけない。

そのためにも、遺品整理ごみ限定許可制度を構築していくべきだと思いますので、町長この辺はどうでしょう。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

福岡市の例が、やはり非常に参考になりますね。

遺品整理及び引っ越し時に発生する、家庭系ごみの収集運搬に限る許可を2社に出していると。これは、私どももちょっと勉強してそういった制度の検討を行いたいとは思っておりますが、今現在、現時点での限定許可制度の導入予定はございませんけども、既存の収集運搬業者に確認しましたところ、遺品整理業を行うことは可能であると。

それは確かに議員がおっしゃるようにグレーゾーンであると思いますが、それは可能であるという回答は得てます。

しかしながら、しっかりクリーンにその辺は整理しないといけないと私は思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎ 14番（山脇秀隆君）

クリーンにさせていただけるということで、やっぱり明確にしてあげるといのは、町民にとっては大事だというふうに思いますので、この許可を出すのは町ができない、町ができないこと。町が要するにごみ収集、収集運搬できないっていうのが前提条件あります。あとはもう、最終的にはもう町長の裁量権なんですね、出す出さないは。ここが、やはり町長がどういうふうに今度考えていくかっていう問題だろうと思いますんで、やはり町民を犯罪に巻き込まない。こういうことも大事だと思います。安心できるごみ処理の実現に向けて、是非導入をしていただくことを要望するものであります。

今回の質問は、条例や規則等、時代にそぐわない部分が出てきていくことに焦点を当て、具体例を出して課題を提起してみました。

箱田町政の2期目の活躍に期待を込めて、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

（14番 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

これにて、2日間にわたりました「一般質問」を終結いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後2時50分）

令和4年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

令和4年9月29日（木）

令和4年第3回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

令和4年9月29日（木）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. （追加）議案等の上程
- 第2. （追加）議案等に対する質疑
- 第3. （追加）議案等の委員会付託
- 第4. （追加）発議の上程
- 第5. （追加）発議に対する質疑
- 第6. 委員長報告
- 第7. 委員長報告に対する質疑
- 第8. 討論
- 第9. 採決
- 第10. 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査

2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤 川 真 美 議会事務局主幹 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長	箱 田 彰	副 町 長	吉 武 信 一
教 育 長	西 村 久 朝	総 務 部 長	古 賀 博 文
住民福祉部長	神 近 秀 敏	都市政策部長	新 宅 信 久
総 務 課 長	豊 福 健 司	経営政策課長	吉 田 勉
税 務 課 長	渋 田 香奈子	収 納 課 長	堺 哲 弘
協働のまちづくり課長	安河内 敏 幸	総合窓口課長	大内田 亜 紀
子ども未来課長	渡 辺 剛	介護福祉課長	古 賀 みづほ
健康づくり課長	石 川 弘 一	都市計画課長	田 代 久 嗣
地域振興課長	稲 永 剛	道路環境整備課長	吉 村 健 二
上下水道課長	松 本 義 隆	会 計 課 長	安河内 淑 子
学校教育課長	黒 田 道 明	社会教育課長	白 井 賢太郎
給食センター所長	井 手 正 治		

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

新型コロナウイルス感染症の第7波も、ここ数日新たな感染者も随分減っておりまして、社会活動も活発になってきております。オミクロン株対応の新型コロナウイルスワクチン接種も10月から始まる予定です。皆さまにおかれましては、引き続き感染対策を継続されながら、活動の場を広げていただきたいと思います。

本日の会議には、特別職のほか課長以上の職員全員の出席をお願いしておりますことを申し添えます。また本日は、気温も高くなりそうですので、上着を取られる方は取っていただいて結構でございます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

議事に入ります前に、吉武副町長より、去る9月27日の山脇議員の一般質問での答弁について発言の申出がっておりますので、これを許可しております。

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

おはようございます。

9月27日に行われました一般質問のうち、山脇議員の質問に対して私の説明が不足していたためか、議員に御理解していただけない答弁となってしまった場面がございました。

山脇議員におかれましては、不快な思いをされたようでこの場をお借りしてお詫びを申し上げます。以後、分かりやすい答弁に努めてまいりたいと存じます。

よろしく願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

本日、町長より追加議案が提出されております。

(許可のない発言あり)

◎議長（小池弘基君）

いや、はい。なんでしょうか。質問も意見も何もございませんけども、

◎13番（本田芳枝君）

そうですかで終わるんですか。

◎議長（小池弘基君）

はい。

◎13番（本田芳枝君）

その内容に具体的なことはないんですけど、どこがどうなのか。そういうこと

もきちんとお話ししていただかないと審議は先に進まないし、これは私は議会の落ち度もあると思っています。だからそこを明確にしたいと私自身は思っているのですが、そちらのほうばかりが悪いわけではなくて、その対応にこちらが受けた議会が、そこにも問題があると思ってるし、その報告の仕方も問題があると思っていますので、今の説明では曖昧なので、どこがどうなのか。どこをどういうふうにしているのかを、もう少しきちんとお話ししていただかないと議会としては先に進めません。

議会は全員協議会を今開く予定はないので、次の審議になると思うんですけど、もう少し具体的にお話してください。

しかもこれは会議録に載るでしょ、この内容は。一般質問で副町長が話された内容が、それがそのまま載るのか。

その辺も含めてお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

ただ今本田議員のほうから、今の副町長の発言に対する質疑といいますか、出ておりますけども、吉武副町長、いかがでございますか。

具体的にこの場所とかが適当、適当といいますか、説明不足であったといったような表現は。ここで、そういった議論の話は予定はしておりませんでしたけども、もしあれでしたら、一旦、まだ始まってませんが、暫時休憩をさせていただいて、しますか。

（許可のない発言あり）

◎議長（小池弘基君）

いや、いやもうそれであれば、鞭馬議員が先に何か意見といったことでございますので、お聞きしたいと思っておりますけど。

では、鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

この件ですけども、副町長と山脇議員の間で話されてるんじゃないですか。

◎議長（小池弘基君）

これ全部お話しされております。

◎8番（鞭馬直澄君）

了解してるわけでしょう。だったらもう、このままそれでいいと思いますが。議事進行のほうを進めていただきたいと、私は思いますが。

◎議長（小池弘基君）

はい、私もその考えでございましたので。

あくまでも一般質問をされたのは山脇議員でございます。山脇議員に対する答弁の中の文言についても、それもどこのか所がどうこうというのは、お2人で昨日話

をされておりました、一つは会議録といいますか、それを削除するといった話もありましたけども、そうしますと、今度山脇議員の再質問のところにも同じような文言が出てきたりしますと。それを全部また削除していきますと、一般質問にならなくなるといったようなことがございまして、話合いの結果、本日は副町長のほうから、自分の説明が不十分であったという旨のお話が今日あったということで、昨日、山脇議員のほうも、それでいきましょうということでございますので、皆さまにお諮りいたしますけども、開会前の話ですけどもこれでよろしければ、もう本来の議事に進みたいと思っておりますけども、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

はい、そのまま進めさせていただきます。

◎議長（小池弘基君）

それでは、本日町長より追加議案が提出されております。

よって、議案等の上程、議案等に対する質疑、議案等の委員会付託を日程に追加し、それぞれ追加日程第1、第2、第3として議題にしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

議案等の上程、議案等に対する質疑、議案等の委員会付託を日程に追加し、追加日程第1、第2、第3として議題とすることに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

追加日程第1、「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、本日、町から提出されました追加議案は1件であります。

提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

改めて、おはようございます。

それでは、追加で提案させていただきます議案1件について上程し、提案理由を御説明申し上げます。

議案第60号は、「工事請負契約の変更について」でございます。

この工事は、公立学校施設整備費国庫負担事業による、粕屋中央小学校校舎増築

工事でございます。主な変更内容は、令和4年7月臨時議会におきまして議決をいただき、現在工事を進めておりますが、地中からコンクリート埋設物が発見されたため、別途、当該埋設物の撤去工事を行うものでございます。今回の変更により、当初の契約金額5億2,745万円から1,302万6,200円増額し、5億4,047万6,200円とするもので、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、工事の期間の変更はございません。

以上で、追加する議案の提案理由の説明を終わります。何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

追加日程第2。「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（小池弘基君）

追加日程第3。「議案等の委員会付託」についてお諮りいたします。

本日、追加で上程されました議案第60号は、付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案第60号は、付託表のとおり文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

また、議会運営委員会委員長から発議が提出されました。

よって、発議の上程、発議に対する質疑を日程に追加し、それぞれ追加日程第4、第5として、議題にしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

発議の上程、発議に対する質疑を日程に追加し、追加日程第4、第5として議題

とすることに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

追加日程第4．「発議の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、本日提出されました発議は2件であります。

一括して、趣旨説明を求めます。

提出者、議会運営委員会山脇委員長。

（議会運営委員会委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎14番（山脇秀隆君）

改めましておはようございます。

それでは発議2件ありますので、続けて御報告申し上げます。

発議第2号、「粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について」であります。

条例案はお手元に配付のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに粕屋町議会会議規則第14条第3項の規定により、議会運営委員会より議長に提出いたしました。内容の詳細につきましては、先の全員協議会で協議しましたので、お手元に配付の改正文で御確認をしていただきたいと思います。発議理由を説明いたします。本発議は、常任委員会の定数を明確に規定しなければならないことが判明したため、改正を行うものであります。今回の経過に至った経緯は、これまでの常任委員会複数制に伴い、委員会条例第2条第1号の柱書き中「以内」、同第2号、柱書き中「以内」、第3号の柱書き中「以内」としていたものでありますが、先の改選後、3常任委員会から2常任委員会と組織改編したため、委員会条例第7条第1項の規定により、第1号、第2号、第3号の柱書き中「以内」を削るものであります。発議第2号は以上であります。

続きまして、発議第3号、「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

条例案はお手元に配付のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに粕屋町議会会議規則第14条第3項の規定により、議会運営委員会より議長に提出いたしました。内容の詳細につきましては、先の全員協議会で協議しましたので、お手元に配付の改正文で御確認ください。発議理由を説明いたします。本発議は、地方自治法第203条第2項及び第4項に基づき、支給する議員の費用弁償について、その支給対象となる会議等を明確にするためであります。法定の全員協議会の活動は、法的根拠を持つ議会活動であるため、費用弁償の支給対象になっておりましたが、条例に明記されていなかったため、所要の規定を整備するものであります。内

容は、第7号第1項中「委員会」を、「本会議、委員会若しくは全員協議会」に改める。別表第4中に、「全員協議会」を追加した表記とする。費用弁償額は本会議、委員会と同額であります。

以上で報告を終わります。

(議会運営委員会委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

追加日程第5. 「発議に対する質疑」に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので質疑を終結いたします。

それでは、ただ今から追加議案の審査を行いますので、暫時休憩といたします。

なお、発議については、委員会付託を省略し後ほど討論及び採決を行います。執行部の皆さまにおかれましては、一旦解散されて結構です。

では、暫時休憩といたします。

(休憩 午前9時45分)

(再開 午前11時10分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

ただ今、審査を行いました追加議案の討論及び採決は後ほど行います。

◎議長（小池弘基君）

議案第44号、「粕屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第44号、「粕屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

昨年8月10日に人事院が行った、公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で明らかにされた、国家公務員に係る、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置のうち、令和4年10月1日施行予定の事項である育児休業の取得回数制限の緩和等につい

て、国家公務員の措置との均衡を図るため、所要の規定の整備をするものです。

改正の概要として、一つ目は、育児休業の取得回数制限の緩和等、二つ目は、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和、三つ目は、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化です。

委員会の中でありました質疑に関しまして、育児休業の取得で正規職員と非常勤職員について、どの程度取得されているのかという質疑に対し、正規職員の育児休業取得に関して、令和3年度中に育児休業を取得していたものについては17名、会計年度任用職員に関してはゼロ。今現在としては1名、会計年度任用職員で育児休業を取得しているものがある旨の答弁がありました。また、男性も取れるということになっているが、育児休業取得者17名の中に男性はいるのかという質疑に対し、令和3年度に関しては女性が全員であるが、今現在1名男性が育児休業を取得している旨の答弁がありました。

議員間討議の中では、この制度を有効に生かしてやってほしい、取得しやすい環境整備も行ってほしい旨の意見が出ましたことも申し添えます。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第44号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第44号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第45号、「令和4年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第45号は、「令和4年度粕屋町一般会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。なお、議員全員による審査でございますので、要点のみ御報告いたします。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億1,633万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を219億4,822万円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、地方交付税を1億8,509万2千円、国庫支出金を2億3,966万9千円、繰越金を5億7,665万円増額し、町債を3億8,023万6千円減額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、国鉄志免炭鉱ボタ山開発対策事業費を3,095万9千円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費を2億3,418万5千円、公共施設整備基金積立金2,447万4千円、財政調整基金積立金を3億82万7千円増額するものでございます。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことを御報告いたします。

(予算特別委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

この議案につきましては、委員長の報告のとおり、議員全員によります審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第45号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

◎11番（福永善之君）

議案45号、一般会計補正予算について反対します。

この予算には、令和4年3月に粕屋町役場を部課長職として定年退職された4名の人件費が計上されております。1人は、定年による退職の特例として主幹級。3

人は再任用対象者として、粕屋町が実質運営する公共施設の館長職。年収ベースの給料は高いほうから順に、723万円、538万円、516万円、488万円です。再任用制度の要綱には、給料は退職時の職級から2級下で適用すると明文化されております。

反対の理由は2点あります。1点目について、私は退職後の再雇用には理解を示しますが、民間と比べ公務員の再雇用の給料の異常な高さには、見直すべきと考えます。例えば、市販で発行されている求人情報誌、また、ハローワークの求人案内に60歳以上の求人、年収で400万円を超える収入が得られることは現実的ではありません。福岡県の最低賃金は現在時給870円、来年8日から900円の予定です。官民にかかわらず手に職を持っている人材を除き、またIT企業や大手は別にして、地場の中小企業で時給1,000円を出せる企業はほとんどありません。仮に時給1,000円で1日8時間、月21日働くとして、16万8千円。12か月で201万6千円。ボーナス、期末手当はまず支給されない、この200万円から社会保険料等を引かれ、実質手元に残るのは、200万円以下というのが現状です。これが現在の民間求人の実態です。

2点目については、公共施設の館長職が定年退職者の指定ポストになっており、この風習は変えるべきと考えます。私は議員とは別に就業している会社のお客さんで、有名な企業を部長職で定年退職された方、複数人がいらっしゃいます。その方々は今、食品会社の従業員の送迎に従事されております。その方々に話を聞くと、前の会社の肩書に頼っていたり、プライドを捨て切れないと長く勤めることができないと言われております。超高齢社会になり、60歳の定年後の在り方も全国的な問題になっております。仕事を続けたいという需要は高く、それに対し供給が追いついていない面があるのが現状でしょう。粕屋町は、定年退職者への再雇用の職の確保が必要であるならば、今までのような施設の館長ポストを用意するのではなく、例えば総合窓口での来客対応、外部に業務委託しているふれあいバスの運転など、現状臨時的に発注して業務を退職させる職員に斡旋する手法も取り入れるべきではないでしょうか。

以上、2点の観点からこの議案に反対です。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって議案第45号、「令和4年度粕屋町一般会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第46号、「令和4年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第47号、「令和4年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第48号、「令和4年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、議案第49号、「令和4年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について」、以上、特別会計4議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第46号は、令和4年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算は、前年度決算額の確定及び保険税の本算定に伴う補正が主なものとなっております。

今回、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,701万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を37億490万9千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税を5,703万8千円、繰入金を238万3千円増額し、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を1億3,187万6千円減額するものでございます。一方、歳出としましては、総務費を270万円増額し、前年度繰上充用金を5,971万6千円減額するものでございます。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことを御報告いたします。

議案第47号は、令和4年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算は、決算額の確定及び保険税の本算定に伴う補正が主なものとなっております。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,379万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億9,825万4千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、繰越金を2,578万5千円増額、後期高齢者医療保険料を800万円増額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を3,378万5千円増額するものでございます。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことを御報告いたします。

議案第48号は、令和4年度粕屋町介護保険特別会計補正予算は、決算額の確定及び保険料の本算定に伴う補正が主なものとなっております。

今回は、保険事業勘定におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,823万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億2,950万4千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を2,337万2千円減額し、繰入金を3,621万8千円、前年度繰越金を7,147万4千円増額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を634万8千円、諸支出金を7,189万円増額するものでございます。

次に、介護サービス勘定におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ465万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、1,985万2千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、前年度繰越金を424万円増額し、歳出の主なものといたしましては、諸支出金を424万円増額するものでございます。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことを御報告いたします。

議案第49号は、令和4年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算は、決算額の確定に伴う補正になります。

今回は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ34万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を92万6千円とするものでございます。歳入は、前年度繰越金を34万6千円増額し、歳出は、一般会計繰出金を34万6千円増額するものでございます。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことを御報告いたします。

(予算特別委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これらの議案につきましても、委員長の報告のとおり、議員全員によります審査を行っております。

よって質疑を省略し、これより議案第46号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第47号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第48号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第48号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第49号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第49号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第50号、「令和4年度粕屋町水道事業会計補正予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番(井上正宏君)

議案第50号は、「令和4年度粕屋町水道事業会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。なお、議員全員による審査でございますので、要点のみ御報告いたします。

補正の内容といたしましては、配水管漏水修理により修繕費が不足いたしますので、収益的支出につきまして配水及び給水費を500万円増額し、9億3,535万5千円とするものでございます。

質疑では、上下水道課の修理が多いが、日ごろの点検は目視でやっているのか。また、議員間討議でも、上下水道課の修理が多いとの意見がありました。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことを御報告いたします。

(予算特別委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長(小池弘基君)

本案につきましても、委員長の報告のとおり、議員全員によります審査を行っております。

よって質疑を省略し、これより議案第50号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(小池弘基君)

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(小池弘基君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(小池弘基君)

全員賛成であります。

よって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長(小池弘基君)

議案第51号、「備品購入契約の締結について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番(末若憲治君)

議案第51号、「備品購入契約の締結について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

原町区、若宮区、花ヶ浦区が受持ちの、粕屋町消防団第8分団、第9分団、第13分団が使用する全自動小型動力ポンプは、購入からそれぞれ12年から14年が経過しているため、老朽化によりポンプ性能が低下し火災時に十分な消火活動ができない恐れがあるので、原町区、若宮区、花ヶ浦区の3行政区による更新の要望を受けて購入を行おうとするものです。この購入を実施するに当たり、指名業者6社による指名競争入札に付したところ、株式会社福岡トーハツ 代表取締役 澤田守雄が、消費税込み1,063万7千円で落札しましたので、この者と全自動小型動力ポンプ購入契約を締結するにあたり、条例の規定に基づき、議会の議決を求められたものです。なお、納期は、契約効力発生の翌日から令和5年2月28日までです。財源については、今年度も福岡空港環境整備助成事業として採択され、契約額の40%、425万4,800円の助成を受ける予定となっております。残りについては、緊急防災減災事業債にて対応いたします。

委員会での質疑や意見につきまして、ポンプの何を目処に、何年を基準に買い替えを考えているのかという質疑に対し、粕屋町消防機械器具における更新要綱というのが平成20年に作られており、消防自動車については、購入から概ね18年以上経過した場合に更新するというふうに定まっているが、小型動力ポンプについては、機械の機能に著しい低下が見られ、消火活動に支障がある場合となっており、今回、12年から14年経過し、ポンプの性能試験結果が基準を下回っていたのでまとめて購入することにした。また、3台まとめて購入することで、スケールメリットもあり、補助が受けられるということもあったので、今回まとめて議案を上程した旨の答弁がありました。そのほかにもメーカー保証や契約に関する事、災害が多種多様化している中で、消防車も含め、装備の充実に関する事などの質疑や意見もありました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長(小池弘基君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第51号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

◎11番（福永善之君）

議案51号、消防車の購入契約の締結について、反対します。

粕屋町は面積約14km²。役場からどの方向へも2km行けば、他自治体との境界に行き着く小さい自治体です。以前は、非常備消防としての消防団が、火災時の対応をしておりましたが、現在は、町内に消防署が2か所設置されており、火災時は消防署と消防団の両方の体制です。なお、非常備消防は14台の消防車を所有しています。粕屋町は消防に関するテーマにおいて、安心・安全のためなら予算が必要だという、議論を挟みにくい風潮があるのが現状でしょう。役場内にも議会にも。時代が変わっているのに、消防体制はアップデートできず、この分野への予算が増大しているのが現状ではないでしょうか。

さて、粕屋町においては、住居等の防火技術が向上し、火災の発生数は近年は減少し、また、古い建物は別にして、仮に火災が発生しても大きい被害には至っておらず、火災よりも自然災害への備えの構築が優先順位ではないでしょうか。消防車の購入ではなく、水害や地震などの自然災害に対する人・物への投資がより現実的と私は考えます。仮に火災が発生した場合、本職を持つ消防団員が、消防車が駐車する格納庫に行き、それから火災地点に出向くというオペレーションが現実的でしょうか。私は現代社会における火災に対処するのは、本職としている消防隊員だと考えています。消防署は24時間体制で隊員を配置し、例えば、多くの住民が就寝している中での火災に対して、確実に、また火災を確認してから最も早く現場に駆けつけことができるでしょう。

以上の観点から、現在、粕屋町で14台保有している消防車においては、過重配備だと考え、大幅に減らすべきと考えます。一方で、町内には消防署が所有する消防車が進入するのに困難な地域があり、消防署で対応が難しい地域に関しては、車道の狭い道路でも進入可能な消防器具を掲載した軽トラ車を、非常備消防として所有することを提案します。

以上、反対の理由です。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

私は消防団の経験もありますし、その観点から私の意見を述べさせていただきます。

今回の購入計画に関しては、消防団、地元行政区との協議の上、これまでの納入実績、性能を鑑みて、また、3台一括購入によるスケールメリットもあり、買い替えに至ったと思います。毎月の試運転や定期的な点検を行っておりますが、10年を超えると、何かしらの不具合が生じてきます。また、性能も落ちてきます。平成29年11月より、福岡都市圏消防共同指令センターの運用が開始され、消防団の出動も2次出動となり、出動回数も減少し消防団の負担は緩和されてきていると思いますが、近年は、複雑多様化する災害、また、想定を超える大規模災害が各地で発生しており、常備消防だけでは対応できないこともあります。

先日開催されました全員協議会の中で、粕屋南部消防組合議会の報告の中で、令和4年4月1日現在、国が示す消防力の整備指針と現員の比較においても、車両22台に対して、現在17台。現有に対する人員292名に対して、職員187名。人員不足が生じています。限られた人員で、非常時、平常時、またひっ迫する災害現場で業務を遂行されています。令和5年度、7名採用予定と聞いておりますが、目標値に達成するには時間と膨大な予算を要します。また、今回の小型動力ポンプは、常備消防にはない装備であり、地域や災害現場の実情に応じて、常備消防や分団間との連携や分担により、更なる効果が期待でき、消防力の強化にもつながります。町民の生命、財産を守るべき災害現場において、能力を発揮できないのでは意味がございません。

また、平成25年に制定された、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の第14条、国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実を図れるよう、必要な措置を講ずるものとする。第15条、国及び都道府県は、市町村が行う消防団の装備の改善に対し、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものと、明記をされています。

地域防災力を高めるためにも、消防団の確保と共に装備の充実が重要でないかと私は思います。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第52号、「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第52号は、「工事請負契約の締結について」、付託を受けました文教厚生常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

本議案は、粕屋町総合体育館の大規模改造工事を実施するもので、粕屋町総合体育館は平成9年度に建築され、本年で25年目を迎えており、老朽化が進んでいる状況でございます。特に、屋根やひさし、外壁といった外回りの部分が劣化しており、また、プール棟におきましては、老朽化した設備を更新すると共に、プール底板のかさ上げなどを行い、使いやすく、安全で安心して施設利用ができるように、更なる改良を加える予定でございます。この工事を実施するにあたり、令和4年7月29日に、共同企業体8社による指名競争入札を行いましたところ、因・荻原特定建設工事共同企業体、代表者 因建設株式会社 代表取締役 因善嗣が、工事請負金額7億8,791万9千円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するにあたり、条例の規定に基づき、議会の議決を求められたものでございます。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和6年3月21日までとなります。財源といたしましては、公共施設等適正管理推進事業債を活用して実施いたします。

入札の方法について、指名業者が他課と全く同じであるがおかしくないかとの質疑では、町として公平に、総合的に判断している。また、体育館が1年6か月使用

できないが代替措置は何か考えているのかとの質疑では、現在、検討しているとの答弁であった。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことを御報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第52号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

◎11番（福永善之君）

先ほど委員長のほうから、採決では全員賛成というふうにおっしゃられました。恐らく賛成多数ということで訂正をお願いしたいと思います。

議案52号、かすやドームの工事請負契約の締結について反対です。

この入札は指名競争で8社を指名、落札率は99.91%、委員会審査では、所管課から、地場産業とは福岡県内に営業を持つ企業を意味すること。また、指名は、粕屋建設協力会から選定したとの説明がありました。建設工事など競争入札参加者指名基準要綱には、本町内における手持ち工事の状況や、地場産業育成の観点による地元企業の優先とうたっています。また、建設工事など競争入札参加資格審査の事業者数は、令和4年3月末現在、建設工事で687社登録がされています。内訳は、A a ランクが100社、A ランク427社、B ランク97社、C ランク47社です。今回の指名競争に当たっては、共同企業体なので、A a ランクから8社、また、B、C ランクから8社が指名を受けております。

さて、本年度、6月議会から建設工事の指名競争入札の提案を執行部のほうから受けておりますが、なぜ指名が同じような業者に偏るのでしょうか。この度の指名の中の1社は、事前公表である予定価格で入札している状況であり、この工事を落札したいという意思があったのか疑問です。6月定例会では、議案37号、中央保育所の工事、38号、粕屋中学校の工事、39号、仲原小学校の工事。7月の臨時会では、議案42号、中央小学校の工事、43号、粕屋中学校の工事。手持ち工事を持っている業者を選び続け、福岡県内にある企業の育成という趣旨に反し、特定の団体か

ら指名を繰り返すような指名の在り方は、再考が必要ではないでしょうか。

指名入札においては、透明性、公平性、経済性の三つの観点が重要です。行政が特定の業者を指名することは、不正を誘導することにもつながりかねないリスクがあるということを指摘し、この議案に反対です。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第53号、「令和3年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若決算特別委員会委員長。

（決算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇）

◎5番（末若憲治君）

議案第53号、「令和3年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」、付託を受けました決算特別委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。なお、審査の経過については、議長を除く議員全員によります審査でございますので、要点のみ御報告させていただきます。

一般会計の決算額は、歳入総額203億5,378万6,117円、歳出総額194億1,323万

2,575円。歳入歳出差引額は、9億4,055万3,542円となります。歳入歳出差引額には、次年度への繰越明許費繰越財源6,390万3千円が含まれており、それを差し引いた実質収支額は、8億7,665万542円で、次年度へ繰越しとなっております。また、一般会計の町債残高は、前年度より8億1,963万2,702円増加し、108億2,126万8,452円となり、基金残高は、前年度より10億1,699万3,341円増加し、45億9,444万9,300円となっております。

議員間討議におきまして、令和3年度は様々な課、事業で新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けることとなった1年で、事業の中止や町民の方の自粛が見られ、不用額が多く見られた。今後、この弊害が顕著に表れてくるのではないかという危惧する意見があり、次年度予算編成では、ウィズコロナ・アフターコロナを見据え、積極的な予算編成をしてほしい。また、職員等の欠員も見られ、特に保育士、学童など、職員の処遇改善に力を入れるべきであるという意見も出ております。

決算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり認定すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(決算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

この議案につきましては、委員長報告のとおり議員全員によります審査を行っております。

よって質疑を省略し、これより議案第53号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

(チャイムの音)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第53号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

お諮りいたします。

お昼のチャイムがなりましたけども、あと残り20分ほどだと思いますけども、このまま続けさせていただきたいなと思いますけど、皆さまの御意見をお聞きしますが、異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

はい。では異議なしと認めまして、続けさせていただきます。

◎議長（小池弘基君）

議案第54号、「令和3年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第55号、「令和3年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第56号、「令和3年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第57号、「令和3年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、以上、特別会計4議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若決算特別委員会委員長。

（決算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇）

◎5番（末若憲治君）

議案第54号、「令和3年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第55号、「令和3年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第56号、「令和3年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第57号、「令和3年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、付託を受けました決算特別委員会での審査の経過と結果について、一括して御報告いたします。なお、審査の経過については、議長を除く議員全員によります審査でございますので、要点のみ御報告させていただきます。

議案第54号は、「令和3年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」です。

令和3年度歳入歳出決算は、歳入総額34億8,283万6,687円、歳出総額36億312万431円で、歳入歳出差引1億2,028万3,744円の歳入不足となっております。まず歳入につきましては、前年度に比べ、国民健康保険税が1,729万5,663円、県支出金が

9,009万9千円、繰入金が1,165万3,240円の増額、国庫支出金が286万8千円の減額となっており、歳入総額では、前年度と比べ1億1,970万1,886円の増額となっております。一方、歳出につきましては、前年度と比較して、保険給付費が1億2,779万7,356円、前年度繰上充用金が8,780万1,109円の増額、国民健康保険事業費給付金が4,625万1,255円、諸支出金が2,113万7,798円の減額となっており、歳出総額では、前年度と比べ1億5,084万9,294円の増額となっております。

議員からの意見といたしまして、保険料の見直しを行ったが赤字解消にまでには至らず、今後も保険料が上がることへの危惧や制度そのものに問題があるなど、非常に難しい運営を行っていくことになると考えられる。そういう点でも町として様々な検討をしていくことが必要である、というような意見が出ております。

決算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり認定すべきことに決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第55号、「令和3年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」です。

令和3年度歳入歳出決算の歳入総額5億6,318万5,274円、歳出総額5億3,739万8,664円で、歳入歳出差引2,578万6,610円が次年度へ繰越しとなっております。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方を対象とした医療保険であり、福岡県後期高齢者医療広域連合が実施主体となっている運営でございます。歳入の主なものとしたしましては、後期高齢者医療保険料の4億2,405万5,910円、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合給付金の5億2,052万9,097円です。

議員からの意見でございますが、後期高齢者医療になれば、負担が大きくなったという事例もある。病院にかかる機会が多くなるので、負担軽減を検討すべきである旨の意見も出ております。

決算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり認定すべきことに決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第56号、「令和3年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」です。

令和3年度の決算は、保険事業勘定におきまして、歳入総額25億2,901万4,684円、歳出総額24億5,753万9,026円、歳入歳出の差引7,147万5,658円が次年度への繰越しとなっております。歳入の主なものとしたしまして、第1号被保険者保険料が5億8,243万492円、国県支出金からの負担金及び交付金が14億4,509万9,845円、繰入金が3億8,872万2,076円、繰越金が1億1,218万8,706円でございます。一方、歳出の主なものとしたしましては、全体の88%を占める保険給付費が21億7,239万8,001円、諸支出金が1億3,580万6,645円、地域支援事業費が8,737万

7,878円です。

次に、介護サービス勘定におきましては歳入総額1,249万9,874円、歳出総額825万9,802円、歳入歳出の差引424万72円が次年度へ繰越しとなっております。歳入は、ケアプラン作成によるサービス収入が1,233万6,870円、繰越金が16万3,004円でございます。歳出は総務費が751万4,557円、サービス事業費が74万5,245円となっております。

議員からの意見といたしましては、基金をうまく活用し、町民の負担軽減をしっかりと検討してほしいという意見が出ております。

決算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり認定すべきことに決しましたことを御報告いたします。

最後になります。議案第57号、「令和3年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

令和3年度の決算は歳入総額131万9,455円、歳出総額96万2,838円で、歳入歳出差引額35万6,617円が次年度へ繰越しとなっております。歳入の主なものは、貸付金の償還と繰越金で、貸付金の償還につきましては、現年度分の償還率が100%、過年度分の償還率が1.4%となっております。一方、歳出の主なものは一般会計への繰出金でございます。

議員からの意見といたしまして、事業自体の終了から年月もたっており、職員の方も苦慮している部分が見受けられる。町として、職員の負担軽減の観点からも、早期終結に向け、外部への相談などを行っていくよう求める意見が出ております。

決算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり認定すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(決算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これらの議案につきましても、委員長の報告のとおり、議員全員によります審査を行っております。

よって質疑を省略し、これより議案第54号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第54号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

これより、議案第55号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第55号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

これより、議案第56号の討論に入ります。

(許可のない発言あり)

◎議長（小池弘基君）

よろしいですか。

(許可のない発言あり)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数ということで、決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

それでは、議案第56号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。
(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。
(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第56号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。
(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。
よって、議案第56号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

これより、議案第57号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。
(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。
(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第57号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。
(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。
よって、議案第57号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第58号、「令和3年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」、及び議案第59号、「令和3年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」、以上、企業会計2議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若決算特別委員会委員長。

(決算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番(末若憲治君)

議案第58号、「令和3年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」、議案第59号、「令和3年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」、付託を受けました決算特別委員会での審査の経過と結果について一括して御報告いたします。なお、審査の経過については議長を除く議員全員によります審査でございますので、要点のみ御報告させていただきます。

まず、議案第58号、「令和3年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」です。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和3年度粕屋町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書案のとおり、自己資本金へ3千万円、建設改良積立金へ1億5千万円処分するものです。併せて、令和3年度粕屋町水道事業会計決算は、粕屋南配水池築造工事、基幹管路布設工事及び配水管改良工事、粕屋浄水場電気設備外更新工事などを行っております。収益的収支につきましては、消費税を除きまして、事業収益9億8,536万6,725円、事業費を8億2,789万3,519円、差引1億5,747万3,206円の純利益を計上しております。次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして、収入総額3億7,420万2,998円、支出総額6億3,030万7,773円、差引不足額2億5,610万4,775円につきましては、損益勘定留保資金などで補填をしております。

こちらのほうは議員から意見ございませんでしたが、意見ございませんではないですけれども、いろいろ意見が出ておりますが、決算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。次に、議案第59号、令和3年度粕屋町流域関連公共下水道事業。すみません、ちょっと戻っていいですか、すみません議長、いいですか。私は原案どおり可決及び認定すべきと決しましたことですね。すみません、58号はすみません改めまして、全員賛成で原案どおり可決及び認定すべきことに決しております。大変失礼いたしました。

続きまして、議案59号、「令和3年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出の決算の認定について」です。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和3年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書案のとおり、自己資本金へ1億円、減債積立金へ4千万円処分するものでございます。併せて、令和3年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算についてでございますが、収益的収支につきましては、消費税を除きまして事業収益12億2,659万7,055円、事業費用11億8,808万5,687円、差引3,851万1,368円の純利益を計上しております。次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして、収入総額7億2,930万2,880円、支出総額8億8,392万5,620円、差引不足額1億5,462万2,740円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填をしております。

こちらのほうの意見といたしまして、再生下水道モデル事業、取水ポンプ場取水ポンプ分解整備工事について、契約額が972万1,800円と高額であるにもかかわらず、随意契約によって業者の決定がなされている。本来、入札に付するべきものと考えるが上下水道課の説明では、定期的に点検していたものの、3基あるポンプのうち2基が故障し、緊急に分解整備が必要となったこととある。しかしながら、単年度に続けて2基のポンプが故障するというのは、そもそも経年劣化が進んでいるからであり、本来であれば、複数年かけ計画的に1基ずつ整備すれば、緊急的に整備工事を行う必要がなかったのではないか。よって今後は、機器等の状況を日ごろから点検等しっかり把握し、計画的機器の修理、更新に努めていただくような意見が出ております。

決算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決及び認定すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(決算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これらの議案につきましても、委員長の報告のとおり、議員全員によります審査を行っております。

よって質疑を省略し、これより議案第58号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

これより、議案第59号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

本日、追加提案されました議案第60号、「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第60号は、「工事請負契約の変更について」、付託を受けました文教厚生常

任委員会の審議の経過と結果について御報告いたします。

現在進められている、粕屋中央小学校校舎増築工事におきまして、地中から想定外のコンクリート埋設物が発見されました。増築工事の妨げとなる当該埋設物の撤去工事を行うことで、工事請負金額が当初の金額5億2,745万円から、変更の5億4,047万6,200円となり、工事請負業者であります、粕屋殖産・オリーブハウス特定建設工事共同企業体 代表者 粕屋殖産株式会社 代表取締役 篠原隆盛との工事請負契約の一部を変更するにあたり、条例の定めるところにより、議会の議決を求められたものでございます。

質疑では、工事に入る前になぜ把握できなかったのか、30年前の図面が残っていないことなど、今後残す必要があること。増額になった1,302万6,200円の詳細。1,000万は埋設物撤去工事代金であり、残りは諸経費になるとの答弁でした。

議員間討議では、公共施設の建替えの基準や土壌汚染の調査、国土交通省の規定、基準等に対する意見もありました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことを御報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第60号の討論に入ります。

まず、原案に対する反対の方の発言を許します。

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

議案60号、「工事請負契約の変更について」、反対の立場で討論します。

私はもともと、粕屋中央小学校のこの校舎増築に対しては、慎重に、もう少し時間をかけて、先に考慮すべき内容があるのではという意見を持っていましたので、反対の立場をとっております。

従いまして、今回の工事請負契約の変更にも賛成はできかねますので、反対いたします。その上で、1点指摘させていただきます。今回、埋設物が出てきたことに関し、町の財産管理の面から一言申し上げます。30数年前は、解体業者と町とで、地下30cmまでの埋設物の撤去という覚書があり、そのようにされていたことですが、今回調べまして、その当時はそういうふうな形でしておりますが想定外という

報告を受けております。過去においてそれが通ったとしても、現在ではどういふことなのかということに関して、このような件に事前に調査はしないのかと申し上げましたら、経費がかかるので出てきたときに対応するということでした。

一連の流れを考えますと、新給食センター建設のことが浮かんでまいりました。公共施設の解体工事、その跡地の利用に関しては、各課が個別に対応するのではなく、計画の段階から敷地の状況、想定されることなどに対して、町全体できちんとした流れを作り、担当課が困らないようにすべきという指摘をいたします。

これは、こういうことに関しては、町全体で今後の流れの仕組みを作る必要があるのではということをお願いして、反対討論といたします。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、本日提出されました発議第2号、「粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について」、発議第3号、「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、以上2議案を一括して議題といたします。

これらの発議につきましては、先ほど質疑が終了しておりますので、これより発議2号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第2号を採決いたします。

本発議に賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

15名全員であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

これより、発議第3号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第3号を採決いたします。

本発議に賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

先ほど、これは議案第55号の採決の際に、井上議員が採決ボタン押してるのに、ちょっと反応しなかったといった話がありましたけども、それはあくまでも賛成ということによろしいですか。その確認でございましたので、一応確認させていただきました。

(井上議員、賛成の返事あり)

◎議長（小池弘基君）

採決の結果は変わりございませんけども、一応確認だけさせていただきました。

◎議長（小池弘基君）

それでは次に行きまして、日程第10、「委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査」を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の特定事件の調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査をすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに決定いたしました。

町長から発言の申出がっておりますので、これを認めます。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

令和4年第3回議会定例会の閉会に当たりまして、自席からではございますが、一言御挨拶を申し上げます。

本日、追加提案させていただきました、粕屋中央小学校増築工事の請負契約の変更についての議案を含む、すべての議案に御賛同をいただき、議決をいただきました。深く感謝申し上げます。

さて、今議会の開会時に所信を述べさせていただきましたが、カーボンニュートラルや自治体DX化など、地方自治体の責務として、今取り組まなければならない課題をはじめ、2期目の目標として掲げる様々な政策や事業について、私が先頭に立ち、強い決意を持って努めてまいりたいと思います。どうかこれからも、議員各位の御理解と、なお一層の御協力を賜ることを心からお願いし、閉会にあたっての私からのお礼の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎議長（小池弘基君）

これをもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

また、お昼休みまで時間食い込みまして誠に申し訳ございませんが、これで令和

4年度第3回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、令和4年第3回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時32分

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 小 池 弘 基

署名議員 田 川 正 治

署名議員 久 我 純 治